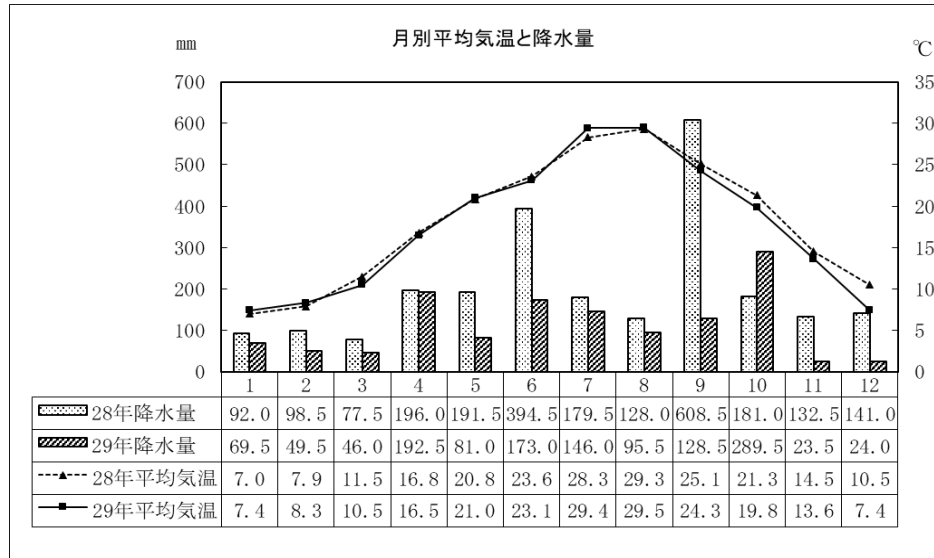
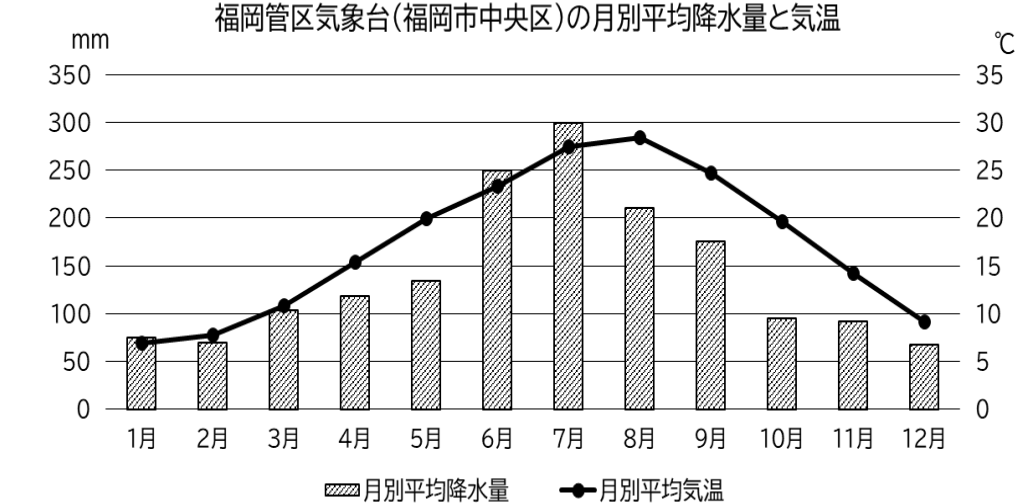


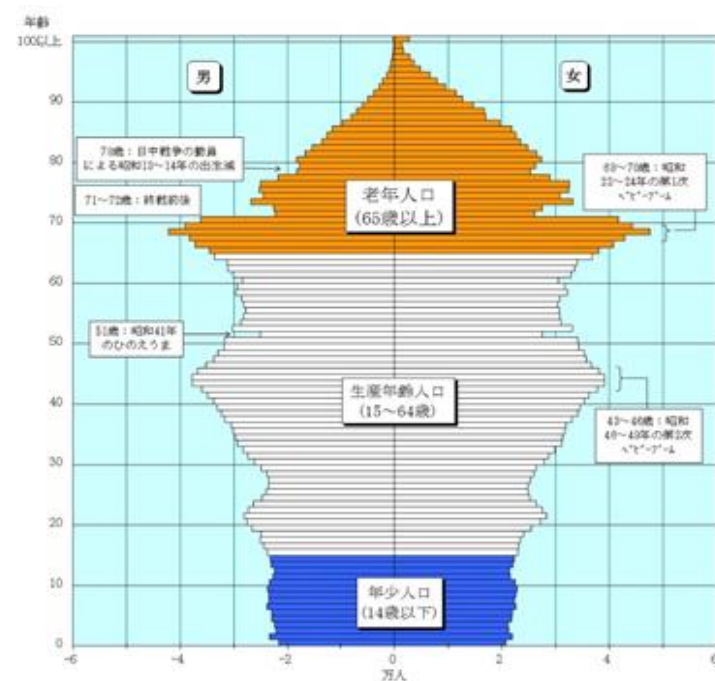
福岡県国民保護計画 新旧対照表（令和８年度変更分）

	変更前	変更後	備考																																																																																																																																																																			
第1編第3章 (13ページ)	【県】～【指定地方公共機関】(略) 【指定公共機関及び指定地方公共機関】 <table><tr><td>機関の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td><u>(新設)</u> 病院その他の医療機関</td><td>1 医療の確保</td></tr></table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	<u>(新設)</u> 病院その他の医療機関	1 医療の確保	【県】～【指定地方公共機関】(略) 【指定公共機関及び指定地方公共機関】 <table><tr><td>機関の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td><u>日本医師会</u> 病院その他の医療機関</td><td>1 医療の確保</td></tr></table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	<u>日本医師会</u> 病院その他の医療機関	1 医療の確保	指定公共機関追加に伴う変更																																																																																																																																																											
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																																																																																																																																					
<u>(新設)</u> 病院その他の医療機関	1 医療の確保																																																																																																																																																																					
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																																																																																																																																					
<u>日本医師会</u> 病院その他の医療機関	1 医療の確保																																																																																																																																																																					
第1編第4章 (15ページ)	(1) (略) (2) 気候 本県は、筑紫山地より北側の地域では、日本海型気候区に属し、冬期には北西の季節風が強く曇りや雨の日が多い。年平均気温の平年値は<u>1.6</u>～1.7℃、年降水量の平年値は <u>1,600～1,800</u>mm である。 一方、同山地より南側の地域では、内陸型気候区に属し、夏と冬の寒暖の差が大きい。また、冬期は晴天の日が多い。年平均気温の平年値は1.5～1.6℃、年降水量の平年値は平野部で <u>1,900mm 前後</u>、山間部では <u>2,500</u>mm 前後である。 観測点：福岡管区气象台（福岡市中央区） 月別平均気温と降水量 <table><tr><td>28年降水量</td><td>92.0</td><td>98.5</td><td>77.5</td><td>196.0</td><td>191.5</td><td>394.5</td><td>179.5</td><td>128.0</td><td>608.5</td><td>181.0</td><td>132.5</td><td>141.0</td></tr><tr><td>29年降水量</td><td>69.5</td><td>49.5</td><td>46.0</td><td>192.5</td><td>81.0</td><td>173.0</td><td>146.0</td><td>95.5</td><td>128.5</td><td>289.5</td><td>23.5</td><td>24.0</td></tr><tr><td>28年平均気温</td><td>7.0</td><td>7.9</td><td>11.5</td><td>16.8</td><td>20.8</td><td>23.6</td><td>28.3</td><td>29.3</td><td>25.1</td><td>21.3</td><td>14.5</td><td>10.5</td></tr><tr><td>29年平均気温</td><td>7.4</td><td>8.3</td><td>10.5</td><td>16.5</td><td>21.0</td><td>23.1</td><td>29.4</td><td>29.5</td><td>24.3</td><td>19.8</td><td>13.6</td><td>7.4</td></tr></table> 観測点：福岡県管区气象台（福岡市中央区） <table><tr><th rowspan="2">年次</th><th rowspan="2">平均気圧 (海面) hPa</th><th colspan="3">気温</th><th rowspan="2">相対湿度 (平均) %</th><th rowspan="2">日照時間 時間</th><th rowspan="2">降水量 mm</th><th rowspan="2">風速 (平均) m/秒</th></tr><tr><th>平均 ℃</th><th>最高 ℃</th><th>最低 ℃</th></tr><tr><td>平成25年</td><td>1015.3</td><td>17.7</td><td>37.9</td><td>-1.7</td><td>88</td><td>2,058.5</td><td>1,801.5</td><td>3.0</td></tr><tr><td>26</td><td>1015.8</td><td>17.1</td><td>37.0</td><td>0.2</td><td>89</td><td>1,809.8</td><td>1,765.5</td><td>2.9</td></tr><tr><td>27</td><td>1015.8</td><td>17.3</td><td>35.8</td><td>-0.9</td><td>71</td><td>1,872.0</td><td>1,887.5</td><td>2.8</td></tr><tr><td>28</td><td>1015.8</td><td>18.1</td><td>37.0</td><td>-4.0</td><td>73</td><td>1,831.5</td><td>2,420.5</td><td>2.7</td></tr><tr><td>29</td><td>1015.7</td><td>17.8</td><td>37.5</td><td>-0.8</td><td>89</td><td>2,089.1</td><td>1,318.5</td><td>2.8</td></tr></table>	28年降水量	92.0	98.5	77.5	196.0	191.5	394.5	179.5	128.0	608.5	181.0	132.5	141.0	29年降水量	69.5	49.5	46.0	192.5	81.0	173.0	146.0	95.5	128.5	289.5	23.5	24.0	28年平均気温	7.0	7.9	11.5	16.8	20.8	23.6	28.3	29.3	25.1	21.3	14.5	10.5	29年平均気温	7.4	8.3	10.5	16.5	21.0	23.1	29.4	29.5	24.3	19.8	13.6	7.4	年次	平均気圧 (海面) hPa	気温			相対湿度 (平均) %	日照時間 時間	降水量 mm	風速 (平均) m/秒	平均 ℃	最高 ℃	最低 ℃	平成25年	1015.3	17.7	37.9	-1.7	88	2,058.5	1,801.5	3.0	26	1015.8	17.1	37.0	0.2	89	1,809.8	1,765.5	2.9	27	1015.8	17.3	35.8	-0.9	71	1,872.0	1,887.5	2.8	28	1015.8	18.1	37.0	-4.0	73	1,831.5	2,420.5	2.7	29	1015.7	17.8	37.5	-0.8	89	2,089.1	1,318.5	2.8	(1) (略) (2) 気候 本県は、筑紫山地より北側の地域では、日本海型気候区に属し、冬期には北西の季節風が強く曇りや雨の日が多い。年平均気温の平年値は<u>1.5</u>～1.7℃、年降水量の平年値は <u>1,500～1,900</u>mm である。 一方、同山地より南側の地域では、内陸型気候区に属し、夏と冬の寒暖の差が大きい。また、冬期は晴天の日が多い。年平均気温の平年値は1.5～1.6℃、年降水量の平年値は平野部で <u>1,700～2,000mm</u>、山間部では <u>2,600</u>mm 前後である。 福岡管区气象台(福岡市中央区)の月別平均降水量と気温  福岡管区气象台(福岡市中央区)における過去5年間の気象データ <table><tr><th>年</th><th>海面気圧 (年平均) [hPa]</th><th>気温 (年平均) [℃]</th><th>最高気温 (年平均) [℃]</th><th>最低気温 (年平均) [℃]</th><th>相対湿度 (年平均) [%]</th><th>日照時間 (年合計) [時間]</th><th>降水量 (年合計) [mm]</th><th>風速 (年平均) [m/秒]</th></tr><tr><td>令和3年</td><td>1015.8</td><td>18.2</td><td>22.4</td><td>14.8</td><td>68</td><td>2043.1</td><td>1979.0</td><td>2.9</td></tr><tr><td>令和4年</td><td>1015.7</td><td>18.0</td><td>22.0</td><td>14.6</td><td>67</td><td>2160.3</td><td>1232.5</td><td>2.8</td></tr><tr><td>令和5年</td><td>1016.0</td><td>18.5</td><td>22.6</td><td>15.1</td><td>69</td><td>2032.8</td><td>1768.0</td><td>2.8</td></tr><tr><td>令和6年</td><td>1015.5</td><td>19.0</td><td>22.7</td><td>15.8</td><td>71</td><td>2037.0</td><td>1971.0</td><td>2.9</td></tr><tr><td>令和7年</td><td>1015.7</td><td>18.4</td><td>22.5</td><td>15.1</td><td>68</td><td>2086.5</td><td>1541.5</td><td>2.8</td></tr></table>	年	海面気圧 (年平均) [hPa]	気温 (年平均) [℃]	最高気温 (年平均) [℃]	最低気温 (年平均) [℃]	相対湿度 (年平均) [%]	日照時間 (年合計) [時間]	降水量 (年合計) [mm]	風速 (年平均) [m/秒]	令和3年	1015.8	18.2	22.4	14.8	68	2043.1	1979.0	2.9	令和4年	1015.7	18.0	22.0	14.6	67	2160.3	1232.5	2.8	令和5年	1016.0	18.5	22.6	15.1	69	2032.8	1768.0	2.8	令和6年	1015.5	19.0	22.7	15.8	71	2037.0	1971.0	2.9	令和7年	1015.7	18.4	22.5	15.1	68	2086.5	1541.5	2.8	時点修正
28年降水量	92.0	98.5	77.5	196.0	191.5	394.5	179.5	128.0	608.5	181.0	132.5	141.0																																																																																																																																																										
29年降水量	69.5	49.5	46.0	192.5	81.0	173.0	146.0	95.5	128.5	289.5	23.5	24.0																																																																																																																																																										
28年平均気温	7.0	7.9	11.5	16.8	20.8	23.6	28.3	29.3	25.1	21.3	14.5	10.5																																																																																																																																																										
29年平均気温	7.4	8.3	10.5	16.5	21.0	23.1	29.4	29.5	24.3	19.8	13.6	7.4																																																																																																																																																										
年次	平均気圧 (海面) hPa	気温			相対湿度 (平均) %	日照時間 時間	降水量 mm	風速 (平均) m/秒																																																																																																																																																														
		平均 ℃	最高 ℃	最低 ℃																																																																																																																																																																		
平成25年	1015.3	17.7	37.9	-1.7	88	2,058.5	1,801.5	3.0																																																																																																																																																														
26	1015.8	17.1	37.0	0.2	89	1,809.8	1,765.5	2.9																																																																																																																																																														
27	1015.8	17.3	35.8	-0.9	71	1,872.0	1,887.5	2.8																																																																																																																																																														
28	1015.8	18.1	37.0	-4.0	73	1,831.5	2,420.5	2.7																																																																																																																																																														
29	1015.7	17.8	37.5	-0.8	89	2,089.1	1,318.5	2.8																																																																																																																																																														
年	海面気圧 (年平均) [hPa]	気温 (年平均) [℃]	最高気温 (年平均) [℃]	最低気温 (年平均) [℃]	相対湿度 (年平均) [%]	日照時間 (年合計) [時間]	降水量 (年合計) [mm]	風速 (年平均) [m/秒]																																																																																																																																																														
令和3年	1015.8	18.2	22.4	14.8	68	2043.1	1979.0	2.9																																																																																																																																																														
令和4年	1015.7	18.0	22.0	14.6	67	2160.3	1232.5	2.8																																																																																																																																																														
令和5年	1016.0	18.5	22.6	15.1	69	2032.8	1768.0	2.8																																																																																																																																																														
令和6年	1015.5	19.0	22.7	15.8	71	2037.0	1971.0	2.9																																																																																																																																																														
令和7年	1015.7	18.4	22.5	15.1	68	2086.5	1541.5	2.8																																																																																																																																																														

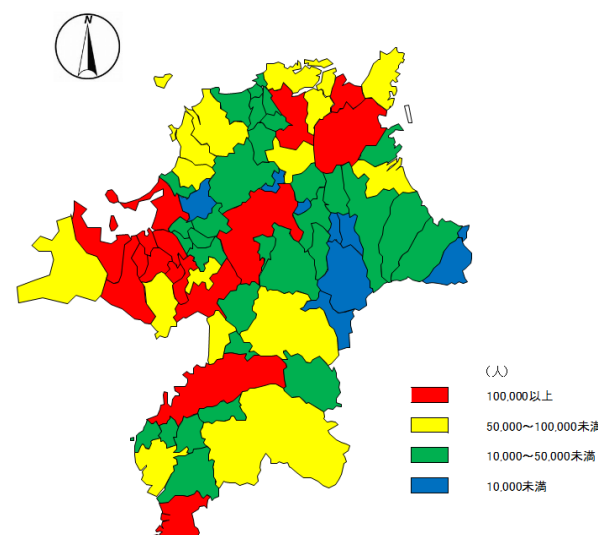
(3) 人口分布

平成29年10月1日現在の人口は、511万0,338人であり、福岡市、北九州市の2つの政令指定都市を抱えるなど人口集積が高い。地域別人口をみると、福岡地域の262万8,562人（構成比51.4%）が最も多く、以下、北九州地域の126万8,095人（同24.8%）、筑後地域の80万4,577人（同15.7%）、筑豊地域の40万9,104人（同8.0%）であり、福岡地域への人口の集積が進んでいる。

福岡県の人口ピラミッド—平成29年10月1日現在—



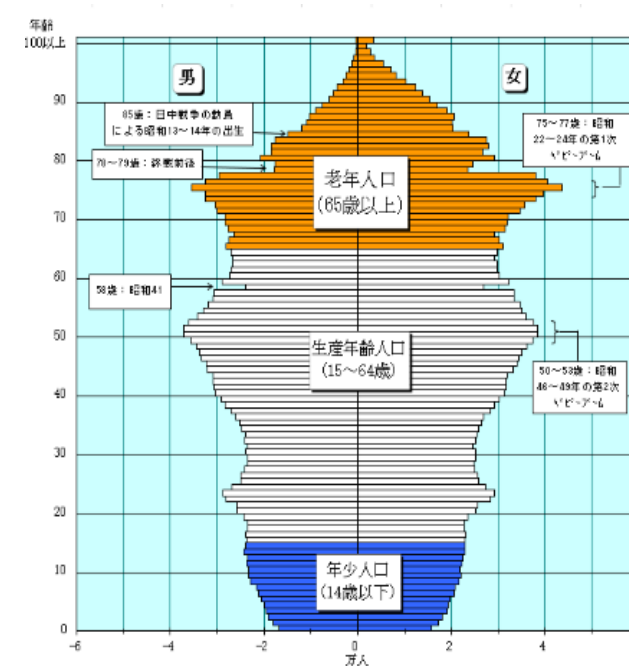
市町村別人口区分



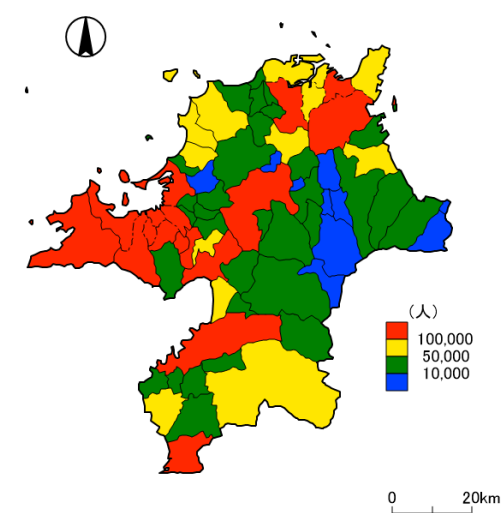
(3) 人口分布

令和6年10月1日現在の人口は、509万7,710人である。地域別人口をみると、福岡地域の273万5,503人（構成比53.7%）が最も多く、以下、北九州地域の121万3,790人（同23.8%）、筑後地域の76万9,432人（同15.1%）、筑豊地域の37万8,985人（同7.4%）であり、福岡地域への人口の集積が進んでいる。

福岡県の人口ピラミッド—令和6年10月1日現在—



市区町村別人口分布



出典：福岡県「令和6年福岡県の人口と世帯年報」

時点修正

	(4) 道路の位置等 道路は、県の南北に延びて熊本県及び山口県と繋がっている九州縦貫自動車道・関門自動車道、県の東西に延びて佐賀県及び大分県に繋がっている九州横断自動車道、県東部には、北九州市から大分県に繋がる東九州自動車道の路線があり、これらに一般国道 <u>2 6</u> 路線、県道 <u>4 5 5</u> 路線の主要道路網が互いに効果的に結ばれている。	(4) 道路の位置等 道路は、県の南北に延びて熊本県及び山口県と繋がっている九州縦貫自動車道・関門自動車道、県の東西に延びて佐賀県及び大分県に繋がっている九州横断自動車道、県東部には、北九州市から大分県に繋がる東九州自動車道の路線があり、これらに一般国道 <u>2 7</u> 路線、県道 <u>4 4 8</u> 路線の主要道路網が互いに効果的に結ばれている。	時点修正																																
第2編第1章第1 (24ページ)	1 県の各部局における平素の業務 県の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。 【県の各部局における平素の業務】 <table><tr><th>部局名</th><th>平素の業務</th></tr><tr><td>各部局共有</td><td> ・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整にすること ・所管する県有施設の管理にすること ・特殊標章等の交付、許可にすること ・<u>緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること</u> </td></tr><tr><td>総務部</td><td> ・国民保護協議会の運営にすること ・自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること ・避難施設の指定に関すること ・国民保護の訓練に関すること ・避難施設の運営体制整備に関すること <u>(新設)</u> </td></tr><tr><td colspan="2"><u>(新設)</u></td></tr><tr><td><u>企画・地域振興部</u></td><td> ・避難住民及び救援物資の運送に関すること ・空港に係る情報収集及び連絡調整に関すること <u>(新設)</u> </td></tr><tr><td><u>人づくり・県民生活部</u></td><td> ・<u>ボランティア等に対する情報提供に関すること</u> ・私立学校への警報等の伝達体制の整備に関すること <u>(新設)</u> </td></tr><tr><td>保健医療介護部</td><td> ・高齢者等の安全確保及び支援に関すること ・医療、医薬品等に関すること ・保健衛生に関すること ・赤十字標章の交付、許可に関すること ・遺体の措置及び埋葬に関すること </td></tr><tr><td><u>福祉労働部</u></td><td> ・避難施設の運営体制整備に関すること ・障がいのある人等の安全確保及び支援に関すること ・ボランティア等の支援に関すること </td></tr></table>	部局名	平素の業務	各部局共有	・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整にすること ・所管する県有施設の管理にすること ・特殊標章等の交付、許可にすること ・<u>緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること</u>	総務部	・国民保護協議会の運営にすること ・自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること ・避難施設の指定に関すること ・国民保護の訓練に関すること ・避難施設の運営体制整備に関すること <u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>企画・地域振興部</u>	・避難住民及び救援物資の運送に関すること ・空港に係る情報収集及び連絡調整に関すること <u>(新設)</u>	<u>人づくり・県民生活部</u>	・<u>ボランティア等に対する情報提供に関すること</u> ・私立学校への警報等の伝達体制の整備に関すること <u>(新設)</u>	保健医療介護部	・高齢者等の安全確保及び支援に関すること ・医療、医薬品等に関すること ・保健衛生に関すること ・赤十字標章の交付、許可に関すること ・遺体の措置及び埋葬に関すること	<u>福祉労働部</u>	・避難施設の運営体制整備に関すること ・障がいのある人等の安全確保及び支援に関すること ・ボランティア等の支援に関すること	1 県の各部局における平素の業務 県の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。 【県の各部局における平素の業務】 <table><tr><th>部局名</th><th>平素の業務</th></tr><tr><td>各部局共有</td><td> ・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整にすること ・所管する県有施設の管理にすること ・特殊標章等の交付、許可に関すること <u>(削除)</u> </td></tr><tr><td>総務部</td><td> ・国民保護協議会の運営に関すること ・自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること ・避難施設の指定に関すること ・国民保護の訓練に関すること ・避難施設の運営体制整備に関すること ・<u>緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること</u> </td></tr><tr><td><u>政策企画部</u></td><td> ・<u>外国人渉外に関すること</u> </td></tr><tr><td><u>市町村・地域振興部</u></td><td> ・避難住民及び救援物資の運送に関すること ・空港に係る情報収集及び連絡調整に関すること ・<u>ボランティア等に対する情報提供に関すること</u> </td></tr><tr><td><u>人材育成・活躍推進部</u></td><td> <u>(削除)</u> ・私立学校への警報等の伝達体制の整備に関すること ・<u>労働関係団体等との連絡調整に関すること</u> </td></tr><tr><td>保健医療介護部</td><td> ・高齢者等の安全確保及び支援に関すること ・医療、医薬品等に関すること ・保健衛生に関すること ・赤十字標章の交付、許可に関すること ・遺体の措置及び埋葬に関すること </td></tr><tr><td><u>福祉子ども政策部</u></td><td> ・避難施設の運営体制整備に関すること ・障がいのある人等の安全確保及び支援に関すること ・ボランティア等の支援に関すること </td></tr></table>	部局名	平素の業務	各部局共有	・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整にすること ・所管する県有施設の管理にすること ・特殊標章等の交付、許可に関すること <u>(削除)</u>	総務部	・国民保護協議会の運営に関すること ・自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること ・避難施設の指定に関すること ・国民保護の訓練に関すること ・避難施設の運営体制整備に関すること ・<u>緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること</u>	<u>政策企画部</u>	・<u>外国人渉外に関すること</u>	<u>市町村・地域振興部</u>	・避難住民及び救援物資の運送に関すること ・空港に係る情報収集及び連絡調整に関すること ・<u>ボランティア等に対する情報提供に関すること</u>	<u>人材育成・活躍推進部</u>	<u>(削除)</u> ・私立学校への警報等の伝達体制の整備に関すること ・<u>労働関係団体等との連絡調整に関すること</u>	保健医療介護部	・高齢者等の安全確保及び支援に関すること ・医療、医薬品等に関すること ・保健衛生に関すること ・赤十字標章の交付、許可に関すること ・遺体の措置及び埋葬に関すること	<u>福祉子ども政策部</u>	・避難施設の運営体制整備に関すること ・障がいのある人等の安全確保及び支援に関すること ・ボランティア等の支援に関すること	県組織再編に伴う変更
部局名	平素の業務																																		
各部局共有	・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整にすること ・所管する県有施設の管理にすること ・特殊標章等の交付、許可にすること ・<u>緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること</u>																																		
総務部	・国民保護協議会の運営にすること ・自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること ・避難施設の指定に関すること ・国民保護の訓練に関すること ・避難施設の運営体制整備に関すること <u>(新設)</u>																																		
<u>(新設)</u>																																			
<u>企画・地域振興部</u>	・避難住民及び救援物資の運送に関すること ・空港に係る情報収集及び連絡調整に関すること <u>(新設)</u>																																		
<u>人づくり・県民生活部</u>	・<u>ボランティア等に対する情報提供に関すること</u> ・私立学校への警報等の伝達体制の整備に関すること <u>(新設)</u>																																		
保健医療介護部	・高齢者等の安全確保及び支援に関すること ・医療、医薬品等に関すること ・保健衛生に関すること ・赤十字標章の交付、許可に関すること ・遺体の措置及び埋葬に関すること																																		
<u>福祉労働部</u>	・避難施設の運営体制整備に関すること ・障がいのある人等の安全確保及び支援に関すること ・ボランティア等の支援に関すること																																		
部局名	平素の業務																																		
各部局共有	・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整にすること ・所管する県有施設の管理にすること ・特殊標章等の交付、許可に関すること <u>(削除)</u>																																		
総務部	・国民保護協議会の運営に関すること ・自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること ・避難施設の指定に関すること ・国民保護の訓練に関すること ・避難施設の運営体制整備に関すること ・<u>緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること</u>																																		
<u>政策企画部</u>	・<u>外国人渉外に関すること</u>																																		
<u>市町村・地域振興部</u>	・避難住民及び救援物資の運送に関すること ・空港に係る情報収集及び連絡調整に関すること ・<u>ボランティア等に対する情報提供に関すること</u>																																		
<u>人材育成・活躍推進部</u>	<u>(削除)</u> ・私立学校への警報等の伝達体制の整備に関すること ・<u>労働関係団体等との連絡調整に関すること</u>																																		
保健医療介護部	・高齢者等の安全確保及び支援に関すること ・医療、医薬品等に関すること ・保健衛生に関すること ・赤十字標章の交付、許可に関すること ・遺体の措置及び埋葬に関すること																																		
<u>福祉子ども政策部</u>	・避難施設の運営体制整備に関すること ・障がいのある人等の安全確保及び支援に関すること ・ボランティア等の支援に関すること																																		

			・ 備蓄物資の整備に関すること ・ <u>労働関係団体等との連絡調整に関すること</u> ・ 人権に係る県民啓発に関すること			・ 備蓄物資の整備に関すること ・ <u>(削除)</u> ・ 人権に係る県民啓発に関すること	
		環境部	・ 廃棄物等の処理に係る調整に関すること		環境部	・ 廃棄物等の処理に係る調整に関すること	
		商工部	・ 商工団体、機関との連絡調整に関すること ・ トラックその他の物資運送手段に対する支援要請体制の確立に関すること ・ トラックその他物資運送手段運送能力の把握に関すること		商工部	・ 商工団体、機関との連絡調整に関すること ・ トラックその他の物資運送手段に対する支援要請体制の確立に関すること ・ トラックその他物資運送手段運送能力の把握に関すること	
		農林水産部	・ 食料の供給に関すること ・ 農林水産業団体との連絡調整に関すること ・ 林道状況の把握、対策に関すること ・ 治山施設の状況把握、対策に関すること ・ 漁港施設の把握、対策に関すること ・ 漁船等による運送に係る連絡調整に関すること ・ 漂流物等に係る情報収集に関すること		農林水産部	・ 食料の供給に関すること ・ 農林水産業団体との連絡調整に関すること ・ 林道状況の把握、対策に関すること ・ 治山施設の状況把握、対策に関すること ・ 漁港施設の把握、対策に関すること ・ 漁船等による運送に係る連絡調整に関すること ・ 漂流物等に係る情報収集に関すること	
		県土整備部	・ 土木関係団体との連絡調整に関すること ・ 道路状況の把握、対策に関すること ・ 河川、海岸、ダム状況の把握、対策に関すること ・ 砂防施設等の把握、対策に関すること ・ 港湾施設の把握、対策に関すること ・ <u>水道施設の把握、対策に関すること</u>		県土整備部	・ 土木関係団体との連絡調整に関すること ・ 道路状況の把握、対策に関すること ・ 河川、海岸、ダム状況の把握、対策に関すること ・ 砂防施設等の把握、対策に関すること ・ 港湾施設の把握、対策に関すること ・ <u>(削除)</u>	
		建築都市部	・ 公園緑地施設の把握、対策に関すること ・ 建設業協会等との連絡調整に関すること ・ 建築物の危険度調査等に関すること ・ 住宅供給公社との連絡調整に関すること ・ <u>(新規)</u>		建築都市部	・ 公園緑地施設の把握、対策に関すること ・ 建設業協会等との連絡調整に関すること ・ 建築物の危険度調査等に関すること ・ 住宅供給公社との連絡調整に関すること ・ <u>水道施設の把握、対策に関すること</u>	
		企業局	・ 県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること		企業局	・ 県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること	
		教育委員会	・ 公立学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること		教育委員会	・ 公立学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること	
		警察本部	・ 警備体制の整備に関すること ・ 情報の収集・連絡体制の整備に関すること ・ 住居等に対する情報伝達・広報体制の整備に関すること ・ 交通規制に係る体制及び施設の整備に関すること ・ 装備資機材の整備に関すること ・ 関係機関との協力関係の構築に関すること ・ 武力攻撃災害における応急措置等に係る体制の確保に関すること ・ 特殊標章の交付及び仕様に係る体制の整備に関すること ・ 緊急通行車両の確保及び標章交付に関すること		警察本部	・ 警備体制の整備に関すること ・ 情報の収集・連絡体制の整備に関すること ・ 住居等に対する情報伝達・広報体制の整備に関すること ・ 交通規制に係る体制及び施設の整備に関すること ・ 装備資機材の整備に関すること ・ 関係機関との協力関係の構築に関すること ・ 武力攻撃災害における応急措置等に係る体制の確保に関すること ・ 特殊標章の交付及び仕様に係る体制の整備に関すること ・ 緊急通行車両の確保及び標章交付に関すること	

	2～4（略） <u>（新設）</u>	2～4（略） <u>5 医療提供体制の確保</u> <u>県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。</u>	基本指針の見直しに伴う変更
第2編第1章第3 （35ページ）	(1)～(3)（略） (4) 市町村における通信の確保 市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、市町村防災行政無線（同報系）又はMCAシステムを活用した「ふくおかコミュニティ無線」等の整備と通信のデジタル化の推進に努め、県に準じた通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。 <u>※ MCAシステムとは、</u> <u>一定の周波数を多数の利用者で共同で利用するMCA方式（Multi-Channel Access System）を採用した業務用無線システムであり、陸上移動通信分野（運送業、タクシー業）において広く利用されている。</u> <u>※ ふくおかコミュニティ無線とは、</u> <u>複数の相手方に一斉に通報できるMCAシステムの特徴を活かした、同報系通信システムである。</u>	(1)～(3)（略） (4) 市町村における通信の確保 市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT） <u>又は市町村防災行政無線（同報系）、緊急速報メール等をはじめとした情報伝達手段の多重化</u> と通信のデジタル化の推進に努め、県に準じた通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	記載内容の適正化 MACシステム廃止に伴う削除
第2編第1章第5 （40ページ）	1（略） 2 訓練 (1) 県における訓練の実施 県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる <u>避難訓練</u> 、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。 (2)～(4)（略） (5)①～⑥（略） <u>（新設）</u>	1（略） 2 訓練 (1) 県における訓練の実施 県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる <u>避難・救援訓練</u> 、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。 (2)～(4)（略） (5)①～⑥（略） <u>⑦ 県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公</u>	武力攻撃災害への対応訓練の適正化 基本指針変更

		<u>共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。</u>	伴う変更
第2編第2章 (42ページ)	1 避難に関する基本的事項 (1) 避難のため必要となる基礎的資料の準備 (略) 【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 (略) <u>○ 避難施設のリスト(避難住民の収容能力や屋内外の別等)</u> (略) (2)～(3) (略) 2～3 (略) 4 交通の確保に関する体制等の整備 (1)～(2) (略) (3) 緊急通行車両に係る確認手続き 県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続きを定めるとともに、<u>事前届出</u>・確認制度の整備を図る。 (4) (略) 5 避難施設の指定 (1) 避難施設の指定の考え方 県は、<u>区域の人口</u>、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、発生の可能性のある事態を念頭に置き、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。 また、大都市特例により、福岡市、北九州市が指定する避難施設について、その指定に関する考え方や手続きなどに関して整合性が確保されるよう連携を図る。	1 避難に関する基本的事項 (1) 避難のため必要となる基礎的資料の準備 (略) 【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 (略) <u>○ 収容施設(避難所(長期避難住宅及び宿泊施設を含む。)及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等のリスト(※特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等)</u> <u>○ 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト</u> (略) (2)～(3) (略) 2～3 (略) 4 交通の確保に関する体制等の整備 (1)～(2) (略) (3) 緊急通行車両に係る確認手続き 県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続きを定めるとともに、確認制度の整備を図る。 (4) (略) 5 避難施設の指定 (1) 避難施設の指定の考え方 県は、<u>避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の人口</u>、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、発生の可能性のある事態を念頭に置き、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。 また、大都市特例により、福岡市、北九州市が指定する避難施設について、その指定に関する考え方や手続きなどに関して整合性が確保されるよう連携を図る。	基本指針変更に伴う変更 緊急通行車両の確認等に係る審査基準の改正に伴う変更 基本指針変更に伴う変更

第3編第1章 (57ページ)	1 国民保護対策準備室の設置及び初動措置 (1) 国民保護対策準備室の設置 ① 県の職員は、住民からの通報、市町村からの連絡その他の情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案（以下「緊急事案」という。）の発生を把握した場合は、直ちにその旨を防災危機管理局防災企画課を通じて知事に報告する。 ②～④（略） 【国民保護対策準備室の構成等】 国民保護対策準備室 ●準備室長<副知事> ●参集する室員（事態により変更あり） ・総務部長 ・防災危機管理局長 ・防災企画課長 ・県民情報広報課長 ・福祉総務課長 ・薬務課長 ・医療指導課長 ・その他関係課長 ・県警察警備課長 迅速な情報収集・分析・調整 福岡県危機管理調整センター ・初動における事態の情報収集 ・武力攻撃災害等への対応の迅速化を図るために必要な調整 ※ 必要に応じて、県に設置 情報収集・提供 関係市町村・消防本部 その他の関係機関 2～3（略） 4 国民保護対策準備室設置時における県の業務等 <table border="1"> <tr> <td>各部局共有</td><td> ・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること ・出先機関（県）からの情報収集、連絡に関すること ・県有施設の管理（被害状況確認含む）に関すること ・避難誘導の補助に関すること ・特殊標章等の交付、許可に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること </td></tr> <tr> <td>総務部</td><td> ・関係市町村・消防本部からの情報収集に関すること ・県警察本部からの情報収集・連絡調整に関すること ・自衛隊、第七管区海上保安本部及び関係機関からの情報収集・連絡調整に関すること ・内閣官房、消防庁への連絡調整に関すること ・警報の伝達（準備）、緊急通報の発令に関すること ・県民への情報提供・注意喚起に関すること ・危険物資取扱所（危険物、放射性物質等）との連絡調整に関すること ・（新設） ・救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関すること ・防災行政無線機能の点検等通信手段の確保に関すること ・職員の派遣（要請）及びあっせんに関すること </td></tr> </table>	各部局共有	・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること ・出先機関（県）からの情報収集、連絡に関すること ・県有施設の管理（被害状況確認含む）に関すること ・避難誘導の補助に関すること ・特殊標章等の交付、許可に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること	総務部	・関係市町村・消防本部からの情報収集に関すること ・県警察本部からの情報収集・連絡調整に関すること ・自衛隊、第七管区海上保安本部及び関係機関からの情報収集・連絡調整に関すること ・内閣官房、消防庁への連絡調整に関すること ・警報の伝達（準備）、緊急通報の発令に関すること ・県民への情報提供・注意喚起に関すること ・危険物資取扱所（危険物、放射性物質等）との連絡調整に関すること ・（新設） ・救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関すること ・防災行政無線機能の点検等通信手段の確保に関すること ・職員の派遣（要請）及びあっせんに関すること
各部局共有	・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること ・出先機関（県）からの情報収集、連絡に関すること ・県有施設の管理（被害状況確認含む）に関すること ・避難誘導の補助に関すること ・特殊標章等の交付、許可に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること				
総務部	・関係市町村・消防本部からの情報収集に関すること ・県警察本部からの情報収集・連絡調整に関すること ・自衛隊、第七管区海上保安本部及び関係機関からの情報収集・連絡調整に関すること ・内閣官房、消防庁への連絡調整に関すること ・警報の伝達（準備）、緊急通報の発令に関すること ・県民への情報提供・注意喚起に関すること ・危険物資取扱所（危険物、放射性物質等）との連絡調整に関すること ・（新設） ・救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関すること ・防災行政無線機能の点検等通信手段の確保に関すること ・職員の派遣（要請）及びあっせんに関すること				
1 国民保護対策準備室の設置及び初動措置 (1) 国民保護対策準備室の設置 ① 県の職員は、住民からの通報、市町村からの連絡その他の情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案（以下「緊急事案」という。）の発生を把握した場合は、直ちにその旨を防災危機管理局危機管理課を通じて知事に報告する。 ②～④（略） 【国民保護対策準備室の構成等】 国民保護対策準備室 ●準備室長<副知事> ●参集する室員（事態により変更あり） ・総務部長 ・防災危機管理局長 ・危機管理課長 ・広報課長 ・福祉総務課長 ・薬務課長 ・医療指導課長 ・その他関係課長 ・県警察警備課長 迅速な情報収集・分析・調整 福岡県危機管理調整センター ・初動における事態の情報収集 ・武力攻撃災害等への対応の迅速化を図るために必要な調整 ※ 必要に応じて、県に設置 情報収集・提供 関係市町村・消防本部 その他の関係機関 2～3（略） 4 国民保護対策準備室設置時における県の業務等 <table border="1"> <tr> <td>各部局共有</td><td> ・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること ・出先機関（県）からの情報収集、連絡に関すること ・県有施設の管理（被害状況確認含む）に関すること ・避難誘導の補助に関すること ・特殊標章等の交付、許可に関すること ・（削除） </td></tr> <tr> <td>総務部</td><td> ・関係市町村・消防本部からの情報収集に関すること ・県警察本部からの情報収集・連絡調整に関すること ・自衛隊、第七管区海上保安本部及び関係機関からの情報収集・連絡調整に関すること ・内閣官房、消防庁への連絡調整に関すること ・警報の伝達（準備）、緊急通報の発令に関すること ・県民への情報提供・注意喚起に関すること ・危険物資取扱所（危険物、放射性物質等）との連絡調整に関すること ・危険物資取扱所（火薬類・高圧ガス）との連絡調整に関すること ・救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関すること ・防災行政無線機能の点検等通信手段の確保に関すること ・職員の派遣（要請）及びあっせんに関すること </td></tr> </table>	各部局共有	・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること ・出先機関（県）からの情報収集、連絡に関すること ・県有施設の管理（被害状況確認含む）に関すること ・避難誘導の補助に関すること ・特殊標章等の交付、許可に関すること ・（削除）	総務部	・関係市町村・消防本部からの情報収集に関すること ・県警察本部からの情報収集・連絡調整に関すること ・自衛隊、第七管区海上保安本部及び関係機関からの情報収集・連絡調整に関すること ・内閣官房、消防庁への連絡調整に関すること ・警報の伝達（準備）、緊急通報の発令に関すること ・県民への情報提供・注意喚起に関すること ・危険物資取扱所（危険物、放射性物質等）との連絡調整に関すること ・危険物資取扱所（火薬類・高圧ガス）との連絡調整に関すること ・救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関すること ・防災行政無線機能の点検等通信手段の確保に関すること ・職員の派遣（要請）及びあっせんに関すること	県組織再編に伴う変更 県組織再編に伴う変更
各部局共有	・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること ・出先機関（県）からの情報収集、連絡に関すること ・県有施設の管理（被害状況確認含む）に関すること ・避難誘導の補助に関すること ・特殊標章等の交付、許可に関すること ・（削除）				
総務部	・関係市町村・消防本部からの情報収集に関すること ・県警察本部からの情報収集・連絡調整に関すること ・自衛隊、第七管区海上保安本部及び関係機関からの情報収集・連絡調整に関すること ・内閣官房、消防庁への連絡調整に関すること ・警報の伝達（準備）、緊急通報の発令に関すること ・県民への情報提供・注意喚起に関すること ・危険物資取扱所（危険物、放射性物質等）との連絡調整に関すること ・危険物資取扱所（火薬類・高圧ガス）との連絡調整に関すること ・救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関すること ・防災行政無線機能の点検等通信手段の確保に関すること ・職員の派遣（要請）及びあっせんに関すること				

			・他の都道府県からの一部事務の受託に関すること ・避難施設の確保に係る調整、<u>開設</u>及び運営に関すること <u>(新設)</u>			・他の都道府県からの一部事務の受託に関すること ・避難施設の確保に係る調整、<u>供与</u>及び運営に関すること ・<u>緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること</u>		
		<u>(新設)</u>			<u>政策企画部</u>	<u>・外国人渉外に関すること</u>		
		<u>企画・地域振興部</u>	・避難住民の運送の確保に関すること ・空港に係る情報収集及び連絡調整に関すること		<u>市町村・地域振興部</u>	・避難住民の運送の確保に関すること ・空港に係る情報収集及び連絡調整に関すること		
		<u>人づくり・県民生活部</u>	・私立学校との連絡調整に関すること <u>(新設)</u>		<u>人材育成・活躍推進部</u>	・私立学校との連絡調整に関すること ・<u>労働関係団体等との連絡調整に関すること</u>		
		保健医療 介護部	・高齢者等の安全確保及び支援に関すること ・医療、医薬品等に関すること ・赤十字標識の交付、許可に関すること ・危険物資取扱所（毒物・劇物、毒薬・劇薬等）との連絡調整に関する こと		保健医療 介護部	・高齢者等の安全確保及び支援に関すること ・医療、医薬品等に関すること ・赤十字標識の交付、許可に関すること ・危険物資取扱所（毒物・劇物、毒薬・劇薬等）との連絡調整に関する こと		
		<u>福祉労働部</u>	・<u>避難施設の開設</u>、運営に関すること ・障がいのある人等の安全確保及び支援に関すること ・<u>労働関係団体等との連絡調整に関すること</u>		<u>福祉こども政策部</u>	・<u>避難施設等の供与</u>、運営に関すること ・障がいのある人等の安全確保及び支援に関すること <u>(削除)</u>		
		商工部	・商業施設等との連絡調整に関すること ・<u>危険物資取扱所（火薬類・高圧ガス）との連絡調整に関すること</u> ・トラックその他の物資運送手段に対する支援要請に関すること		商工部	・商業施設等との連絡調整に関すること <u>(削除)</u> ・トラックその他の物資運送手段に対する支援要請に関すること		
		農林水産部	・食料の供給に関すること ・農林水産業団体との連絡調整に関すること ・農道の状況把握、対策に関すること ・林道の状況把握、対策に関すること ・治山施設の状況把握、対策に関すること ・漁港施設の状況把握、対策に関すること ・漁船等による運送に係る連絡調整に関すること ・漂流物等に係る情報収集に関すること		農林水産部	・食料の供給に関すること ・農林水産業団体との連絡調整に関すること ・農道の状況把握、対策に関すること ・林道の状況把握、対策に関すること ・治山施設の状況把握、対策に関すること ・漁港施設の状況把握、対策に関すること ・漁船等による運送に係る連絡調整に関すること ・漂流物等に係る情報収集に関すること		
		県土整備部	・土木関係団体との連絡調整に関すること ・道路の状況把握、対策に関すること ・河川、海岸、ダムの状況把握、対策に関すること ・砂防施設等の状況把握、対策に関すること ・港湾施設の状況把握、対策に関すること ・水の確保に係る調整に関すること		県土整備部	・土木関係団体との連絡調整に関すること ・道路の状況把握、対策に関すること ・河川、海岸、ダムの状況把握、対策に関すること ・砂防施設等の状況把握、対策に関すること ・港湾施設の状況把握、対策に関すること ・水の確保に係る調整に関すること		
		建築都市部	・公園施設等の状況把握、対策に関すること ・建設業協会等との連絡調整に関すること ・建築物の危険度調査等に関すること		建築都市部	・公園施設等の状況把握、対策に関すること ・建設業協会等との連絡調整に関すること ・建築物の危険度調査等に関すること		

	<table><tr><td>企業局</td><td>・県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること</td></tr><tr><td>教育委員会</td><td>・避難施設の確保に関すること ・公立学校等との連絡調整に関すること ・生徒、児童等の安全確保に関すること</td></tr><tr><td>警察本部</td><td>・警備体制に関すること ・情報の収集・連絡に関すること ・住民等に対する情報伝達・広報に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・交通規制に関すること ・武力攻撃災害における応急措置等に関すること ・生活関連等施設等の安全確保の支援に関すること ・特殊標章の交付・使用に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること</td></tr></table>	企業局	・県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること	教育委員会	・避難施設の確保に関すること ・公立学校等との連絡調整に関すること ・生徒、児童等の安全確保に関すること	警察本部	・警備体制に関すること ・情報の収集・連絡に関すること ・住民等に対する情報伝達・広報に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・交通規制に関すること ・武力攻撃災害における応急措置等に関すること ・生活関連等施設等の安全確保の支援に関すること ・特殊標章の交付・使用に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること	<table><tr><td>企業局</td><td>・県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること</td></tr><tr><td>教育委員会</td><td>・避難施設の確保に関すること ・公立学校等との連絡調整に関すること ・生徒、児童等の安全確保に関すること</td></tr><tr><td>警察本部</td><td>・警備体制に関すること ・情報の収集・連絡に関すること ・住民等に対する情報伝達・広報に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・交通規制に関すること ・武力攻撃災害における応急措置等に関すること ・生活関連等施設等の安全確保の支援に関すること ・特殊標章の交付・使用に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること</td></tr></table>	企業局	・県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること	教育委員会	・避難施設の確保に関すること ・公立学校等との連絡調整に関すること ・生徒、児童等の安全確保に関すること	警察本部	・警備体制に関すること ・情報の収集・連絡に関すること ・住民等に対する情報伝達・広報に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・交通規制に関すること ・武力攻撃災害における応急措置等に関すること ・生活関連等施設等の安全確保の支援に関すること ・特殊標章の交付・使用に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること	
企業局	・県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること														
教育委員会	・避難施設の確保に関すること ・公立学校等との連絡調整に関すること ・生徒、児童等の安全確保に関すること														
警察本部	・警備体制に関すること ・情報の収集・連絡に関すること ・住民等に対する情報伝達・広報に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・交通規制に関すること ・武力攻撃災害における応急措置等に関すること ・生活関連等施設等の安全確保の支援に関すること ・特殊標章の交付・使用に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること														
企業局	・県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること														
教育委員会	・避難施設の確保に関すること ・公立学校等との連絡調整に関すること ・生徒、児童等の安全確保に関すること														
警察本部	・警備体制に関すること ・情報の収集・連絡に関すること ・住民等に対する情報伝達・広報に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・交通規制に関すること ・武力攻撃災害における応急措置等に関すること ・生活関連等施設等の安全確保の支援に関すること ・特殊標章の交付・使用に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること														
	5（略）	5（略）													
第3編第2章 （64ページ）	1 県対策本部の設置 （1）～（3）（略） 【県対策本部の組織構成及び各機関との関連図】 2（略） 3 県対策本部設置時における県対策本部及び県の業務等 <table><tr><td>県対策本部</td><td>●総括に関すること ・県対策本部員会議の運営に関すること ・収集・整理・分析した情報を踏まえた県対策本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること</td></tr></table>	県対策本部	●総括に関すること ・県対策本部員会議の運営に関すること ・収集・整理・分析した情報を踏まえた県対策本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること	1 県対策本部の設置 （1）～（3）（略） 【県対策本部の組織構成及び各機関との関連図】 2（略） 3 県対策本部設置時における県対策本部及び県の業務等 <table><tr><td>県対策本部</td><td>●総括に関すること ・県対策本部員会議の運営に関すること ・収集・整理・分析した情報を踏まえた県対策本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること</td></tr></table>	県対策本部	●総括に関すること ・県対策本部員会議の運営に関すること ・収集・整理・分析した情報を踏まえた県対策本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること	県組織再編に伴う変更								
県対策本部	●総括に関すること ・県対策本部員会議の運営に関すること ・収集・整理・分析した情報を踏まえた県対策本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること														
県対策本部	●総括に関すること ・県対策本部員会議の運営に関すること ・収集・整理・分析した情報を踏まえた県対策本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること														

		・警報の伝達、避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定に関する事 ・県対策本部長が決定した方針に基づく具体的に実施すべき措置の検討、整理(実施機関等の決定)に関する事 ・県の実施業務及び実施体制の調整に関する事 ●広報に関する事 ・被災状況や県対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動に関する事（公表情報の作成含む） ・県民への情報提供・注意喚起に関する事 ●伝達に関する事 ・各種措置に係る各実施機関への指示・伝達に関する事 ・他の都道府県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事 ・市町村への応援等に関する事 ・指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事 ・内閣官房、消防庁への連絡調整に関する事 ・県が行う国民保護措置に係る調整に関する事 ●通信に関する事 ・防災行政無線機能の点検、通信機器の配備等、通信回線の確保に関する事 ・ヘリコプターテレビ電送システム等からの映像の収集、配信に関する事 ●情報収集に関する事 ・以下に係る国、他の都道府県、市町村、消防本部等関係機関からの情報収集に関する事（被災情報、避難や救援の実施状況、安否情報、その他必要とする情報） ●情報整理に関する事 ・収集した情報の整理、集約に関する事 ・活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関する事 ・安否情報の提供に関する事 ●情報分析に関する事 ・県対策本部長の求めによる情報の分析に関する事 ・県対策本部員会議等への情報提供に関する事 ●避難措置の実施・調整に関する事 ●救援措置の実施・調整に関する事 ●ボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事 ●庶務に関する事		・警報の伝達、避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定に関する事 ・県対策本部長が決定した方針に基づく具体的に実施すべき措置の検討、整理(実施機関等の決定)に関する事 ・県の実施業務及び実施体制の調整に関する事 ●広報に関する事 ・被災状況や県対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動に関する事（公表情報の作成含む） ・県民への情報提供・注意喚起に関する事 ●伝達に関する事 ・各種措置に係る各実施機関への指示・伝達に関する事 ・他の都道府県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事 ・市町村への応援等に関する事 ・指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事 ・内閣官房、消防庁への連絡調整に関する事 ・県が行う国民保護措置に係る調整に関する事 ●通信に関する事 ・防災行政無線機能の点検、通信機器の配備等、通信回線の確保に関する事 ・ヘリコプターテレビ電送システム等からの映像の収集、配信に関する事 ●情報収集に関する事 ・以下に係る国、他の都道府県、市町村、消防本部等関係機関からの情報収集に関する事（被災情報、避難や救援の実施状況、安否情報、その他必要とする情報） ●情報整理に関する事 ・収集した情報の整理、集約に関する事 ・活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関する事 ・安否情報の提供に関する事 ●情報分析に関する事 ・県対策本部長の求めによる情報の分析に関する事 ・県対策本部員会議等への情報提供に関する事 ●避難措置の実施・調整に関する事 ●救援措置の実施・調整に関する事 ●ボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事 ●庶務に関する事	
--	--	--	--	--	--

		・必要資機材（通信機器含む）、食料の調達等に関すること ・県対策本部員や県対策本部職員のローテーション管理に関すること	
各部共有	・指定行政機関及び指定地方行政機関からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること ・指定公共機関及び指定地方公共機関、ライフライン事業者からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること ・指定公共機関、指定地方公共機関への応援に関すること ・出先機関(県)からの情報収集、連絡に関すること ・市町村に対する一部業務の委任に関すること ・県有施設の管理(被害状況確認含む)に関すること ・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること ・避難誘導の補助に関すること ・特殊標章等の交付、許可に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること	各部共有	・指定行政機関及び指定地方行政機関からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること ・指定公共機関及び指定地方公共機関、ライフライン事業者からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること ・指定公共機関、指定地方公共機関への応援に関すること ・出先機関(県)からの情報収集、連絡に関すること ・市町村に対する一部業務の委任に関すること ・県有施設の管理(被害状況確認含む)に関すること ・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること ・避難誘導の補助に関すること ・特殊標章等の交付、許可に関すること ・(削除)
総務部	・危険物質取扱所(危険物、放射性物質等)との連絡調整に関すること ・救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関すること ・緊急輸送の準備に関すること（現地ヘリポートの確保含む） ・職員の派遣(要請)及びあっせんに関すること ・避難施設の確保に係る調整に関すること ・県有施設の管理(被害状況確認含む)の総括に関すること ・他の都道府県に対する一部業務の委託に関すること ・他の都道府県からの一部事務の受託に関すること ・避難施設の確保に係る調整、開設及び運営に関すること (新設) (新設)	総務部	・危険物質取扱所(危険物、放射性物質等)との連絡調整に関すること ・救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関すること ・緊急輸送の準備に関すること（現地ヘリポートの確保含む） ・職員の派遣(要請)及びあっせんに関すること ・避難施設の確保に係る調整に関すること ・県有施設の管理(被害状況確認含む)の総括に関すること ・他の都道府県に対する一部業務の委託に関すること ・他の都道府県からの一部事務の受託に関すること ・避難施設の確保に係る調整、供与及び運営に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること ・危険物質取扱所(火薬類・高圧ガス)との連絡調整に関すること
企画・地域振興部	・避難住民及び救援物資の運送手段の確保に関すること ・空港に係る情報収集及び連絡調整に関すること ・外国人に係る安否情報など県内外国公館との連絡調整に関すること ・外国人に対する情報伝達の調整に関すること	政策企画部	・外国人に係る安否情報など県内外国公館との連絡調整に関すること ・外国人に対する情報伝達の調整に関すること
(新設)		市町村・地域振興部	・避難住民及び救援物資の運送手段の確保に関すること ・空港に係る情報収集及び連絡調整に関すること ・ボランティア等に対する情報提供に関すること ・生活必需物資の需要動向調査及び価格の安定に関すること
人づくり・県民生活部	・ボランティア等に対する情報提供に関すること ・生活必需物資の需要動向調査及び価格の安定に関すること ・私立学校との連絡調整に関すること	人材育成・活躍推進部	・(削除) ・(削除) ・私立学校との連絡調整に関すること
保健医療介護部	・高齢者等の安全確保及び支援に関すること ・医療全般、医薬品の確保等に関すること ・保健衛生に関すること（感染症対策含む）	保健医療介護部	・高齢者等の安全確保及び支援に関すること ・医療全般、医薬品の確保等に関すること ・保健衛生に関すること（感染症対策含む）

基本指針変更にもなう変更

県組織再編に伴う変更

			・赤十字標章の交付、許可に関すること ・危険物質取扱所(毒物・劇物、毒薬・劇薬等)との連絡調整に関すること ・遺体の措置及び埋葬に関すること				・赤十字標章の交付、許可に関すること ・危険物質取扱所(毒物・劇物、毒薬・劇薬等)との連絡調整に関すること ・遺体の措置及び埋葬に関すること	基本指針変更にと もなう変更
		福祉労働部	・<u>避難施設の開設</u>、運営に関すること ・救援の実施に関すること ・障がいのある人等の安全確保及び支援に関すること ・備蓄物資の供給に関すること ・ボランティア等の支援に関すること ・日本赤十字社に対する業務の一部委託に関すること			福祉こども 政策部	・<u>避難施設等の供与</u>、運営に関すること ・救援の実施に関すること ・障がいのある人等の安全確保及び支援に関すること ・備蓄物資の供給に関すること ・ボランティア等の支援に関すること ・日本赤十字社に対する業務の一部委託に関すること	
		環境部	・廃棄物等の処理に係る調整に関すること			環境部	・廃棄物等の処理に係る調整に関すること	
		商工部	・商業施設等との連絡調整に関すること ・商工団体、機関との連絡調整に関すること ・<u>危険物質取扱所(火薬類・高圧ガス)との連絡調整に関すること</u> ・トラックその他の物資運送手段に対する支援要請に関すること ・救援措置に係る被服、寝具その他生活必需品の確保等に関すること ・救援物資の保管命令又は収用命令に関すること ・外国人に対する情報伝達の調整に関すること			商工部	・商業施設等との連絡調整に関すること ・商工団体、機関との連絡調整に関すること ・<u>(削除)</u> ・トラックその他の物資運送手段に対する支援要請に関すること ・救援措置に係る被服、寝具その他生活必需品の確保等に関すること ・救援物資の保管命令又は収用命令に関すること ・外国人に対する情報伝達の調整に関すること	
		農林水産部	・食料の供給に関すること ・農林水産業団体との連絡調整に関すること ・農道の状況把握、対策に関すること ・ため池施設等の状況把握、安全確保に関すること ・林道の状況把握、対策に関すること ・治山施設の状況把握、対策に関すること ・漁港施設の状況把握、対策に関すること ・漁船等による運送に係る連絡調整に関すること ・漂流物等に係る情報収集に関すること			農林水産部	・食料の供給に関すること ・農林水産業団体との連絡調整に関すること ・農道の状況把握、対策に関すること ・ため池施設等の状況把握、安全確保に関すること ・林道の状況把握、対策に関すること ・治山施設の状況把握、対策に関すること ・漁港施設の状況把握、対策に関すること ・漁船等による運送に係る連絡調整に関すること ・漂流物等に係る情報収集に関すること	
		県土整備部	・土木関係団体との連絡調整に関すること ・道路(橋りょう含む)の状況把握、対策に関すること ・道路利用の広域調整に関すること ・道路公社が管理する道路の情報収集に関すること ・河川、海岸、ダムの状況把握、対策に関すること ・砂防施設等の状況把握、対策に関すること ・港湾施設の状況把握、対策に関すること ・水源の調整に関すること ・水の確保に係る調整に関すること			県土整備部	・土木関係団体との連絡調整に関すること ・道路(橋りょう含む)の状況把握、対策に関すること ・道路利用の広域調整に関すること ・道路公社が管理する道路の情報収集に関すること ・河川、海岸、ダムの状況把握、対策に関すること ・砂防施設等の状況把握、対策に関すること ・港湾施設の状況把握、対策に関すること ・水源の調整に関すること ・水の確保に係る調整に関すること	県組織再編に伴 う変更
		建築都市部	・公園緑地施設の把握、対策に関すること ・避難地、避難施設の供給等に関すること ・建設業協会等との連絡調整に関すること			建築都市部	・公園緑地施設の把握、対策に関すること ・避難地、避難施設の供給等に関すること ・建設業協会等との連絡調整に関すること	

	<table><tr><td></td><td> ・建築物の危険度調査等に関すること ・住宅供給公社との連絡調整に関すること ・仮設建築物、仮設住宅の供給手配に関すること ・県営住宅の供給に関すること </td></tr><tr><td>企業局</td><td>・県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること</td></tr><tr><td>教育委員会</td><td> ・教育機関等の被害状況把握に関すること ・避難施設の確保、<u>開設</u>に関すること ・学校給食施設の活用に関すること ・公立学校等との連絡調整に関すること ・生徒、児童等の安全確保の支援に関すること </td></tr><tr><td>警察本部</td><td> ・警備体制に関すること ・情報の収集・連絡に関すること ・住民等に対する情報伝達・広報に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・交通規制に関すること ・武力攻撃災害における応急措置等に関すること ・生活関連等施設の安全確保に関すること ・特殊標章の交付・使用に関すること ・犯罪予防など秩序安定に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること </td></tr></table> ※配備体制等については、別途定めることとする。		・建築物の危険度調査等に関すること ・住宅供給公社との連絡調整に関すること ・仮設建築物、仮設住宅の供給手配に関すること ・県営住宅の供給に関すること	企業局	・県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること	教育委員会	・教育機関等の被害状況把握に関すること ・避難施設の確保、<u>開設</u>に関すること ・学校給食施設の活用に関すること ・公立学校等との連絡調整に関すること ・生徒、児童等の安全確保の支援に関すること	警察本部	・警備体制に関すること ・情報の収集・連絡に関すること ・住民等に対する情報伝達・広報に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・交通規制に関すること ・武力攻撃災害における応急措置等に関すること ・生活関連等施設の安全確保に関すること ・特殊標章の交付・使用に関すること ・犯罪予防など秩序安定に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること	<table><tr><td></td><td> ・建築物の危険度調査等に関すること ・住宅供給公社との連絡調整に関すること ・仮設建築物、仮設住宅の供給手配に関すること ・県営住宅の供給に関すること </td></tr><tr><td>企業局</td><td>・県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること</td></tr><tr><td>教育委員会</td><td> ・教育機関等の被害状況把握に関すること ・避難施設の確保、<u>供与</u>に関すること ・学校給食施設の活用に関すること ・公立学校等との連絡調整に関すること ・生徒、児童等の安全確保の支援に関すること </td></tr><tr><td>警察本部</td><td> ・警備体制に関すること ・情報の収集・連絡に関すること ・住民等に対する情報伝達・広報に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・交通規制に関すること ・武力攻撃災害における応急措置等に関すること ・生活関連等施設の安全確保に関すること ・特殊標章の交付・使用に関すること ・犯罪予防など秩序安定に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること </td></tr></table> ※配備体制等については、別途定めることとする。		・建築物の危険度調査等に関すること ・住宅供給公社との連絡調整に関すること ・仮設建築物、仮設住宅の供給手配に関すること ・県営住宅の供給に関すること	企業局	・県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること	教育委員会	・教育機関等の被害状況把握に関すること ・避難施設の確保、<u>供与</u>に関すること ・学校給食施設の活用に関すること ・公立学校等との連絡調整に関すること ・生徒、児童等の安全確保の支援に関すること	警察本部	・警備体制に関すること ・情報の収集・連絡に関すること ・住民等に対する情報伝達・広報に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・交通規制に関すること ・武力攻撃災害における応急措置等に関すること ・生活関連等施設の安全確保に関すること ・特殊標章の交付・使用に関すること ・犯罪予防など秩序安定に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること	基本指針変更にと もなう変更
	・建築物の危険度調査等に関すること ・住宅供給公社との連絡調整に関すること ・仮設建築物、仮設住宅の供給手配に関すること ・県営住宅の供給に関すること																		
企業局	・県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること																		
教育委員会	・教育機関等の被害状況把握に関すること ・避難施設の確保、<u>開設</u>に関すること ・学校給食施設の活用に関すること ・公立学校等との連絡調整に関すること ・生徒、児童等の安全確保の支援に関すること																		
警察本部	・警備体制に関すること ・情報の収集・連絡に関すること ・住民等に対する情報伝達・広報に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・交通規制に関すること ・武力攻撃災害における応急措置等に関すること ・生活関連等施設の安全確保に関すること ・特殊標章の交付・使用に関すること ・犯罪予防など秩序安定に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること																		
	・建築物の危険度調査等に関すること ・住宅供給公社との連絡調整に関すること ・仮設建築物、仮設住宅の供給手配に関すること ・県営住宅の供給に関すること																		
企業局	・県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること																		
教育委員会	・教育機関等の被害状況把握に関すること ・避難施設の確保、<u>供与</u>に関すること ・学校給食施設の活用に関すること ・公立学校等との連絡調整に関すること ・生徒、児童等の安全確保の支援に関すること																		
警察本部	・警備体制に関すること ・情報の収集・連絡に関すること ・住民等に対する情報伝達・広報に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・交通規制に関すること ・武力攻撃災害における応急措置等に関すること ・生活関連等施設の安全確保に関すること ・特殊標章の交付・使用に関すること ・犯罪予防など秩序安定に関すること ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること																		
第3編第3章 (73ページ)	1～2 (略) 3 自衛隊の部隊等の派遣要請等 (1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等 ① 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。 要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。 (資料編 「関係機関の連絡窓口」のとおり) ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 (※) エ その他参考となるべき事項 ※ 自衛隊の活動内容 (例) 武力攻撃事態等においては、自衛隊はその主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り以下の措置を実施する。	1～2 (略) 3 自衛隊の部隊等の派遣要請等 (1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等 ① 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。 要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。 (資料編 「関係機関の連絡窓口」のとおり) ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 (※) エ その他参考となるべき事項 ※ 自衛隊の活動内容 (例) 武力攻撃事態等においては、自衛隊はその主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り以下の措置を実施する。	基本方針見直し に伴う変更																

	(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)	
第 3 編第 4 章第 2 (8 3 ページ)	1 (略) 2 避難の指示 (1) (略) 【避難の指示 (一例)】 避難の指示 (例) (福岡県〇〇市における特殊部隊攻撃事案) 福岡県知事第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在 本県において、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に、国対策本部長～警報の通知を受けるとともに、同〇〇時〇〇分に避難措置の指示がありました。 要避難地域の住民等は、この非難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、各市町村の職員、消防団等の避難誘導に従い、落ち着いて避難してください。 1 事態の状況 発生時刻 (いつ) 発生場所 (どこ) 攻撃主体 (だれ) 攻撃手段 (なににより) 被害対象・規模等の状況 (どうなった) 〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃、 〇〇市〇〇地区において、 〇〇国の特殊部隊が、 〇〇による攻撃を行い、 住民〇〇名が死傷したことなどにより、 我が国へ侵攻した可能性が高いことがわかりました。 2 今後の予測、国民保護措置 対象となる場所 攻撃主体 予測 国民保護措置 ※「避難措置の指示」など国からの情報等に基づき記述 国は、 〇〇月〇〇日〇〇午後～〇〇日〇〇早朝にかけて、 〇〇市〇〇地区に、 〇〇国の武装工作員が、 上陸する可能性が高いと予測しています。 同時に、〇〇施設等への航空攻撃も考えられます。 よって、知事は〇〇市全域等に避難の指示を行います。	1 (略) 2 避難の指示 (1) (略) 【避難の指示 (一例)】 避難の指示 (例) (福岡県〇〇市における特殊部隊攻撃事案) 福岡県知事第〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在 本県において、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に、国対策本部長～警報の通知を受けるとともに、同〇〇時〇〇分に避難措置の指示がありました。 要避難地域の住民等は、この非難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、各市町村の職員、消防団等の避難誘導に従い、落ち着いて避難してください。 1 事態の状況 発生時刻 (いつ) 発生場所 (どこ) 攻撃主体 (だれ) 攻撃手段 (なににより) 被害対象・規模等の状況 (どうなった) 〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃、 〇〇市〇〇地区において、 〇〇国の特殊部隊が、 〇〇による攻撃を行い、 住民〇〇名が死傷したことなどにより、 我が国へ侵攻した可能性が高いことがわかりました。 2 今後の予測、国民保護措置 対象となる場所 攻撃主体 予測 国民保護措置 ※「避難措置の指示」など国からの情報等に基づき記述 国は、 〇〇月〇〇日〇〇午後～〇〇日〇〇早朝にかけて、 〇〇市〇〇地区に、 〇〇国の武装工作員が、 上陸する可能性が高いと予測しています。 同時に、〇〇施設等への航空攻撃も考えられます。 よって、知事は〇〇市全域等に避難の指示を行います。	年号改訂による 変更

1 (略)

2 避難の指示

(1) (略)

【避難の指示 (一例)】

避難の指示 (例)

(福岡県〇〇市における特殊部隊攻撃事案)

福岡県知事第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在

本県において、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に、国対策本部長～警報の通知を受けるとともに、同〇〇時〇〇分に避難措置の指示がありました。

要避難地域の住民等は、この非難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、各市町村の職員、消防団等の避難誘導に従い、落ち着いて避難してください。

1 事態の状況

発生時刻 (いつ)

発生場所 (どこ)

攻撃主体 (だれ)

攻撃手段 (なににより)

被害対象・規模等の状況 (どうなった)

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃、

〇〇市〇〇地区において、

〇〇国の特殊部隊が、

〇〇による攻撃を行い、

住民〇〇名が死傷したことなどにより、

我が国へ侵攻した可能性が高いことがわかりました。

2 今後の予測、国民保護措置

対象となる場所

攻撃主体

予測

国民保護措置

※「避難措置の指示」など国からの情報等に基づき記述

国は、

〇〇月〇〇日〇〇午後～〇〇日〇〇早朝にかけて、

〇〇市〇〇地区に、

〇〇国の武装工作員が、

上陸する可能性が高いと予測しています。

同時に、〇〇施設等への航空攻撃も考えられます。

よって、知事は〇〇市全域等に避難の指示を行います。

年号改訂による
変更

			③ ○○市○○島の住民等 ○○港から公営渡船で△△市△△港へ向かいます。 避難開始予定：○○月○○日○○時○○分 避難終了予定：○○月○○日○○時○○分 ・市が作成する避難実施要領に示される集合場所に集まってください。 ・集合場所から○○港に移動します。 ・○○港から公営渡船で△△市△△港に移動します。 (○○人乗り公営渡船○○隻、○○往復／日確保) ・△△港から△△市の避難施設にバスで移動します。 (大型バス△△台確保) (2) ○○市 (以下略)			③ ○○市○○島の住民等 ○○港から公営渡船で△△市△△港へ向かいます。 避難開始予定：○○月○○日○○時○○分 避難終了予定：○○月○○日○○時○○分 ・市が作成する避難実施要領に示される集合場所に集まってください。 ・集合場所から○○港に移動します。 ・○○港から公営渡船で△△市△△港に移動します。 (○○人乗り公営渡船○○隻、○○往復／日確保) ・△△港から△△市の避難施設にバスで移動します。 (大型バス△△台確保) (2) ○○市 (以下略)	
		6 注意事項			6 注意事項		
		7 その他の情報	(1) 交通規制情報 ・県警察、第七管区海上保安本部、自衛隊と調整・把握した結果による各種規制情報 (2) 道路交通情報 ・県警察、道路管理者に確認した情報 (3) 鉄道運行情報 ・鉄道事業者を確認した情報 (4) 海上運航情報 ・船舶事業者を確認した情報 (5) 航空運航情報 ・各空港事務所、航空事業者を確認した情報 (6) 国の支援内容 ・国に支援要請した情報、支援情報 (7) その他 ・避難する期間の見込み など		7 その他の情報	(1) 交通規制情報 ・県警察、第七管区海上保安本部、自衛隊と調整・把握した結果による各種規制情報 (2) 道路交通情報 ・県警察、道路管理者に確認した情報 (3) 鉄道運行情報 ・鉄道事業者を確認した情報 (4) 海上運航情報 ・船舶事業者を確認した情報 (5) 航空運航情報 ・各空港事務所、航空事業者を確認した情報 (6) 国の支援内容 ・国に支援要請した情報、支援情報 (7) その他 ・避難する期間の見込み など	
		8 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局 <u>防災企画課</u> （電話、FAX)		8 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局 <u>危機管理課</u> （電話、FAX)	
		②～③（略） (2)～(4)（略） (5) 国対策本部長による利用指針の調整					
		②～③（略） (2)～(4)（略） (5) 国対策本部長による利用指針の調整					
		県組織再編に伴う変更					

	知事は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国対策本部長による「<u>利用指針</u>」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。 この場合において、知事は、国対策本部長による意見聴取及び国対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。 (6)～(7)（略） (8) 避難施設の管理者への通知 知事は、管理者が<u>避難施設の開設</u>を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。 なお、福岡市及び北九州市が避難先地域である場合には、当該市区域の避難施設の管理者に対して、当該市長が、知事からの通知に基づき、避難の指示の内容を通知するものとする。 3～4（略） 5 各事態での避難の指示の考え方 (1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合 ①～②（略） ※ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする 【避難の指示（例：弾道ミサイルによる攻撃の場合）】 <table><tr><td colspan="2">避難の指示（例） （弾道ミサイル発射予測事案） 福岡県知事第〇号 <u>平成</u>〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在 本県において、〇〇月〇〇日〇〇分に、国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、同〇〇時〇〇分に避難措置の指示がありました。 要避難地域の住民等は、この避難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、直ちに落ち着いて避難してください。</td></tr><tr><td>1 事態の状況</td><td></td></tr><tr><td>発生時刻（いつ）</td><td>〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分ごろ、</td></tr><tr><td>発生場所（どこで）</td><td>我が国に対し、</td></tr><tr><td>攻撃主体（だれ）</td><td>〇〇国が</td></tr><tr><td>攻撃手段（なににより）</td><td>弾道ミサイルの</td></tr><tr><td>被害対象・規模等の状況（どうなった）</td><td>発射準備を開始したとのきわめて信頼度の高い情報が入りました。</td></tr><tr><td>2 今後の予測、国民保護措置対象となる場所</td><td>今後1時間以内に、我が国の全域で弾道ミサイルの着弾の恐れがあります。</td></tr></table>	避難の指示（例） （弾道ミサイル発射予測事案） 福岡県知事第〇号 <u>平成</u>〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在 本県において、〇〇月〇〇日〇〇分に、国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、同〇〇時〇〇分に避難措置の指示がありました。 要避難地域の住民等は、この避難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、直ちに落ち着いて避難してください。		1 事態の状況		発生時刻（いつ）	〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分ごろ、	発生場所（どこで）	我が国に対し、	攻撃主体（だれ）	〇〇国が	攻撃手段（なににより）	弾道ミサイルの	被害対象・規模等の状況（どうなった）	発射準備を開始したとのきわめて信頼度の高い情報が入りました。	2 今後の予測、国民保護措置対象となる場所	今後1時間以内に、我が国の全域で弾道ミサイルの着弾の恐れがあります。	
避難の指示（例） （弾道ミサイル発射予測事案） 福岡県知事第〇号 <u>平成</u>〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在 本県において、〇〇月〇〇日〇〇分に、国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、同〇〇時〇〇分に避難措置の指示がありました。 要避難地域の住民等は、この避難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、直ちに落ち着いて避難してください。																		
1 事態の状況																		
発生時刻（いつ）	〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分ごろ、																	
発生場所（どこで）	我が国に対し、																	
攻撃主体（だれ）	〇〇国が																	
攻撃手段（なににより）	弾道ミサイルの																	
被害対象・規模等の状況（どうなった）	発射準備を開始したとのきわめて信頼度の高い情報が入りました。																	
2 今後の予測、国民保護措置対象となる場所	今後1時間以内に、我が国の全域で弾道ミサイルの着弾の恐れがあります。																	
	知事は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国対策本部長による<u>港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針</u>の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。 この場合において、知事は、国対策本部長による意見聴取及び国対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。 (6)～(7)（略） (8) 避難施設の管理者への通知 知事は、管理者が<u>避難施設等の供与</u>を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。 なお、福岡市及び北九州市が避難先地域である場合には、当該市区域の避難施設の管理者に対して、当該市長が、知事からの通知に基づき、避難の指示の内容を通知するものとする。 3～4（略） 5 各事態での避難の指示の考え方 (1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合 ①～②（略） ※ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする 【避難の指示（例：弾道ミサイルによる攻撃の場合）】 <table><tr><td colspan="2">避難の指示（例） （弾道ミサイル発射予測事案） 福岡県知事第〇号 <u>令和</u>〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在 本県において、〇〇月〇〇日〇〇分に、国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、同〇〇時〇〇分に避難措置の指示がありました。 要避難地域の住民等は、この避難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、直ちに落ち着いて避難してください。</td></tr><tr><td>1 事態の状況</td><td></td></tr><tr><td>発生時刻（いつ）</td><td>〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分ごろ、</td></tr><tr><td>発生場所（どこで）</td><td>我が国に対し、</td></tr><tr><td>攻撃主体（だれ）</td><td>〇〇国が</td></tr><tr><td>攻撃手段（なににより）</td><td>弾道ミサイルの</td></tr><tr><td>被害対象・規模等の状況（どうなった）</td><td>発射準備を開始したとのきわめて信頼度の高い情報が入りました。</td></tr><tr><td>2 今後の予測、国民保護措置対象となる場所</td><td>今後1時間以内に、我が国の全域で弾道ミサイルの着弾の恐れがあります。</td></tr></table>	避難の指示（例） （弾道ミサイル発射予測事案） 福岡県知事第〇号 <u>令和</u>〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在 本県において、〇〇月〇〇日〇〇分に、国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、同〇〇時〇〇分に避難措置の指示がありました。 要避難地域の住民等は、この避難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、直ちに落ち着いて避難してください。		1 事態の状況		発生時刻（いつ）	〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分ごろ、	発生場所（どこで）	我が国に対し、	攻撃主体（だれ）	〇〇国が	攻撃手段（なににより）	弾道ミサイルの	被害対象・規模等の状況（どうなった）	発射準備を開始したとのきわめて信頼度の高い情報が入りました。	2 今後の予測、国民保護措置対象となる場所	今後1時間以内に、我が国の全域で弾道ミサイルの着弾の恐れがあります。	基本指針変更に伴う変更
避難の指示（例） （弾道ミサイル発射予測事案） 福岡県知事第〇号 <u>令和</u>〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在 本県において、〇〇月〇〇日〇〇分に、国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、同〇〇時〇〇分に避難措置の指示がありました。 要避難地域の住民等は、この避難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、直ちに落ち着いて避難してください。																		
1 事態の状況																		
発生時刻（いつ）	〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分ごろ、																	
発生場所（どこで）	我が国に対し、																	
攻撃主体（だれ）	〇〇国が																	
攻撃手段（なににより）	弾道ミサイルの																	
被害対象・規模等の状況（どうなった）	発射準備を開始したとのきわめて信頼度の高い情報が入りました。																	
2 今後の予測、国民保護措置対象となる場所	今後1時間以内に、我が国の全域で弾道ミサイルの着弾の恐れがあります。																	

		攻撃主体 予測 国民保護措置 ※「避難措置の指示」など国からの情報等に基づき記述する。	現在、我が国は米国と協力し、さらに詳しい情報を集めています。 よって、知事は〇〇市全域等に避難の指示を行います。 なお、今後の状況によって、他の安全な地域への避難を行う避難の指示を行うことがあります。			攻撃主体 予測 国民保護措置 ※「避難措置の指示」など国からの情報等に基づき記述する。	現在、我が国は米国と協力し、さらに詳しい情報を集めています。 よって、知事は〇〇市全域等に避難の指示を行います。 なお、今後の状況によって、他の安全な地域への避難を行う避難の指示を行うことがあります。						
		3 要避難地域 要避難地域 ※法定指示事項	福岡県全域			3 要避難地域 要避難地域 ※法定指示事項	福岡県全域						
		4 避難先地域 避難先地域 ※法定指示事項	屋内避難 直ちに、住民等は、外出を控え、自宅もしくは近隣の鉄筋コンクリート造りなどの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難してください。			4 避難先地域 避難先地域 ※法定指示事項	屋内避難 直ちに、住民等は、外出を控え、自宅もしくは近隣の鉄筋コンクリート造りなどの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難してください。						
		5 避難開始日時等、避難経路、避難方法 ※法定指示事項 ※県で記載する事項				5 避難開始日時等、避難経路、避難方法 ※法定指示事項 ※県で記載する事項							
		6 注意事項				6 注意事項							
		7 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局 防災企画課 （電話、FAX）			7 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局 危機管理課 （電話、FAX）						
		(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合											
		①～②（略）											
		【避難の指示（例：ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合）】											
		<table><tr><td colspan="2">避難の指示（例） （福岡県〇〇市におけるゲリラ攻撃事案） 福岡県知事第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在 本県において、〇〇月〇〇日〇〇分に、国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、同〇〇時〇〇分に避難措置の指示がありました。 要避難地域の住民等は、この避難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、直ちに落ち着いて避難してください。</td></tr><tr><td>1 事態の状況 発生時刻（いつ） 発生場所（どこで） 攻撃主体（だれ） 攻撃手段（なににより） 被害対象・規模等の状況（ど</td><td>〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分ごろ、 〇〇駅が、 ゲリラによる ロケット弾による攻撃を 受けました。</td></tr></table>								避難の指示（例） （福岡県〇〇市におけるゲリラ攻撃事案） 福岡県知事第〇号 平成 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在 本県において、〇〇月〇〇日〇〇分に、国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、同〇〇時〇〇分に避難措置の指示がありました。 要避難地域の住民等は、この避難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、直ちに落ち着いて避難してください。		1 事態の状況 発生時刻（いつ） 発生場所（どこで） 攻撃主体（だれ） 攻撃手段（なににより） 被害対象・規模等の状況（ど	〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分ごろ、 〇〇駅が、 ゲリラによる ロケット弾による攻撃を 受けました。
避難の指示（例） （福岡県〇〇市におけるゲリラ攻撃事案） 福岡県知事第〇号 平成 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在 本県において、〇〇月〇〇日〇〇分に、国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、同〇〇時〇〇分に避難措置の指示がありました。 要避難地域の住民等は、この避難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、直ちに落ち着いて避難してください。													
1 事態の状況 発生時刻（いつ） 発生場所（どこで） 攻撃主体（だれ） 攻撃手段（なににより） 被害対象・規模等の状況（ど	〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分ごろ、 〇〇駅が、 ゲリラによる ロケット弾による攻撃を 受けました。												

避難の指示（例） （福岡県〇〇市におけるゲリラ攻撃事案） 福岡県知事第〇号 令和 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在 本県において、〇〇月〇〇日〇〇分に、国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、同〇〇時〇〇分に避難措置の指示がありました。 要避難地域の住民等は、この避難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、直ちに落ち着いて避難してください。	
1 事態の状況 発生時刻（いつ） 発生場所（どこで） 攻撃主体（だれ） 攻撃手段（なににより） 被害対象・規模等の状況（ど	〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分ごろ、 〇〇駅が、 ゲリラによる ロケット弾による攻撃を 受けました。

		うなった)	現在、〇〇駅の隣の〇〇ビルに、武装したゲリラが立てこもっています。 警察及び自衛隊が付近一帯を封鎖しました。			うなった)	現在、〇〇駅の隣の〇〇ビルに、武装したゲリラが立てこもっています。 警察及び自衛隊が付近一帯を封鎖しました。		
		2 今後の予測、国民保護措置対象となる場所 攻撃主体 予測 国民保護措置 ※「避難措置の指示」など国からの情報等に基づき記述する。	国は、今後、 〇〇地区で ゲリラとの銃撃戦により 住民等に被害が及ぶ危険があると判断しました。 よって、知事は〇〇市全域等に避難の指示を行います。			2 今後の予測、国民保護措置対象となる場所 攻撃主体 予測 国民保護措置 ※「避難措置の指示」など国からの情報等に基づき記述する。	国は、今後、 〇〇地区で ゲリラとの銃撃戦により 住民等に被害が及ぶ危険があると判断しました。 よって、知事は〇〇市全域等に避難の指示を行います。		
		3 要避難地域 要避難地域 ※法定指示事項 ※町丁目まで記述 ※知事は、必要に応じて要避難地域に近接する地域の住民等に対しても避難の指示をすることができる。	〇〇地区〇〇丁目～〇〇丁目			3 要避難地域 要避難地域 ※法定指示事項 ※町丁目まで記述 ※知事は、必要に応じて要避難地域に近接する地域の住民等に対しても避難の指示をすることができる。	〇〇地区〇〇丁目～〇〇丁目		
		4 避難先地域 避難先地域 ※法定指示事項	〇〇地区			4 避難先地域 避難先地域 ※法定指示事項	〇〇地区		
		5 避難開始日時等、避難経路、避難方法 ※法定指示事項 ※県で記載する事項	・直ちに徒歩により、〇〇通りから〇〇地区の〇〇避難施設へ避難してください。 ・〇〇通り〇〇交差点から〇〇交差点を避けてください。			5 避難開始日時等、避難経路、避難方法 ※法定指示事項 ※県で記載する事項	・直ちに徒歩により、〇〇通りから〇〇地区の〇〇避難施設へ避難してください。 ・〇〇通り〇〇交差点から〇〇交差点を避けてください。		
		6 注意事項				6 注意事項			
		7 その他の情報	(1) 交通規制情報 ・県警察、第七管区海上保安本部、自衛隊と調整・把握した結果による各種規制情報 (2) 道路交通情報 ・県警察、道路管理者に確認した情報 (3) 鉄道運行情報 ・鉄道事業者を確認した情報 (4) 海上運行情報 ・船舶事業者を確認した情報 (5) 航空運行情報 ・各空港事務所、空港事業者を確認した情報			7 その他の情報	(1) 交通規制情報 ・県警察、第七管区海上保安本部、自衛隊と調整・把握した結果による各種規制情報 (2) 道路交通情報 ・県警察、道路管理者に確認した情報 (3) 鉄道運行情報 ・鉄道事業者を確認した情報 (4) 海上運行情報 ・船舶事業者を確認した情報 (5) 航空運行情報 ・各空港事務所、空港事業者を確認した情報		

			(6) 国の支援内容 ・ 国に支援要請した情報、支援情報 (7) その他 ・ 避難する機関の見込み など								
		7 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局 <u>防災企画課</u> （電話、FAX ）								
		(3)（略）									
		(4) 武力攻撃原子力災害の場合									
		知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うが、事態の状況を見て、次のような指示を行う。									
		・ 国対策本部長から <u>緊急時防護措置</u> を準備する区域（U P Z）に相当する地域について、屋内避難又他の地域への避難等の指示があった場合、知事は、この内容を踏まえて、避難の指示を行う。									
		・ 国対策本部長から <u>緊急時防護措置</u> を準備する区域（U P Z）に相当する地域外について、 <u>緊急時防護措置</u> を準備する区域（U P Z）に相当する地域と同様の指示があった場合、知事は、この内容を踏まえて、避難の指示を行う。									
		・ コンクリート建築物等への屋内避難を指示									
		・ 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示									
		(5)（略）									
		6 ～ 9（略）									

			(6) 国の支援内容 ・ 国に支援要請した情報、支援情報 (7) その他 ・ 避難する機関の見込み など								
		7 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局 <u>危機管理課</u> （電話、FAX ）								
		(3)（略）									
		(4) 武力攻撃原子力災害の場合									
		知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うが、事態の状況を見て、次のような指示を行う。									
		・ 国対策本部長から <u>緊急防護措置</u> を準備する区域（U P Z）に相当する地域について、屋内避難又他の地域への避難等の指示があった場合、知事は、この内容を踏まえて、避難の指示を行う。									
		・ 国対策本部長から <u>緊急防護措置</u> を準備する区域（U P Z）に相当する地域外について、 <u>緊急防護措置</u> を準備する区域（U P Z）に相当する地域と同様の指示があった場合、知事は、この内容を踏まえて、避難の指示を行う。									
		・ コンクリート建築物等への屋内避難を指示									
		・ 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示									
		(5)（略）									
		6 ～ 9（略）									

用語の適正化

第3編第5章 (104ページ)	1 救援の実施 (1) 救援の実施 知事は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。 ただし、事態に照らし緊急を要し、国対策本部長による救援の指示を待っていないとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。 また、大都市特例により、知事は、福岡市長若しくは北九州市長に対する救援の指示を受けたときは、直ちに、その指示について、当該市長に通知する。 ①～⑥（略） <u>新設</u> <u>⑦</u> 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 <u>⑧</u> 学用品の供与 <u>⑨</u> 遺体の搜索及び措置 <u>⑩</u> 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれ込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 (2)～(3)（略） 2 関係機関との連携・協力 (1)～(3)（略） <u>(新設)</u> <u>(4)</u> 日本赤十字社との連携 知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。 <u>(5)</u> 緊急物資の運送の求め等 知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、「避難住民の運送の求め等」（第3編第4章第2の6の(9)）に準じて行う。 <u>(6)</u> 指定地方公共機関による緊急物資の運送 指定地方公共機関による緊急物資の運送については、「指定地方公共機関による運送の実施」（第3編第4章第2の6の(10)）に準じて行うものとする。 <u>(7)</u> 救援への協力 知事又は県の職員は、救援を行うため必要があるときは、当該救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、援助の協力について要請する。 この場合においては、救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。	1 救援の実施 (1) 救援の実施 知事は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。 ただし、事態に照らし緊急を要し、国対策本部長による救援の指示を待っていないとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。 また、大都市特例により、知事は、福岡市長若しくは北九州市長に対する救援の指示を受けたときは、直ちに、その指示について、当該市長に通知する。 ①～⑥（略） <u>⑦ 福祉サービスの提供</u> <u>⑧</u> 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 <u>⑨</u> 学用品の供与 <u>⑩</u> 遺体の搜索及び措置 <u>⑪</u> 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれ込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 (2)～(3)（略） 2 関係機関との連携・協力 (1)～(3)（略） <u>(4) 事業者との連携</u> <u>県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。</u> <u>(5)</u> 日本赤十字社との連携 知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。 <u>(6)</u> 緊急物資の運送の求め等 知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、「避難住民の運送の求め等」（第3編第4章第2の6の(9)）に準じて行う。 <u>(7)</u> 指定地方公共機関による緊急物資の運送 指定地方公共機関による緊急物資の運送については、「指定地方公共機関による運送の実施」（第3編第4章第2の6の(10)）に準じて行うものとする。 <u>(8)</u> 救援への協力 知事又は県の職員は、救援を行うため必要があるときは、当該救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、援助の協力について要請する。 この場合においては、救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。	基本指針見直しに伴う変更
----------------------------	---	--	---------------------

	3 救援の内容 (1)～(2) (略) (3) 救援の実施にあたっての留意点 知事は、救援の実施に際しては、高齢者、障がいのある人、乳幼児などに対して十分配慮するとともに、それぞれ次の点に留意して行う。 ① 収容施設の供与 ・ 避難施設の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握） ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理 ・ 避難施設におけるプライバシーの確保への配慮 ・ <u>高齢者、障がいのある人その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与</u> ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がいのある人その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与 ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）<u>とその</u>用地の把握） ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の国への支援要請 ・ 提供対象人数及び世帯数の把握 ②～⑤ (略) ⑥ 電話その他の通信設備の提供 ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 ・ 聴覚障がいのある人等への対応 ・ <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	3 救援の内容 (1)～(2) (略) (3) 救援の実施にあたっての留意点 知事は、救援の実施に際しては、高齢者、障がいのある人、乳幼児などに対して十分配慮するとともに、それぞれ次の点に留意して行う。 ① 収容施設の供与 ・ 避難施設の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、<u>国が管理する施設、移動可能な施設、車両等</u>、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握） ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理 ・ 避難施設におけるプライバシーの確保への配慮 <u>（削除）</u> ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がいのある人その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与 ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（<u>宿泊施設の居室</u>、長期避難住宅等（賃貸住宅及び公営住宅等も含む。）<u>の空室状況の把握及び建設型応急住宅を建設する場合の</u>用地の把握） ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の国<u>等</u>への支援要請 ・ 提供対象人数及び世帯数の把握 ②～⑤ (略) ⑥ 電話その他の通信設備の提供 ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 ・ 聴覚障がいのある人等への対応 ・ <u>通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請</u> <u>⑦ 福祉サービスの提供</u> ・ <u>避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者に関する情報の把握</u> ・ <u>これらの者からの相談対応</u> ・ <u>これらの者に対する避難生活の支援</u> ・ <u>福祉避難所の設置</u> ・ <u>福祉サービスの提供に係る国等への支援要請</u>	
--	--	--	--

	⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度） ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 ・ 応急修理の相談窓口の設置 <u>（新設）</u> ⑧ 学用品の給与 ・ 児童生徒の被災状況の収集 ・ 不足する学用品の把握 ・ 学用品の給与体制の確保 <u>（新設）</u> ⑨ 遺体の捜索及び措置 ・ 遺体の捜索及び措置の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携 ・ 被災情報、安否情報の確認 ・ 遺体の捜索及び措置の時期や場所の決定 ・ 遺体の措置方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置） ・ 遺体の一時保管場所の確保 ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集 ・ 障害物の除去の実施時期及び施工者との調整 ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置 （4）（略） 4～5（略）	⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度） ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 ・ 応急修理の相談窓口の設置 ・ <u>住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請</u> ⑨ 学用品の給与 ・ 児童生徒の被災状況の収集 ・ 不足する学用品の把握 ・ 学用品の給与体制の確保 ・ <u>教科書等の給与に係る国等への支援要請</u> ⑩ 遺体の捜索及び措置 ・ 遺体の捜索及び措置の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携 ・ 被災情報、安否情報の確認 ・ 遺体の捜索及び措置の時期や場所の決定 ・ 遺体の措置方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置） ・ 遺体の一時保管場所の確保 ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集 ・ 障害物の除去の実施時期及び施工者との調整 ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置 （4）（略） 4～5（略）	
--	--	---	--

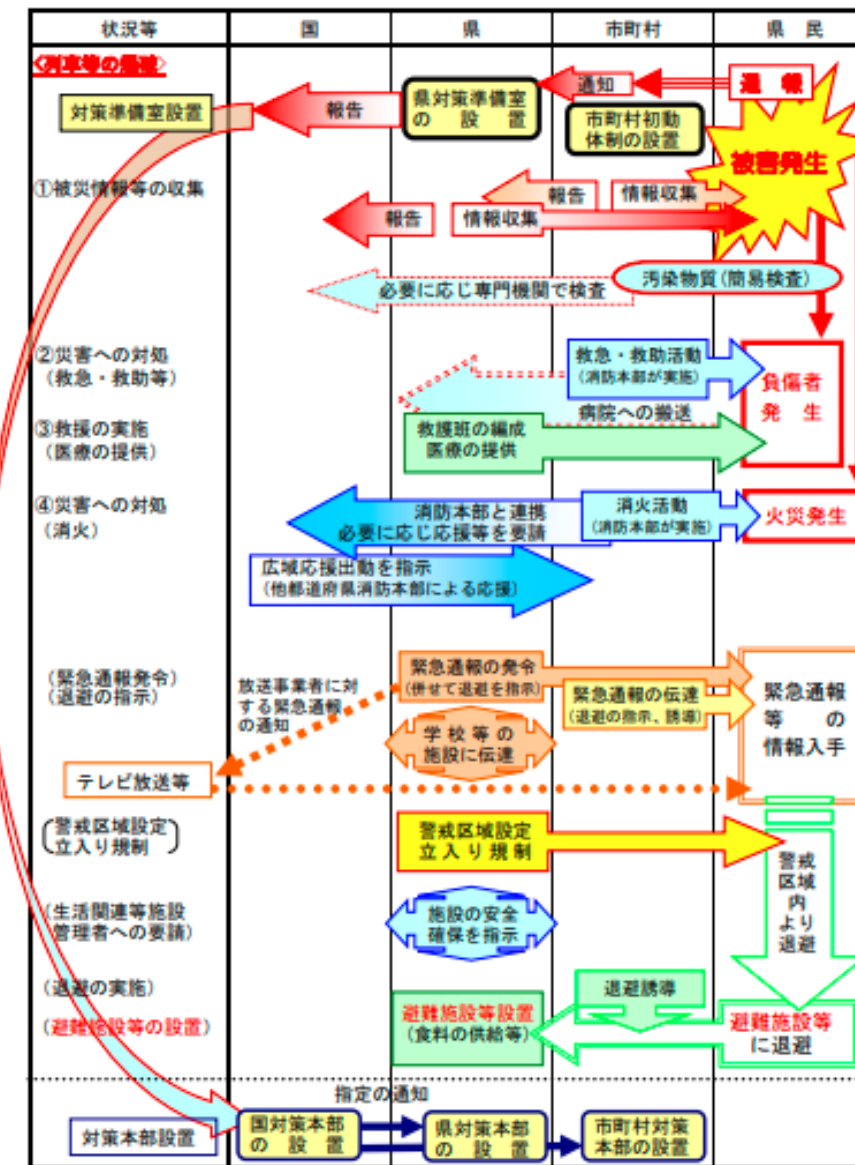
第3編第7章第3 (122ページ)	1 退避の指示 (1) 退避の指示 知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、地域の住民に対し、退避の指示を行う。 【退避の指示（一例）】 <table><tr><td colspan="2">避難の指示（例） (福岡県〇〇市におけるゲリラ攻撃事案) 福岡県知事第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在 </td></tr><tr><td>1 指示事項 退避を要する地域 退避場所</td><td>〇〇市〇〇地区及び〇〇地区の住民等は、 〇〇小学校若しくは〇〇公民館へ速やかに徒歩で退避してください。</td></tr><tr><td>2 注意事項 ※資料編「文例」を参考に記述する。</td><td>・自家用車は原則として使用しないでください。ただし、身体障害者手帳保有者・妊婦・乳児同乗車両、災害時避難用よして事前登録車両、その他運行の必要な車両は除きます。 ・服装は、身軽で動きやすいもので避難してください。 ・帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、運動靴等履きなれた靴を履いてください。</td></tr><tr><td>3 県担当部署</td><td>福岡県総務部防災危機管理局防災企画課（電話、FAX）</td></tr></table>	避難の指示（例） (福岡県〇〇市におけるゲリラ攻撃事案) 福岡県知事第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在		1 指示事項 退避を要する地域 退避場所	〇〇市〇〇地区及び〇〇地区の住民等は、 〇〇小学校若しくは〇〇公民館へ速やかに徒歩で退避してください。	2 注意事項 ※資料編「文例」を参考に記述する。	・自家用車は原則として使用しないでください。ただし、身体障害者手帳保有者・妊婦・乳児同乗車両、災害時避難用よして事前登録車両、その他運行の必要な車両は除きます。 ・服装は、身軽で動きやすいもので避難してください。 ・帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、運動靴等履きなれた靴を履いてください。	3 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局 防災企画課 （電話、FAX）	1 退避の指示 (1) 退避の指示 知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、地域の住民に対し、退避の指示を行う。 【退避の指示（一例）】 <table><tr><td colspan="2">避難の指示（例） (福岡県〇〇市におけるゲリラ攻撃事案) 福岡県知事第〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在 </td></tr><tr><td>1 指示事項 退避を要する地域 退避場所</td><td>〇〇市〇〇地区及び〇〇地区の住民等は、 〇〇小学校若しくは〇〇公民館へ速やかに徒歩で退避してください。</td></tr><tr><td>2 注意事項 ※資料編「文例」を参考に記述する。</td><td>・自家用車は原則として使用しないでください。ただし、身体障害者手帳保有者・妊婦・乳児同乗車両、災害時避難用よして事前登録車両、その他運行の必要な車両は除きます。 ・服装は、身軽で動きやすいもので避難してください。 ・帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、運動靴等履きなれた靴を履いてください。</td></tr><tr><td>3 県担当部署</td><td>福岡県総務部防災危機管理局危機管理課（電話、FAX）</td></tr></table>	避難の指示（例） (福岡県〇〇市におけるゲリラ攻撃事案) 福岡県知事第〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在		1 指示事項 退避を要する地域 退避場所	〇〇市〇〇地区及び〇〇地区の住民等は、 〇〇小学校若しくは〇〇公民館へ速やかに徒歩で退避してください。	2 注意事項 ※資料編「文例」を参考に記述する。	・自家用車は原則として使用しないでください。ただし、身体障害者手帳保有者・妊婦・乳児同乗車両、災害時避難用よして事前登録車両、その他運行の必要な車両は除きます。 ・服装は、身軽で動きやすいもので避難してください。 ・帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、運動靴等履きなれた靴を履いてください。	3 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局 危機管理課 （電話、FAX）	年号改訂による 変更 <
避難の指示（例） (福岡県〇〇市におけるゲリラ攻撃事案) 福岡県知事第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在																			
1 指示事項 退避を要する地域 退避場所	〇〇市〇〇地区及び〇〇地区の住民等は、 〇〇小学校若しくは〇〇公民館へ速やかに徒歩で退避してください。																		
2 注意事項 ※資料編「文例」を参考に記述する。	・自家用車は原則として使用しないでください。ただし、身体障害者手帳保有者・妊婦・乳児同乗車両、災害時避難用よして事前登録車両、その他運行の必要な車両は除きます。 ・服装は、身軽で動きやすいもので避難してください。 ・帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、運動靴等履きなれた靴を履いてください。																		
3 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局 防災企画課 （電話、FAX）																		
避難の指示（例） (福岡県〇〇市におけるゲリラ攻撃事案) 福岡県知事第〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分現在																			
1 指示事項 退避を要する地域 退避場所	〇〇市〇〇地区及び〇〇地区の住民等は、 〇〇小学校若しくは〇〇公民館へ速やかに徒歩で退避してください。																		
2 注意事項 ※資料編「文例」を参考に記述する。	・自家用車は原則として使用しないでください。ただし、身体障害者手帳保有者・妊婦・乳児同乗車両、災害時避難用よして事前登録車両、その他運行の必要な車両は除きます。 ・服装は、身軽で動きやすいもので避難してください。 ・帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、運動靴等履きなれた靴を履いてください。																		
3 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局 危機管理課 （電話、FAX）																		

【列車等の爆破への対応事例：関係機関の対応（時系列）】



- 156 -

【列車等の爆破への対応事例：関係機関の対応（時系列）】



- 156 -

資料編
(158～159ページ)

1 関係機関の連絡窓口

(1) 指定行政機関等

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関2-1-2

1 関係機関の連絡窓口

(1) 指定行政機関等

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁	警備局警備運用部	東京都千代田区霞が関2-1-2

組織再編に伴う
変更

	九州財務局	総務部総務課	熊本市西区春日2-10-1 <u>(熊本地方合同庁舎)</u>		九州財務局	総務部総務課	<u>熊本県</u> 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	
	福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 <u>(福岡合同庁舎)</u>		福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	
	門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸1-3-10 <u>(門司港湾合同庁舎内)</u>		門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸1-3-10 <u>門司港湾合同庁舎</u>	
	九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅 <u>前3-2-8</u> <u>(住友生命博多ビル4階)</u>		九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅 <u>東2-10-7</u> <u>福岡第2合同庁舎10階</u>	
	福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 <u>(福岡合同庁舎)</u>		福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	
	九州農政局	企画調整室	熊本市西区春日2-10-1 <u>(熊本地方合同庁舎)</u>		九州農政局	企画調整室	<u>熊本県</u> 熊本市西区春日2-10-1	
	九州森林管理局	企画調整課	熊本市西区京町本丁2-7		九州森林管理局	企画調整課	<u>熊本県</u> 熊本市西区京町本丁2-7	
	九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 <u>(福岡合同庁舎本館)</u>		九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	
	九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 <u>(福岡合同庁舎本館)</u>		九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	
	九州地方整備局	<u>企画部防災課</u>	福岡市博多区博多駅東2-10-7 <u>(福岡第2合同庁舎)</u>		九州地方整備局	<u>防災室</u>	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎	
	九州運輸局	総務部 安全防災・危機管理調整官	福岡市博多区博多駅東2-11-1 <u>(福岡合同庁舎新館)</u>		九州運輸局	総務部 安全防災・危機管理調整官 <u>安全防災・危機管理課</u>	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	
	大阪航空局	総務部安全企画・保安対策課	大阪府大阪市中央区 大手前 <u>4-1-76</u> <u>(大阪合同庁舎第四号館)</u>		大阪航空局	総務部 安全企画・保安対策課	大阪府大阪市中央区 大手前 <u>3-1-41</u> <u>大手前合同庁舎</u>	
		福岡航空交通管制部 総務課	福岡市東区大字奈多字 小瀬抜1302-17			福岡航空交通管制部 総務課	福岡市東区大字奈多字 小瀬抜1302-17	
	福岡管区气象台	総務部業務課	福岡市中央区大濠1-2-36		福岡管区气象台	総務部業務課	福岡市中央区大濠1-2-36	
	第七管区海上保安本部	総務部総務課	北九州市門司区西海岸1-3-10		第七管区海上保安本部	総務部総務課	北九州市門司区西海岸1-3-10	
	九州地方環境事務所	総務課	熊本市西区春日2-10-1 <u>(熊本地方合同庁舎)</u>		九州地方環境事務所	総務課	<u>熊本県</u> 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	
	九州防衛局	企画部地方調整課	福岡市博多区博多駅東2-10-7 <u>(福岡第2合同庁舎)</u>		九州防衛局	企画部地方調整課	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎	

(162～164ページ)

名称	担当部署	所在地
自衛隊福岡地方協力本部	総務課総務計画班	福岡市博多区竹丘町1-12

部隊等の長及び窓口	区分	所在地
西部方面総監 西部方面総監部防衛部	陸上自衛隊	熊本市東区東町1-1-1
第4師団長 第4師団司令部第3部	陸上自衛隊	春日市大和町5-12
佐世保地方総監 佐世保地方総監部第3幕僚室	海上自衛隊	長崎県佐世保市平瀬町18番地
西部航空方面隊司令官 西部航空方面隊司令部防衛部	航空自衛隊	春日市原町3-1-1

(3) 関係指定公共機関

所管 省庁	名称	担当部署	所在地
国土 交通 省	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技 術研究所	経営戦略室	東京都三鷹市新川6-38-1
海上 保安 庁	一般財団法人海上 災害防止センター	総務部総務課	横浜市西区みなとみらい3-3-1 三菱重工横浜ビル
国土 交通 省	国立研究開発法人 建築研究所	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原1番地
厚生 労働 省	独立行政法人国立 病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘2-5-21
経済 産業 省	国立研究開発法人 産業技術総合研究 所	企画本部	東京都千代田区霞が関1-3-1
文部 科学 省	国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構	安全研究・防災支援部 門原子力緊急時支援・ 研修センター	茨城県ひたちなか市西十三奉行 11601-13
経済	独立行政法人情報	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込2-28-

名称	担当部署	所在地
自衛隊福岡地方協力本部	総務課総務計画班	福岡市博多区竹丘町1-12

部隊等の長及び窓口	区分	所在地
西部方面総監 西部方面総監部防衛部	陸上自衛隊	熊本県熊本市東区東町1-1-1
第4師団長 第4師団司令部第3部	陸上自衛隊	春日市大和町5-12
佐世保地方総監 佐世保地方総監部第3幕僚室	海上自衛隊	長崎県佐世保市平瀬町18
西部航空方面隊司令官 西部航空方面隊司令部防衛部	航空自衛隊	春日市原町3-1-1

(3) 関係指定公共機関

所管 省庁	名称	担当部署	所在地
国土 交通 省	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技 術研究所	企画課	東京都三鷹市新川6-38-1
(削除)			
国土 交通 省	国立研究開発法人 建築研究所	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原1番地
厚生 労働 省	独立行政法人国立 病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘2-5-21
経済 産業 省	国立研究開発法人 産業技術総合研究 所	経営企画本部	東京都千代田区霞が関1-3-1
(削除)			
経済	独立行政法人情報	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込2-28-

	産業省	処理推進機構		8	産業省	処理推進機構		8	
	総務省	国立研究開発法人 情報通信研究機構	経営企画部企画戦略室	東京都小金井市貫井北町4-2-1	総務省	国立研究開発法人 情報通信研究機構	経営企画部企画戦略室	東京都小金井市貫井北町4-2-1	
	農林水産省	国立研究開発法人 森林研究・整備機構	総務部総務課	茨城県つくば市松の里1	農林水産省	国立研究開発法人 森林研究・整備機構	総務部総務課	茨城県つくば市松の里1	
	農林水産省	国立研究開発法人 水産研究・教育機構	経営企画部経営企画課	<u>神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB 15F</u>	農林水産省	国立研究開発法人 水産研究・教育機構	経営企画部経営企画課	<u>神奈川県横浜市神奈川区新浦町1-1-25 GRC横浜ベイリサーチパーク 6階</u>	
	国土交通省	国立研究開発法人 土木研究所	企画部研究企画課	茨城県つくば市南原1-6	国土交通省	国立研究開発法人 土木研究所	企画部研究企画課	茨城県つくば市南原1-6	
	(新設)				文部科学省	<u>国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構</u>	<u>原子力安全・防災研究所 原子力緊急時支援・研究センター</u>	<u>茨城県ひたちなか市西十三奉行11601-13</u>	
	国土交通省	独立行政法人日本 高速道路保有・債務 返済機構	総務部管理課	神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号 横浜三井ビルディング5階	国土交通省	独立行政法人日本 高速道路保有・債務 返済機構	総務部管理課	神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号 横浜三井ビルディング5階	
	農林水産省	国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構	<u>企画調整部企画調整課</u>	茨城県つくば市観音台3-1-1	農林水産省	国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構	<u>内部統制推進部内部統 制推進課</u>	茨城県つくば市観音台3-1-1	
	文部科学省	<u>国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構</u>	<u>放射線緊急時支援セン ター</u>	<u>千葉市稲毛区穴川4-9-1</u>	国土交通省	<u>独立行政法人水資 源機構</u>	<u>危機管理監付</u>	<u>埼玉県さいたま市中央区新都心11-2</u>	
	国土交通省	<u>独立行政法人水資 源機構</u>	総務部総務課	<u>埼玉県さいたま市中央区新都心11-2</u>	文部科学省	<u>国立研究開発法人 科学技術研究開発 機構</u>	<u>放射線医療研究所 原子力防災推進部業務 調整課</u>	<u>千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1</u>	
	財務省	日本銀行	決済機構局業務継続企画課	東京都中央区日本橋本石町2-1-1	財務省	日本銀行	決済機構局業務継続企画課	東京都中央区日本橋本石町2-1-1	
	厚生労働省	日本赤十字社	救護・福祉部救護課	東京都港区芝大門1-1-3	厚生労働省	日本赤十字社	救護・福祉部救護課	東京都港区芝大門1-1-3	
	総務省	日本放送協会	報道局災害・気象センタ ー	東京都渋谷区神南2-2-1	総務省	日本放送協会	報道局災害・気象センタ ー	東京都渋谷区神南2-2-1	

	経済産業省	広域的運営推進機関	総務部業務グループ	東京都江東区豊洲6-2-15	経済産業省	電力広域的運営推進機関	総務部	東京都江東区豊洲6-2-15
	総務省	日本郵便株式会社	総務部リスク管理統括・危機管理・震災復興対策室	東京都千代田区霞が関1-3-2	(削除)			
	国土交通省	西日本高速道路株式会社	保全サービス事業本部 危機管理防災課	大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ	国土交通省	西日本高速道路株式会社	保全サービス事業本部 危機管理防災課	大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ
	国土交通省	九州旅客鉄道株式会社	総務部総務課	福岡市博多区博多駅前3-25-21	国土交通省	九州旅客鉄道株式会社	総務部総務課	福岡市博多区博多駅前3-25-21
	国土交通省	日本貨物鉄道株式会社	総務部	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8 サウスゲート新宿	国土交通省	日本貨物鉄道株式会社	総務部	東京都港区港南1丁目8番15号 Wビル
	(新設)				総務省	日本郵便株式会社	秘書室危機管理担当	東京都千代田区大手町2丁目3番1号 大手町プレイスウエストタワー
	総務省	日本電信電話株式会社	技術企画部門災害対策室	東京都千代田区大手町1-5-1 ファーストスクエアイースト20階	総務省	NTT株式会社	技術企画部門災害対策室	東京都千代田区大手町1-5-1 ファーストスクエアイースト23階
	総務省	西日本電信電話株式会社	設備本部サービスマネジメント部災害対策室	大阪府大阪市中央区馬場町3-8 馬場町ビル7階	総務省	NTT西日本株式会社	設備本部サービスマネジメント部災害対策室	大阪府大阪市都島区東野田町4-15-82 NTT WEST i-CAMPUS B棟4階
	(新設)				海上保安庁	一般社団法人海上災害防止センター	総務部総務課	神奈川県横浜市中区太田町2丁目23番地 横浜メディア・ビジネスセンター7階
	経済産業省	九州電力株式会社	地域共生本部防災グループ	福岡市中央区渡辺通2-1-82	経済産業省	九州電力株式会社	地域共生本部防災・リスク対策グループ	福岡市中央区渡辺通2-1-82
	(新設)				経済産業省	九州電力送配電株式会社	企画総務本部総務グループ	福岡市中央区渡辺通2-1-82
	経済産業省	電源開発株式会社	総務部総務室 (危機管理・防災)	東京都中央区銀座6-15-1	経済産業省	電源開発株式会社	総務部総務・法務室 (危機管理・防災)	東京都中央区銀座6-15-1

(新設)				経済産業省	電源開発送変電ネットワーク株式会社	業務部業務グループ	東京都中央区銀座6-15-1
経済産業省	西部瓦斯株式会社	総務広報部	福岡市博多区千代1-17-1	経済産業省	西部瓦斯株式会社	総務部	福岡市博多区千代1-17-1
国土交通省	オーシャントランス株式会社	新門司ターミナル	北九州市門司区新門司北1-12	国土交通省	オーシャントランス株式会社	業務企画部部長代理	東京都中央区築地3丁目11番6号 築城スクエアビル4階
国土交通省	株式会社名門大洋フェリー	常務執行役員営業統括部長	大阪府大阪市西区江戸堀1-9-6	国土交通省	株式会社名門大洋フェリー	常務執行役員安全統括管理者	大阪府大阪市西区江戸堀1-9-6
国土交通省	阪九フェリー株式会社	安全統括管理者	北九州市門司区新門司北1-1	国土交通省	阪九フェリー株式会社	取締役海務部長 兼 安全統括管理者	北九州市門司区新門司北1-1
国土交通省	JR九州バス株式会社	企画部	福岡市博多区堅粕2-22-2	国土交通省	JR九州バス株式会社	企画運輸部	福岡市博多区堅粕2-22-2
国土交通省	佐川急便株式会社	CSR推進部	京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地	国土交通省	佐川急便株式会社	CSR推進部	京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
国土交通省	西濃運輸株式会社	総務部	岐阜県大垣市田口町1番地	国土交通省	西濃運輸株式会社	総務部	岐阜県大垣市田口町1番地
国土交通省	日本通運株式会社	業務部	東京都港区東新橋1-9-3	国土交通省	日本通運株式会社	安全・品質・業務推進部	東京都千代田区神田和泉町2番地
国土交通省	福山通運株式会社	業務部(東京)	東京都江東区越中島3-6-15	国土交通省	福山通運株式会社	業務部	東京都江東区越中島3-6-15
国土交通省	ヤマト運輸株式会社	CSR推進部	東京都中央区銀座2-16-10	国土交通省	ヤマト運輸株式会社	法務・リスクマネジメント部 輸送オペレーションマネジメント部	(本社)東京都港区西新橋1-24-14西新橋1丁目ビル
国土交通省	ANAウイングス株式会社	ANA福岡支店総務課	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル	国土交通省	ANAウイングス株式会社	本社総務課	東京都大田区羽田空港3-3-2
国土交通省	株式会社スターフライヤー	総務人事部	福岡県北九州市小倉南区空港北町6番北九州空港スターフライヤー	国土交通省	株式会社スターフライヤー	総務人事部	福岡県北九州市小倉南区空港北町6番北九州空港スターフライヤー

	省			イヤー本社ビル	省			イヤー本社ビル		
	国土交通省	日本航空株式会社	経営企画本部経営戦略部	東京都品川区東品川2-4-11	(削除)					
	国土交通省	スカイマーク株式会社	経営企画部経営戦略課	東京都大田区羽田空港3-5-10 ユーティリティセンタービル8F	国土交通省	スカイマーク株式会社	総務部	東京都大田区羽田空港3-5-10 ユーティリティセンタービル8F		
	国土交通省	全日本空輸株式会社	ANA福岡支店総務課	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル	国土交通省	全日本空輸株式会社	ANA福岡支店	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル		
	(新設)				国土交通省	日本航空株式会社	経営企画本部経営戦略部	東京都品川区東品川2-4-11		
	国土交通省	日本トランスオーシャン航空株式会社	路線事業部	沖縄県那覇市山下町3-23	国土交通省	日本トランスオーシャン航空株式会社	事業戦略部事業戦略グループ	沖縄県那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区3階		
	(新設)				国土交通省	九州旅客鉄道株式会社	総務部危機管理室	福岡市はk宅博多駅前3-25-21		
	国土交通省	西日本旅客鉄道株式会社	企業倫理・リスク統括部	大阪府大阪市北区芝田2-4-24	国土交通省	西日本旅客鉄道株式会社	ガバナンス推進本部	大阪府大阪市北区芝田2-4-24		
	国土交通省	西日本鉄道株式会社	総務広報部庶務課	福岡市中央区天神1-11-17 福岡ビル5F	国土交通省	西日本鉄道株式会社	鉄道事業本部運転者両部安全推進課	福岡市中央区天神1-11-1号 ONE FUKUOKA BLDG. 10階		
	国土交通省	井本商運株式会社	取締役	兵庫県神戸市中央区浪花町59 神戸朝日ビルディング22F	国土交通省	井本商運株式会社	総務部次長	兵庫県神戸市中央区浪花町59 番地神戸朝日ビルディング		
	国土交通省	川崎近海汽船株式会社	取締役総務部長	東京都千代田区霞が関3-2-1	国土交通省	川崎近海汽船株式会社	総務部長	東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館25階		
	総務省	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	カスタマーサービス部危機管理室	東京都千代田区大手町2-3-5 大手町ビル本館6F	総務省	NTTドコモビジネス株式会社	プラットフォームサービス本部マネージド&セキュリティサービス部危機官	東京都千代田区大手町2-3-4 大手町ビル別館4階		

(165～167ページ)

総務 省	KDDI株式会社	<u>福岡テクニカルセンター</u>	<u>福岡市中央区長浜2-3-9</u> <u>福岡第二NCビル</u>
(新設)			
総務 省	株式会社NTTドコモ	<u>CS九州法人事業部法人営業部</u>	<u>福岡市中央区舞鶴2-3-1</u> <u>ドコモ九州舞鶴ビル</u>
総務 省	<u>ソフトバンク株式会社</u>	<u>総務本部コーポレートセキュリティ部</u>	<u>東京都港区東新橋1-9-1</u> <u>東京汐留ビルディング</u>
(新設)			

(4) 指定地方公共機関

名称	担当部署	所在地
大牟田瓦斯株式会社	<u>供給グループ</u>	大牟田市泉町4-5
西日本ガス株式会社	総務課	柳川市新外町89-2
筑紫ガス株式会社	経営統括本部	筑紫野市紫2-12-10
直方ガス株式会社	統括部長	直方市新町3-3-10
飯塚ガス株式会社	総務部	飯塚市横田677-2
高松ガス株式会社	水巻支店	水巻町猪熊10丁目2-25
久留米ガス株式会社	総務部	久留米市東櫛原町1089
一般社団法人福岡県LPガス協会	総務課	福岡市博多区山王1-10-15

総務 省	KDDI株式会社	<u>ネットワーク監視センター</u>	<u>東京都多摩市鶴牧3-5-3</u> <u>KDDI多摩センタービル</u>
総務 省	<u>ソフトバンク株式会社</u>	<u>法務・コーポレートガバナンス本部リスク管理室</u> <u>リスク対策部</u>	<u>東京都港区海岸1-7-1</u> <u>東京ポートシティ竹芝オフィスタワー</u>
総務 省	株式会社NTTドコモ	<u>サービスオペレーション部災害対策室</u>	<u>東京都千代田区永田町2-11-1</u> <u>山王パークタワー35階</u>
(削除)			
総務 省	<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>BCP管理本部BCP運用部災害対応支援課</u>	<u>東京都世田谷区玉川1-14-1</u> <u>楽天クリムゾンハウス</u>

(4) 指定地方公共機関

名称	担当部署	所在地
大牟田瓦斯株式会社	<u>総務部</u>	大牟田市泉町4-5
西日本ガス株式会社	総務課	柳川市新外町89-2
筑紫ガス株式会社	経営統括本部	筑紫野市紫2-12-10
直方ガス株式会社	統括部長	直方市新町3-3-10
飯塚ガス株式会社	総務部	飯塚市横田677-2
高松ガス株式会社	水巻支店	水巻町猪熊10丁目2-25
久留米ガス株式会社	総務部	久留米市東櫛原町1089
一般社団法人福岡県LPガス協会	総務課	福岡市博多区山王1-10-15

	平成筑豊鉄道株式会社	総務課	田川郡福智町金田1145-2		平成筑豊鉄道株式会社	総務課	田川郡福智町金田1145-2	
	筑豊電気鉄道株式会社	総務課	中間市鍋山町1-6		筑豊電気鉄道株式会社	総務課	中間市鍋山町1-6	
	甘木鉄道株式会社	運輸部	朝倉市甘木1320		甘木鉄道株式会社	運輸部	朝倉市甘木1320	
	北九州高速鉄道株式会社	総務課	北九州市小倉南区企救丘2-13-1		北九州高速鉄道株式会社	総務課	北九州市小倉南区企救丘2-13-1	
	<u>西鉄バス二日市株式会社</u>	<u>運行部</u>	<u>大野城市大字牛頸2473-12</u>		<u>(削除)</u>			
	<u>西鉄バス宗像株式会社</u>	<u>運行部</u>	<u>宗像市陵厳寺4-7-1</u>		<u>(削除)</u>			
	西鉄バス久留米株式会社	<u>運行部</u>	<u>久留米市御井町2291-1</u>		西鉄バス久留米株式会社	<u>営業本部</u>	<u>久留米市東町40-13</u> <u>ニューフタマタ第一ビル7階</u>	
	西鉄バス大牟田株式会社	運行部	大牟田市白金町63		西鉄バス大牟田株式会社	運行部	大牟田市白金町63	
	西鉄バス筑豊株式会社	運行部	飯塚市片島2-19-1		西鉄バス筑豊株式会社	運行部	飯塚市片島2-19-1	
	<u>西鉄高速バス株式会社</u>	<u>営業本部業務部業務課</u>	<u>福岡市中央区那の津3-8-15</u>		<u>(削除)</u>			
	西鉄バス北九州株式会社	<u>営業本部総務課</u>	北九州市小倉北区砂津1-1-2		西鉄バス北九州株式会社	<u>営業本部営業部</u>	北九州市小倉北区砂津1-1-2	
	九州急行バス株式会社	営業部	福岡市博多区博多駅南4-7-2		九州急行バス株式会社	営業部	福岡市博多区博多駅南4-7-2	
	堀川バス株式会社	統括部	八女市本町1-302-1		堀川バス株式会社	統括部	八女市本町1-302-1	
	株式会社甘木観光バス	路線事業部	朝倉市大字甘木1396番地2		株式会社甘木観光バス	路線事業部	朝倉市大字甘木1396 <u>2</u>	
	<u>西鉄観光バス株式会社</u>	<u>総務部</u>	<u>福岡市中央区那の津3-8-15</u>		<u>(削除)</u>			
	柳城観光株式会社	本社営業所	柳川市下宮永町1092-1		柳城観光株式会社	本社営業所	柳川市下宮永町1092-1	
	九州郵船株式会社	海務部海務課	福岡市博多区神屋町1-27		九州郵船株式会社	海務部海務課	福岡市博多区神屋町1-27	
	壱岐・対馬フェリー株式会社	運航部	<u>福岡市中央区那の津3-46-7</u>		壱岐・対馬フェリー株式会社	運航部	<u>福岡市中央区那の津3-10-7</u>	

	久留米運送株式会 社	<u>総務課</u>	久留米市東櫛原町353		久留米運送株式会 社	<u>総務部</u>	久留米市東櫛原町353	
	株式会社博運社	総務部	糟屋郡志免町別府北3-4-1		株式会社博運社	総務部	糟屋郡志免町別府北3-4-1	
	株式会社ランテック	安全品質管理部	福岡市博多区古門戸町4-26		株式会社ランテック	安全品質管理部	福岡市博多区古門戸町4-26	
	丸善海陸運輸株式 会社	運輸課	久留米市善導寺町飯田829-1		丸善海陸運輸株式 会社	運輸課	久留米市善導寺町飯田829-1	
	三友通商株式会社	業務統括部	筑紫野市上古賀2-1		三友通商株式会社	業務統括部	筑紫野市上古賀2-1	
	公益社団法人福岡 県トラック協会	業務一課	福岡市博多区博多駅東1-18-8		公益社団法人福岡 県トラック協会	業務一課	福岡市博多区博多駅東1-18-8	
	<u>(新設)</u>				<u>福岡国際空港株式 会社</u>	<u>総務課</u>	<u>福岡市博多区大字下臼井782-1</u>	
	公益社団法人福岡 県医師会	地域医療課	福岡市博多区博多駅南2-9-30		公益社団法人福岡 県医師会	地域医療課	福岡市博多区博多駅南2-9-30	
	<u>一般社団法人</u> 福岡 県歯科医師会	庶務課	福岡市中央区大名1-12-43		<u>公益社団法人</u> 福岡 県歯科医師会	庶務課	福岡市中央区大名1-12-43	
	公益社団法人福岡 県薬剤師会	事務局	福岡市博多区住吉2-20-15		公益社団法人福岡 県薬剤師会	事務局	福岡市博多区住吉2-20-15	
	<u>(新設)</u>				<u>公益社団法人福岡 県獣医師会</u>	<u>事務局</u>	<u>福岡市中央区天神1-1-1</u>	
	<u>アール・ケー・ビー</u> 毎日放送株式会社	報道部	福岡市早良区百道浜2-3-8		<u>RKB</u> 毎日放送株式 会社	報道部	福岡市早良区百道浜2-3-8	
	九州朝日放送株式 会社	<u>報道部</u>	福岡市中央区長浜1-1-1		九州朝日放送株式 会社	<u>報道情報センター</u>	福岡市中央区長浜1-1-1	
	株式会社テレビ西 日本	<u>報道部</u>	福岡市早良区百道浜2-3-2		株式会社テレビ西 日本	<u>報道取材部</u>	福岡市早良区百道浜2-3-2	
	株式会社福岡放送	報道部	福岡市中央区清川2-22-8		株式会社福岡放送	報道部	福岡市中央区清川2-22-8	
	株式会社TVQ九州 放送	報道スポーツ局報道部	福岡市博多区住吉2-3-1		株式会社TVQ九州 放送	報道スポーツ局報道部	福岡市博多区住吉2-3-1	
	株式会社エフエム 福岡	編成制作事業部	福岡市中央区清川1-9-19		株式会社エフエム 福岡	<u>放送事業局</u> 編成制作事業 部	福岡市中央区清川1-9-19	
	株式会社CROSS FM	編成業務部	北九州市小倉北区京町3-1-1 COLET/1' m10階		株式会社CROSS FM			

(168～171ページ)

ラプエフェム国際放送株式会社	<u>放送局次長</u>	福岡市中央区今泉1-12-33 西鉄今泉ビル5F
福岡県道路公社	<u>総務部</u>	福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡北九州高速道路公社	<u>総務部総務課</u>	福岡市東区東浜2-7-53

(5) 市町村

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号(内線)	緊急時NTT電話番号	NTTFAX
北九州市	危機管理室危機管理課	<u>78-101-70</u>	<u>1-78-101-75</u>	093-582-2110	093-582-3811 (消防局指令課)	093-582-2112
福岡市	<u>防災・危機管理課</u>	78-201-70	1-78-201-75	<u>092-711-4056(1722)</u>	092-725-6595 (災害救急指令センター)	092-733-5861
大牟田市	<u>防災対策室</u>	78-202-70	1-78-202-75	0944-41-222(3841)	0944-41-222 (夜間)	0944-41-2893
久留米市	防災対策課	78-203-70	1-78-203-75	0942-30-9074	0942-30-9000	0942-30-9712
直方市	<u>総務・コミュニケーション推進課</u>	78-204-70	1-78-204-75	0949-25-2223	0949-25-2002	0949-24-3812
飯塚市	防災安全課	78-205-70	1-78-205-75	0948-22-5500(1333)	0948-22-2868	0948-21-2066
田川市	安全安心まちづくり課	78-206-70	1-78-206-75	0947-85-7114	同左	0947-46-0124

ラプエフェム国際放送株式会社	<u>コンテンツ企画本部</u>	福岡市中央区今泉1-12-33 西鉄今泉ビル5F
福岡県道路公社	<u>業務推進課</u>	福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡北九州高速道路公社	<u>総務部総合調整課</u>	福岡市東区東浜2-7-53

(5) 市町村

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号(内線)	緊急時NTT電話番号	NTTFAX
北九州市	危機管理室危機管理課	<u>78-100-70</u>	<u>1-78-100-75</u>	093-582-2110	093-582-3811 (消防局指令課)	093-582-2112
福岡市	<u>防災企画課</u>	78-201-70	1-78-201-75	<u>092-711-4967(6210)</u>	092-725-6595	092-733-5861
大牟田市	<u>防災危機管理室</u>	78-202-70	1-78-202-75	0944-41-222(3841)	0944-41-222 (夜間)	0944-41-2893
久留米市	防災対策課	78-203-70	1-78-203-75	0942-30-9074	0942-30-9000	0942-30-9712
直方市	<u>防災・地域安全課</u>	78-204-70	1-78-204-75	0949-25-2223	0949-25-2002	0949-24-3812
飯塚市	防災安全課	78-205-70	1-78-205-75	0948-22-5500(1333)	0948-22-2868	0948-21-2066
田川市	安全安心まちづくり課	78-206-70	1-78-206-75	0947-85-7114	同左	0947-46-0124

	柳川市	総務課	78-207-70	1-78-207-75	0944-77-8152	0944-73-8111	0944-74-1374		柳川市	総務課	78-207-70	1-78-207-75	0944-77-8152	0944-73-8111	0944-74-1374	
	八女市	防災安全課	78-210-70	1-78-210-75	0943-24-8146	同左	0943-23-2583		八女市	防災安全課	78-210-70	1-78-210-75	0943-24-8146	同左	0943-23-2583	
	筑後市	防災安全課	78-664-74	1-78-664-75	0942-65-7260	同左	<u>0942-53-4216</u>		筑後市	防災安全課	78-664-74	1-78-664-75	0942-65-7260	同左	<u>0942-54-0336</u>	
	大川市	地域支援課	78-212-70	1-78-212-75	0944-87-2101 (282)	同左	0944-88-1776		大川市	地域支援課	78-212-70	1-78-212-75	0944-87-2101 (282)	同左	0944-88-1776	
	行橋市	総務課防災危機管理室	78-213-70	1-78-213-75	0930-25-1111 (1451)	同左	0930-25-0299		行橋市	総務課防災危機管理室	78-213-70	1-78-213-75	0930-25-1111 (1451)	同左	0930-25-0299	
	豊前市	総務課	78-214-70	1-78-214-75	0979-82-1111 (1334)	<u>0979-83-3100</u>	0979-83-2560		豊前市	総務課	78-214-70	1-78-214-75	0979-82-1111 (1334)	<u>0979-82-1115</u>	0979-83-2560	
	中間市	安全安心まちづくり課	78-215-70	1-78-215-75	093-244-1111 (1252)	093-246-2017	093-245-5598		中間市	安全安心まちづくり課	78-215-70	1-78-215-75	093-244-1111 (1252)	093-246-2017	093-245-5598	
	小郡市	<u>協働推進課</u>	78-216-70	1-78-216-75	<u>0942-72-2111 (253)</u>	同左	0942-73-4466		小郡市	<u>防災安全課</u>	78-216-70	1-78-216-75	<u>0942-73-9109</u>	同左	0942-73-4466	
	筑紫野市	危機管理課	78-217-70	1-78-217-75	<u>092-923-1111 (229)</u>	092-923-0183	092-923-5391		筑紫野市	危機管理課	78-217-70	1-78-217-75	<u>092-557-5111</u>	092-923-0183	092-923-5391	
	春日市	安全安心課	78-218-70	1-78-218-75	092-584-1111 (3911)	同左	092-584-1143		春日市	安全安心課	78-218-70	1-78-218-75	092-584-1111 (3911)	同左	092-584-1143	
	大野城市	危機管理課	78-219-70	1-78-219-75	092-580-1966	092-501-2211	<u>092-572-8432</u>		大野城市	危機管理課	78-219-70	1-78-219-75	092-580-1966	092-501-2211	<u>092-573-7791</u>	
	宗像市	<u>地域安全課</u>	78-220-70	1-78-220-70	0940-36-5050	0940-36-1121	0940-37-1242		宗像市	<u>危機管理課</u>	78-220-70	1-78-220-70	0940-36-5050	0940-36-1121	0940-37-1242	

	太宰府市	防災安全課	78-221-71	1-78-221-75	092-921-2121(519)	同左	092-921-1601		太宰府市	防災安全課	78-221-71	1-78-221-75	092-921-21(531)	同左	092-921-1601	
	古賀市	総務課	78-223-70	1-78-223-75	092-942-1111(327)	092-942-1112	092-942-3758		古賀市	危機管理課	78-223-70	1-78-223-75	092-942-1111(325)	092-692-1101	092-942-3758	
	福津市	防災安全課	78-362-70	1-78-362-75	0940-43-8107	0940-42-1111	0940-43-3168		福津市	危機管理課	78-362-70	1-78-362-75	0940-43-8107	0940-42-1111	0940-43-3168	
	うきは市	市民協働推進課	78-481-70	1-78-481-75	0943-75-4982	同左	0943-75-5509		うきは市	市民協働推進課	78-481-70	1-78-481-75	0943-75-4982	同左	0943-75-5509	
	宮若市	総務課	78-403-70	1-78-403-75	0949-32-0511(229)	0949-32-0510	0949-32-9430		宮若市	総務課	78-403-70	1-78-403-75	0949-32-0511(229)	0949-32-0510	0949-32-9430	
	嘉麻市	防災対策課	78-423-70	1-78-423-75	0948-62-5690	同左	0948-62-5610		嘉麻市	防災対策課	78-423-70	1-78-423-75	0948-42-7417	同左	0948-42-7098	
	朝倉市	防災交通課	78-209-70	1-78-209-75	0946-22-1111(61-110)	0946-23-0364	0946-22-0418		朝倉市	防災交通課	78-209-70	1-78-209-75	0946-22-1111(61-4406)	0946-23-0364	0946-22-0418	
	みやま市	総務課	78-561-70	1-78-561-75	0944-64-1502	0944-63-6111(336)	0944-64-1503		みやま市	地域・防災課	78-561-70	78-561-75	0944-64-1502	0944-63-6111(333)	0944-64-1503	
	糸島市	危機管理課	78-222-70	1-78-222-75	092-332-2110	同左	092-324-0239		糸島市	危機管理課	78-222-70	1-78-222-75	092-332-2110	同左	092-324-8355	
	那珂川市	安全安心課	78-305-70	1-78-305-75	092-953-2211(243)	同左	092-954-0292		那珂川市	安全安心課	78-305-70	1-78-305-75	092-953-2211(243)	同左	092-954-3049	
	宇美町	総務課	78-341-70	1-78-341-75	092-932-1111(113)	同左	092-933-7512		宇美町	地域コミュニティ課	78-341-70	1-78-341-75	092-933-5500	092-932-1111	092-934-2275	
	篠栗町	総務課	78-342-70	1-78-342-75	092-947-1113	092-947-8409	092-947-7977		篠栗町	総務課	78-342-70	1-78-342-75	092-947-1113	092-947-8409	092-947-7977	

	志免町	生活安全課	78-343-7 0	1-78-343 -75	<u>092-935-1</u> <u>001</u> <u>(1247)</u>	同左	092-935-2 694		志免町	生活安全課	78-343-7 0	1-78-343 -75	<u>092-935-1</u> <u>001</u> <u>(2031)</u>	同左	092-935-2 694	
	須恵町	<u>総務課</u>	78-344-7 0	1-78-344 -75	<u>092-932-1</u> <u>152</u> <u>(321)</u>	092-932-1 151	092-933-6 579		須恵町	<u>地域コミュニ</u> <u>ティ課</u>	78-344-7 0	1-78-344 -75	<u>092-932-1</u> <u>152</u> <u>(313)</u>	092-932-1 151	092-933-6 579	
	新宮町	地域協働課	78-345-7 0	1-78-345 -75	092-963-1 734	同左	092-962-2 078		新宮町	地域協働課	78-345-7 0	1-78-345 -75	092-963-1 734	同左	092-962-2 078	
	久山町	総務課	78-348-7 0	1-78-348 -75	092-976-1 111 (233)	同左	092-976-2 463		久山町	総務課	78-348-7 0	1-78-348 -75	092-976-1 111 (233)	同左	092-976-2 463	
	粕屋町	<u>協働のまちづ</u> <u>くり課</u>	78-349-70	1-78-349- 75	<u>092-938-2</u> <u>311 (263)</u> <u>(263)</u>	092-938-5 778	092-938-3 150		粕屋町	<u>地域共創課</u>	78-349-70	1-78-349- 75	<u>092-938-2</u> <u>311 (264)</u>	092-938-5 778	092-938-3 150	
	芦屋町	総務課	78-381-7 0	1-78-381 -75	093-223-3 572	同左	093-223-3 927		芦屋町	総務課	78-381-7 0	1-78-381 -75	093-223-3 572	同左	093-223-3 927	
	水巻町	総務課	78-382-7 0	1-78-382- 75	093-201-4 321	同左	093-201-4 423		水巻町	総務課	78-382-7 0	1-78-382- 75	093-201-4 321	同左	093-201-4 423	
	岡垣町	地域づくり課	78-383-7 0	1-78-383 -75	093-282-1 211 (285)	同左	093-282-1 310		岡垣町	地域づくり課	78-383-7 0	1-78-383 -75	093-282-1 211 (285)	同左	093-282-1 310	
	遠賀町	<u>総務課</u>	78-384-70	1-78-384- 75	<u>093-293-1</u> <u>234</u>	同左	<u>093-293-0</u> <u>806</u>		遠賀町	<u>人事防災課</u>	78-384-70	1-78-384- 75	<u>093-293</u> <u>-1286</u>	同左	<u>093-293</u> <u>-7655</u>	
	小竹町	総務課	78-401-7 0	1-78-700 -7390	09496-2-1 212 (107)	同左	09496-2-1 140		小竹町	総務課	78-401-7 0	1-78-700 -7390	09496-2-1 212 (107)	同左	09496-2-1 140	
	鞍手町	<u>総務課</u>	78-402-7 0	1-78-402 -75	0949-42-2 111	同左	0949-42-5 693		鞍手町	<u>まちづくり課</u>	78-402-7 0	1-78-402 -75	0949-42-2 111	同左	0949-42-5 693	
	桂川町	総務課	78-700-7 024	1-78-700 -7390	0948-65-1 100 (212)	同左	0948-65-3 424		桂川町	総務課	78-700-7 024	1-78-700 -7390	0948-65-1 100 (212)	同左	0948-65-3 424	
	筑前町	環境防災課	78-444-70	1-78-444- 75	0946-42-6 609	同左	0946-42-2 011		筑前町	環境防災課	78-444-70	1-78-444- 75	0946-42-6 609	同左	0946-42-2 011	

(172～173ページ)

みやこ町	総務課	78-623-70	1-78-623-75	0930-32-2511	同左	0930-32-4563
吉富町	総務課	78-642-70	1-78-642-75	0979-24-1122(178)	同左	0979-24-3219
上毛町	総務課	78-644-70	1-78-644-75	0979-72-3111(113)	同左	0979-72-4664
築上町	総務課	78-641-70	1-78-641-75	0930-56-0300(321)	同左	0930-56-1405

(6) 消防本部（局）

消防本部(局)名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
北九州市消防局	消防団・市民防災課	北九州市小倉北区大手町3-9	093-582-3819	093-592-6898
福岡市消防局	警防部警防課	福岡市中央区舞鶴3-9-7	092-725-6575	092-791-2420
大牟田市消防本部	総務課	大牟田市浄真町46	0944-53-3521	0944-53-7460
直方市消防本部	警防課	直方市新町2-5-10	0949-25-2303	0949-25-2308
柳川市消防本部	警防課	柳川市本城町4-2	0944-74-0122	0944-74-0185
筑後市消防本部	警防課	筑後市山ノ井900	0942-52-2020	0942-53-6658
大川市消防本部	警防課	大川市郷原483-5	0944-88-1145	0944-88-1799
行橋市消防本部	警防課	行橋市中央1-9-9	0930-25-2326	0930-26-3074
中間市消防本部	警防課	中間市中間2-2-2	093-245-0901	093-246-0119

みやこ町	総務課	78-623-70	1-78-623-75	0930-32-2511	同左	0930-32-4563
吉富町	未来まちづくり課 危機管理室	78-642-70	1-78-642-75	0979-24-1122(210)	同左	0979-24-3219
上毛町	総務課	78-644-70	1-78-644-75	0979-72-3111(113)	同左	0979-72-4664
築上町	総務課	78-641-70	1-78-641-75	0930-56-0300(315)	同左	0930-56-1405

(6) 消防本部（局）

消防本部(局)名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
北九州市消防局	警防課	北九州市小倉北区大手町3-9	093-582-3817	093-592-6898
福岡市消防局	警防部警防課	福岡市中央区舞鶴3-9-7	092-725-6575	092-791-2420
大牟田市消防本部	総務課	大牟田市浄真町46	0944-53-3521	0944-53-7460
直方市消防本部	警防課	直方市新町2-5-10	0949-25-2303	0949-25-2308
柳川市消防本部	警防課	柳川市本城町4-2	0944-74-0122	0944-74-0185
筑後市消防本部	警防課	筑後市山ノ井900	0942-52-2020	0942-53-6658
(削除)				
行橋市消防本部	警防課	行橋市中央1-9-9	0930-25-2326	0930-26-3074
中間市消防本部	警防課	中間市中間2-2-2	093-245-0901	093-246-0119

	みやま市消防本部	総務課庶務係	みやま市瀬高町小川2062	0944-62-5125	0944-62-3234		みやま市消防本部	総務課庶務係	みやま市瀬高町小川2062	0944-62-5125	0944-62-3234	
	糸島市消防本部	警防課	糸島市前原1783-1	092-332-8027	092-324-4514		糸島市消防本部	警防課	糸島市前原1783-1	092-332-8027	092-324-4514	
	苅田町消防本部	警防課	苅田町京町2-4-4	093-434-0119	093-434-5236		苅田町消防本部	警防課	苅田町京町2-4-4	093-434-0119	093-434-5236	
	八女消防本部	警防課	八女市本村22-1	0943-24-2119	0943-25-1119		八女消防本部	警防課	八女市本村22-1	0943-24-5499	0943-25-1119	
	筑紫野太宰府消防組合消防本部	警防課警防係	筑紫野市針摺西1-1-1	092-924-5642	092-924-3397		筑紫野太宰府消防組合消防本部	警防課警防係	筑紫野市針摺西1-1-1	092-924-5642	092-924-3397	
	飯塚地区消防本部	警防課	飯塚市片島3-16-8	0948-22-7600	0948-24-5670		飯塚地区消防本部	警防課	飯塚市菰田52番地1	0948-22-7600	0948-24-5670	
	春日・大野城・那珂川消防組合消防本部	警防課	春日市春日2-2-1	092-584-1197	092-584-1200		春日・大野城・那珂川消防組合消防本部	警防課	春日市春日2-2-1	092-584-1197	092-584-1200	
	田川地区消防本部	警防課	田川市川宮1570	0947-44-6225	0947-46-1404		田川地区消防本部	警防課	田川市川宮1570	0947-44-6225	0947-46-1404	
	久留米広域消防本部	救急防災課	久留米市東櫛原町999-1	0942-38-5158	0942-38-5172		久留米広域消防本部	救急防災課	久留米市東櫛原町999-1	0942-38-5158	0942-38-5172	
	京築広域圏消防本部	警防課	豊前市大字荒堀525-1	0979-82-0119	0979-83-2630		京築広域圏消防本部	警防課	豊前市大字荒堀525-1	0979-82-0119	0979-83-2630	
	直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	宮若市宮田16-1	0949-32-1132	0949-32-9425		直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	宮若市宮田16-1	0949-32-1132	0949-32-9425	
	甘木・朝倉消防本部	警防課	朝倉市一木18-20	0946-23-2753	0946-24-1334		甘木・朝倉消防本部	警防課	朝倉市一木18-20	0946-23-2753	0946-24-1334	
	粕屋南部消防組合消防本部	警防課	志免町大字田富170	092-935-1088	092-935-5184		粕屋南部消防組合消防本部	警防課	志免町大字田富170	092-935-1088	092-935-5184	

(174～180ページ)	2 安否情報省令 「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の報告並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令」	2 安否情報省令 「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續きその他の必要な事項を定める省令」	時点修正
--------------	--	---	------

	(平成17年3月28日総務省令第44号) 最終改正；<u>平成18年3月31日総務省令第50号</u> (安否情報の収集方法) 第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。 (安否情報の報告方法) 第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。 (安否情報の照会方法) 第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。 2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、<u>外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳</u>カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法に	(平成17年3月28日総務省令第44号) 最終改正；<u>令和6年12月2日総務省令第102号</u> (安否情報の収集方法) 第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。 (安否情報の報告方法) 第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。 (安否情報の照会方法) 第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。 2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の資格確認書、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号</u>カードその他法律又はこれに基づく命令の規定による交付された書類で	
--	--	--	--

	ることができる。 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。 (安否情報の回答方法) 第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる、 (安否情報の提供) 第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。 <u>(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)</u> 第2条 総務省関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。 <u>別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）の項の次に次のように加える。</u> <table><tr><td><u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）</u></td><td><u>第25条第2項</u></td></tr></table> <u>別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成16年総務省令69号）の項の次に次のように加える。</u> <table><tr><td><u>武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定め</u></td><td><u>第2条及び第3条</u></td></tr></table>	<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）</u>	<u>第25条第2項</u>	<u>武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定め</u>	<u>第2条及び第3条</u>	あつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。 (安否情報の回答方法) 第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる、 (安否情報の提供) 第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。 <u>附 則 抄</u> <u>(削除)</u> 第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。 <u>(削除)</u>	
<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）</u>	<u>第25条第2項</u>						
<u>武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定め</u>	<u>第2条及び第3条</u>						

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

- （注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- （注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- （注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- （注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第1号（第1条関係）（平18総省令第0・全第0

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

- （注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

様式第2号（第1条関係）

安 否 情 報 収 集 様 式 （ 死 亡 住 民 ）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第2号（第1条関係）（平18監省令00・全改）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否
否
情
報
報
告
書

市町村名: _____ 担当者名: _____

[illegible]

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 3 「④国籍」欄は日本国籍を有しない者限り記入すること。
 - 4 武力攻撃被害により死亡した生誕にあっては、「⑤配偶者又は養育の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置場所」を記入すること。
 - 5 ①～④の希望又は同意欄に「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望者又は同意者については特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

余世田氏... 昔田中...

[illegible]

		備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。 2 「㊦出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。 3 「㊦国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「㊦負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「㊦現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。 5 ㊦～㊦の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。	

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他（ ）	
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 ※印の欄には記入しないこと。

様式第4号（第3条関係）（平18総省令50・追加）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他（ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

	様式第5号（第4条関係） 安 否 情 報 回 答 書 <table><tr><td colspan="2">年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">殿</td></tr><tr><td colspan="2">総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)</td></tr><tr><td colspan="2">年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。</td></tr><tr><td>避難住民に該当するか否かの別</td><td></td></tr><tr><td>武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別</td><td></td></tr><tr><td rowspan="10">被 照 会 者</td><td>氏 名</td></tr><tr><td>フリガナ</td></tr><tr><td>出生の年月日</td></tr><tr><td>男女の別</td></tr><tr><td>住 所</td></tr><tr><td>国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)</td></tr><tr><td>日本 その他 ()</td></tr><tr><td>その他個人を識別するための情報</td></tr><tr><td>現在の居所</td></tr><tr><td>負傷又は疾病の状況</td></tr><tr><td>連絡先その他必要情報</td><td></td></tr></table> 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。	年 月 日		殿		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		避難住民に該当するか否かの別		武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		被 照 会 者	氏 名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住 所	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()	その他個人を識別するための情報	現在の居所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他必要情報		
年 月 日																											
殿																											
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)																											
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。																											
避難住民に該当するか否かの別																											
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別																											
被 照 会 者	氏 名																										
	フリガナ																										
	出生の年月日																										
	男女の別																										
	住 所																										
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)																										
	日本 その他 ()																										
	その他個人を識別するための情報																										
	現在の居所																										
	負傷又は疾病の状況																										
連絡先その他必要情報																											
資料編 (181～198ページ)	3 火災・災害等即報要領 第1 総則 1 趣旨（略） 2 火災・災害等の定義（略） 3 報告手続 (1)（略）	3 火災・災害等即報要領 第1 総則 1 趣旨（略） 2 火災・災害等の定義（略） 3 報告手続 (1)（略）	時点修正																								

	(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報<u>を</u>都道府県に報告するものとする。 (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報<u>を</u>消防庁に報告を行うものとする。 (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第<u>一</u>報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第<u>二</u>報後の報告<u>についても</u>、引き続き消防庁に対しても行うものとする。 (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内<u>で可能な限り早く</u>、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。 4 報告方法及び様式 火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に<u>記載し、ファクシミリ等により</u>報告するものとする。<u>また</u>、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。 <u>ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。</u> (1) 様式 ア 火災等即報・・・・・・第1号様式及び第2号様式 火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。 特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。 なお、火災（<u>爆発</u>を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。 イ 救急・救助事故<u>等即報</u>・・・・・・第3号様式 救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。	(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合<u>（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）</u>には、当該災害が発生し、<u>又はそのおそれがある</u>地域の属する市町村は、災害に関する即報<u>について</u>都道府県に報告をするものとする。 (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報<u>について</u>消防庁に報告を行うものとする。 (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第<u>1</u>報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第<u>1</u>報後の報告<u>を</u>引き続き消防庁に対しても行うものとする (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき<u>は、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）</u>、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。 4 報告方法及び様式 火災・災害等の即報に当たっては、<u>原則として</u>(1)の区分に応じた様式に<u>より、電子メールで</u>報告するものとする。 <u>ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。</u> <u>また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。</u> <u>なお</u>、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。 (1) 様式 ア 火災等即報・・・・・・第1号様式及び第2号様式 火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。 特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。 なお、火災（<u>特定の事故</u>を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。 イ 救急・救助事故・<u>武力攻撃災害等即報</u>・・・・・・第3号様式 救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態<u>における災害を</u>
--	--	---

	なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。 ウ（略） (2) 画像情報の送信 地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星<u>車載</u>局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。 ア～イ（略） ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等 <u>（新設）</u> エ（略） 5 報告に際しての留意事項 (1) 「第2 即報基準」<u>及び</u>「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。 (2) <u>市町村又は都道府県</u>は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。 <u>（新設）</u> (3) <u>各</u>都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。 <u>（新設）</u> (4) 市町村が都道府県に報告できない場合に<u>あって</u>は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。 (5) (1)から(4)までにかかわらず、<u>地震</u>等により、消防機関への通報が殺到した場合、<u>その状況を市町村は</u>直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。 第2 即報基準 1 火災等即報	対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に<u>起因して生じた救急事故等</u>については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。 ウ（略） (2) 画像情報の送信 地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星<u>地球</u>局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。 ア～イ（略） ウ 報道機関に<u>大きく</u>取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等 <u>（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマニュアルの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）</u> エ（略） 5 報告に際しての留意事項 (1) <u>都道府県又は市町村は</u>、「第2 即報基準」<u>又は</u>「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。 (2) <u>都道府県又は市町村</u>は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。 <u>また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。</u> (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等<u>関係機関</u>と密接な連絡を保つものとする。 <u>特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。</u> (4) 市町村が都道府県に報告<u>をすることが</u>できない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。 (5) <u>上記</u>(1)から(4)までにかかわらず、<u>災害</u>等により、消防機関への通報が殺到した場合<u>には、市町村はその状況を</u>直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。 第2 即報基準 1 火災等即報	
--	---	--	--

	(1) 一般基準 火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。 <u>1)</u> 死者が3人以上生じたもの <u>2)</u> 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの <u>(新設)</u> (2) 個別基準 次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。 ア 火災 ア) 建物火災 <u>1)</u> 特定防火対象物で死者の発生した火災 <u>2)</u> 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの <u>3)</u> 大使館・領事館、国指定重要文化財 <u>又は特定違反對象物</u>の火災 <u>(新設)</u> <u>4)</u> 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 <u>(新設)</u> <u>5)</u> 損害額1億円以上と推定される火災 イ) 林野火災 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの 2) 空中消火を要請又は実施したもの 3) 住宅等へ延焼するおそれがある <u>等社会的に影響度が高いもの</u> ウ) 交通機関の火災 <u>船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの</u> 1) 航空機火災 2) <u>タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災</u> 3) トンネル内車両火災 4) 列車火災 エ) その他 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等 <u>消防上特に参考となるもの</u> (例示) ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災 イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 <u>1)</u> 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故	(1) 一般基準 火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。 <u>ア</u> 死者が3人以上生じたもの <u>イ</u> 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの <u>ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの</u> (2) 個別基準 次の火災及び事故については <u>上記</u> (1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。 ア 火災 <u>(ア)</u> 建物火災 <u>a</u> 特定防火対象物で死者の発生した火災 <u>b</u> 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの <u>c</u> 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 <u>d 特定違反對象物の火災</u> <u>e</u> 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推測される火災 <u>f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災</u> <u>g</u> 損害額1億円以上と推定される火災 <u>(イ)</u> 林野火災 <u>a</u> 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの <u>b</u> 空中消火を要請又は実施したもの <u>c</u> 住宅等へ延焼するおそれがあるもの <u>(ウ)</u> 交通機関の火災 <u>a</u> 航空機火災 <u>b 船舶火災であって社会的影響度が高いもの</u> <u>c</u> トンネル内車両火災 <u>d</u> 列車火災 <u>(エ)</u> その他 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等（例示） ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災 イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 <u>(ア)</u> 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故（例示）	
--	--	--	--

	(例示) ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故 <u>2)</u> 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの <u>3)</u> 特定事業所内の火災（<u>1)</u>以外のもの。） ウ 危険物等に係る事故 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。） <u>1)</u> 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの <u>2)</u> 負傷者が5名以上発生したもの <u>3)</u> 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの <u>4)</u> 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 <u>5)</u> 海上、河川への危険物等流出事故 <u>6)</u> 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故 エ 原子力災害等 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの オ (略) (3) 社会的影響基準 (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。 2 救急・救助事故即報 救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。 1) 死者5人以上の救急事故 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 3) 要救助者が5人以上の救助事故	・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故 <u>(イ)</u> 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの <u>(ウ)</u> 特定事業所内の火災（<u>(ア)</u>以外のもの。） ウ 危険物等に係る事故 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。） <u>(ア)</u> 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの <u>(イ)</u> 負傷者が5名以上発生したもの <u>(ウ)</u> 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの <u>(エ)</u> 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 <u>(オ)</u> 海上、河川への危険物等流出事故 <u>(カ)</u> 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故 エ 原子力災害等 (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの オ (略) (3) 社会的影響基準 (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に<u>大きく</u>取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。 2 救急・救助事故即報 救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。 (1) 死者5人以上の救急事故 (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 (3) 要救助者が5人以上の救助事故	
--	--	---	--

	4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 <u>5) その他</u>報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。) (例示) ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・ バスの転落による救急・救助事故 ・ ハイジャック <u>及びテロ等</u>による救急・救助事故 ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故 ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故 3 武力攻撃災害即報 次の災害等(該当するおそれがある場合を含む。)について <u>も、上記2と同様式を用いて</u>報告すること。 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 2) <u>武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</u> 4 災害即報 災害即報については、次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。 (1) 一般基準 <u>1)</u> 災害救助法の適用基準に合致するもの <u>2)</u> 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの <u>3)</u> 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽	(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 <u>(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故</u> <u>(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故</u> <u>(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの</u> <u>(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく</u>取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。) (例示) ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・ バスの転落による救急・救助事故 ・ ハイジャックによる救急・救助事故 ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故 ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故 3 武力攻撃災害即報 <u>武力攻撃災害等については、</u>次の災害等(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。 (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。<u>以下「国民保護法」という。</u>)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 (2) <u>国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放射その他の人的又は物的災害。</u> 4 災害即報 災害即報については、次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。 (1) 一般基準 <u>ア</u> 災害救助法の適用基準に合致するもの <u>イ</u> 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの <u>ウ</u> 災害が2都道府県以上にまたがるもので<u>一</u>の都道府県における被害は軽	
--	---	--	--

	微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (2) 個別基準 <u>(新設)</u> ア 地震 <u>地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度 4 以上を記録したもの</u> イ 津波 <u>津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの</u> ウ 風水害 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの エ 雪害 <u>1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</u> <u>2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの</u> オ 火山災害 <u>1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、<u>入山規制又は通行規制等を行ったもの</u></u> <u>2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの</u> (3) 社会的影響基準 (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。 第 3 直接即報基準 市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。 1 火災等即報	微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの <u>エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの</u> <u>オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの</u> (2) 個別基準 <u>次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。</u> ア 地震 <u>(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの</u> <u>(イ) 人的被害又は住家被害を生じさせたもの</u> イ 津波 <u>(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの</u> <u>(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの</u> ウ 風水害 <u>(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</u> <u>(イ) 洪水、浸水、</u>河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの <u>(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</u> エ 雪害 <u>(ア) 積雪、</u>雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じさせたもの <u>(イ) 積雪、</u>道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの オ 火山災害 <u>(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの</u> <u>(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの</u> (3) 社会的影響基準 (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に<u>大きく</u>取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。 第 3 直接即報基準 市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。 1 火災等即報
--	--	---

	<u>ア</u> 交通機関の火災 第２の１の（２）の<u>ア</u>の<u>ウ</u>）に同じ。 <u>イ</u> 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 第２の１の（２）の<u>イ</u> <u>1）、2)</u>に同じ。 <u>ウ</u> 危険物等に係る事故（<u>イ</u>の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。） <u>1)</u> 第２の１の（２）の<u>ウ</u> <u>1）、2)</u>に同じ。 <u>2)</u> 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの <u>3)</u> 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの <u>①</u> 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの <u>②</u> ５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 <u>4)</u> 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの <u>5)</u> 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災 <u>エ</u> 原子力災害等 第２の１の（２）の<u>エ</u>に同じ。 <u>オ</u> ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 <u>カ</u> 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。） ２ 救急・救助事故即報 死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの <u>1)</u> 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 <u>2)</u> バスの転落等による救急・救助事故 <u>3)</u> ハイジャック <u>及びテロ等</u>による救急・救助事故 <u>4)</u> 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 <u>5)</u> その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの ３（略） ４ 災害即報 <u>ア</u> 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） <u>イ</u> 第２の４の（２）の<u>イ</u>、<u>ウ及び</u><u>オ</u>のうち、死者又は行方不明者が生じたもの	<u>(1)</u> 交通機関の火災 第２の１の（２）の<u>ア</u>の<u>(ウ)</u>）に同じ。 <u>(2)</u> 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 第２の１の（２）の<u>イ</u>の <u>(ア)、(イ)</u>）に同じ。 <u>(3)</u> 危険物等に係る事故（<u>イ</u>の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。） <u>ア</u> 第２の１の（２）の<u>ウ</u> <u>(ア)、(イ)</u>）に同じ。 <u>イ</u> 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの <u>ウ</u> 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの （ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの （イ）５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 <u>エ</u> 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの <u>オ</u> 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災 <u>(4)</u> 原子力災害等 第２の１の（２）の<u>エ</u>に同じ。 <u>(5)</u> ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 <u>(6)</u> 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に<u>大きく</u>取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。） ２ 救急・救助事故即報 死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの <u>(1)</u> 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 <u>(2)</u> バスの転落等による救急・救助事故 <u>(3)</u> ハイジャックによる救急・救助事故 <u>(4)</u> 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 <u>(5)</u> その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの ３（略） ４ 災害即報 <u>(1)</u> 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） <u>(2)</u> 第２の４の（２）の<u>イ</u> <u>から</u><u>オ</u> <u>までの</u>うち、死者又は行方不明者が生じたもの	
--	--	--	--

	第4 記入要領 第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。 <火災等即報> 1 第1号様式（火災） (1) 火災種別 <u>火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。</u> (2)～(3) （略） (4) 災害対策本部等の設置状況 当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び<u>解散</u>の日時を記入すること。 (5) その他参考事項 次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。 <u>1)</u> 死者3人以上生じた火災 <u>ア</u> 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要 <u>ア)</u> 建物等の用途、構造及び<u>環境</u> <u>イ)</u> 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過 <u>イ</u> 火災の状況 <u>ア)</u> 発見及び通報の状況 <u>イ)</u> 避難の状況 <u>2)</u> 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災 <u>ア)</u> 発見及び通報の状況 <u>イ)</u> 延焼拡大の理由 <u>ア</u> 消防事情 <u>イ</u> 都市構成 <u>ウ</u> 気象条件 <u>エ</u> その他 <u>ウ)</u> 焼損地域名及び主な焼損建物の名称 <u>エ)</u> り災者の避難保護の状況 <u>オ)</u> 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）	第4 記入要領 第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。 <火災等即報> 1 第1号様式（火災） (1) 火災種別 <u>「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。</u> (2)～(3) （略） (4) 災害対策本部等の設置状況 当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び<u>廃止</u>の日時を記入すること。 (5) その他参考事項 次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。 ア 死者3人以上生じた火災 <u>(ア)</u> 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要 <u>a</u> 建物等の用途、構造及び<u>周囲の状況</u> <u>b</u> 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過 <u>(イ)</u> 火災の状況 <u>a</u> 発見及び通報の状況 <u>b</u> 避難の状況 <u>イ</u> 建物火災で個別基準の <u>e、f</u> 又は <u>gのいずれか</u>に該当する火災 <u>(ア)</u> 発見及び通報の状況 <u>(イ)</u> 延焼拡大の理由 <u>a</u> 消防事情 <u>b</u> 都市構成 <u>c</u> 気象条件 <u>d</u> その他 <u>(ウ)</u> 焼損地域名及び主な焼損建物の名称 <u>(エ)</u> り災者の避難保護の状況 <u>(オ)</u> 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）	
--	---	---	--

	<u>3)</u> 林野火災 <u>ア)</u> 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等） ※必要に応じて図面を添付する。 <u>イ)</u> 林野の植生 <u>ウ)</u> 自衛隊の派遣要請、出動状況 <u>エ)</u> 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等） <u>(新設)</u> <u>4)</u> 交通機関の火災 <u>ア)</u> 車両、船舶、航空機等の概要 <u>イ)</u> 焼損状況、焼損程度 2 第2号様式（特定の事故） (1)～(9) (10) 災害対策本部等の設置状況 当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び<u>解散</u>の日時について記入すること。 (11)～(12)（略） <救急・救助事故等即報> 3 第3号様式（救急・救助事故<u>等</u>） (1)～(7)（略） (7) 災害対策本部等の設置状況 当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び<u>解散</u>の日時について記入すること。 (8) その他参考事項 以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。 (例) - 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況 - 避難<u>の勧告・指示の</u>状況 - 避難所の設置状況 - 自衛隊の派遣要請、出動状況 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	<u>ウ</u> 林野火災 <u>(ア)</u> 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等） ※必要に応じて図面を添付する。 <u>(イ)</u> 林野の植生 <u>(ウ)</u> 自衛隊の派遣要請、出動状況 <u>(エ)</u> 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等） <u>(オ) 覚知時の林野火災警報又は林野火災注意報の発令状況、対象区域内外</u> <u>オ</u> 交通機関の火災 <u>(ア)</u> 車両、船舶、航空機等の概要 <u>(イ)</u> 焼損状況、焼損程度 2 第2号様式（特定の事故） (1)～(9)（略） (10) 災害対策本部等の設置状況 当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び<u>廃止</u>の日時について記入すること。 (11)～(12)（略） <救急・救助事故等即報> 3 第3号様式（救急・救助事故・<u>武力攻撃災害等</u>） (1)～(7)（略） (7) 災害対策本部等の設置状況 当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び<u>廃止</u>の日時について記入すること。 (8) その他参考事項 以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。 (例) - 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況 - 避難<u>指示の発令</u>状況 - 避難所の設置状況 - 自衛隊の派遣要請、出動状況 <u>・NBCの検知結果（剤の種類、濃度等）</u> <u>・被害の要因（人為的なもの）</u> <u>不審物（爆発物）の有無</u> <u>立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）</u>	
--	--	--	--

	<災害即報> 4 第4号様式 <u>1)</u> 第4号様式<u>一</u>その1（災害概況即報） 災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第<u>一</u>報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。 <u>(1)</u> 災害の概況 <u>ア</u> 発生場所、発生日時 当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。 <u>イ</u> 災害種別概況 <u>(ア)</u> 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況 <u>(イ)</u> 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況 <u>(ウ)</u> 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況 <u>(エ)</u> 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況 <u>(オ)</u> その他これらに類する災害の概況 <u>(2)</u> 被害の状況 当該災害により生じた被害の状況について、判明している<u>事項を具体的に記入すること。その際特に</u>人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。 （新設） <u>(3)</u> 応急対策の状況 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入する<u>とともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。</u> <u>なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。</u> <u>(例)</u> <u>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</u> <u>・ 避難の勧告・指示の状況</u> <u>・ 避難所の設置状況</u> <u>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</u>	<災害即報> 4 第4号様式 <u>(1)</u> 第4号様式<u>(その1)</u>（災害概況即報） 災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合<u>や</u>災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第<u>1</u>報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。 <u>ア</u> 災害の概況 <u>(ア)</u> 発生場所、発生日時 当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。 <u>(イ)</u> 災害種別概況 <u>a</u> 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況 <u>b</u> 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況 <u>c</u> 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況 <u>d</u> 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況 <u>e</u> その他これらに類する災害の概況 <u>イ</u> 被害の状況 当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて<u>記入すること。</u> <u>119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。</u> <u>なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。</u> <u>ウ</u> 応急対策の状況 <u>(ア)</u> 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び<u>廃止</u>の日時を記入する<u>こと。</u> <u>なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。</u> <u>また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど突起すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。</u> <u>(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その</u>
--	--	---

	<u>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</u>	<u>出動規模活動状況等をわかる範囲で記入すること</u> <u>(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。</u> <u>(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。</u> <u>また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。</u>	
	<u>2) 第4号様式ーその2（被害状況即報）</u> <u>（新設）</u>	<u>(2) 第4号様式（その2）（災害概況即報）</u> <u>管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。</u>	
	<u>(1) 各被害欄</u> 原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。 <u>（新設）</u>	<u>ア 各被害欄</u> 原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。 <u>また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第4号様式（その2）別紙を用いて報告をすること。</u>	
	<u>(2) 災害対策本部等の設置状況</u> 当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び<u>解散</u>の日時について記入すること。	<u>イ 災害対策本部等の設置状況</u> 当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び<u>廃止</u>の日時について記入すること。	
	<u>(3) 災害救助法適用市町村名</u> 市町村<u>毎</u>に、適用日時を記入すること。	<u>ウ 災害救助法適用市町村名</u> 市町村<u>ごと</u>に、適用日時を記入すること。	
	<u>(4) 備考欄</u> <u>備考欄</u>には次の事項を記入すること。	<u>エ 災害の概況</u> <u>災害の概況欄</u>には次の事項を記入すること。	
	<u>ア 災害の発生場所</u> 被害を生じた市町村名又は地域名	<u>(ア) 災害の発生場所</u> 被害を生じた市町村名又は地域名	
	<u>イ 災害の発生日時</u> 被害を生じた日時又は期間	<u>(イ) 災害の発生日時</u> 被害を生じた日時又は期間	
	<u>ウ 災害の種類、概況</u> 台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等	<u>(ウ) 災害の種類、概況</u> 台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等	
	<u>エ 応急対策の状況</u> <u>市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。</u>	<u>オ 応急対策の状況</u> <u>消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。</u>	

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- 避難の勧告・指示の状況
- 避難所の設置状況
- 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- 災害ボランティアの活動状況

第1号様式（火災）

		第 報	
報告日時		年 月 日 時 分	
都道府県			
市町村 (消防本部名)			
報告者名			
消防庁受信者氏名			
※ 爆発を除く。			
火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所	出火原因		
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由
	負傷者 重症	人	
	中等症	人	
	軽症	人	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼 損 程 度	全 焼 棟	計 棟	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積
	半 焼 棟		
程度	部分焼 棟		㎡
	ぼ や 棟		㎡
り災世帯数	世帯		気 象 状 況
消防活動状況	消防本部(署)	台	人
	消 防 団	台	人
	そ の 他		人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

また、その他の欄については、避難所の設置条項、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第1号様式（火災）

		第 報	
報告日時		年 月 日 時 分	
都道府県			
報告者氏名			
報告日時		年 月 日 時 分	
都道府県市町村 (消防本部)			
報告者氏名			
消防庁受信者氏名			
※ 特定の事故を除く。			
火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所	出火原因		
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由
	負傷者 重症	人	
	中等症	人	
	軽症	人	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	㎡ ㎡
焼 損 程 度	全 焼 棟	計 棟	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積
	半 焼 棟		
程度	部分焼 棟		㎡
	ぼ や 棟		ha
り災世帯数	世帯		気 象 状 況
消防活動状況	消防本部(署)	台	人
	消 防 団	台	人
	その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機	人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()
発生場所	
事業所名	特別防災区域 (レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
消防覚知方法	気象状況
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧ガス施設 3 高圧ガス施設 4 その他()
施設の概要	危険物施設の区分
事故の概要	
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者等 人(人) 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関 自衛防災組織 人 共同防災組織 人 その他 人 消防本部(署) 人 消防団 人 海上保安庁 人 警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		報告者氏名	
		報告日時	年 月 日 時 分
消防庁受信者氏名		都道府県市町村 (消防本部)	
		報告者氏名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()
発生場所	
事業所名	特別防災区域 (レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
消防覚知方法	気象状況
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧ガス施設 3 高圧ガス施設 4 その他()
施設の概要	危険物施設の区分
事故の概要	
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者等 人(人) 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関 自衛防災組織 人 共同防災組織 人 その他 人 消防本部(署) 人 消防団 人 海上保安庁 人 警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)

		第 報	
報告日時	年 月 日 時 分		
都道府県			
市町村 (消防本部名)			
消防庁受信者氏名	報告者名		
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 計 人	負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
消防・救急・救助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

		第 報	
報告日時	年 月 日 時 分		
都道府県			
報告者氏名			
報告日時	年 月 日 時 分		
都道府県市町村 (消防本部)			
報告者氏名			
消防庁受信者氏名			
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 計 人	負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
消防・救急・救助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)
(災害概況即報)

消防庁受信者氏名
災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所			発生日時	月 日 時 分					
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況	(都道府県)		(市町村)						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)
(災害概況即報)

消防庁受信者氏名
災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

災 害 の 概 況	発生場所			発生日時	月 日 時 分						
被 害 の 状 況	人的 被害	死 者	人	重傷者	人	住家 被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
不明		人	軽傷者	人	一部破損		棟	未分類	棟		
応 急 対 策 の 状 況	119番通報の件数										
	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	(都道府県)		(市町村)							
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自 衛 隊 派 遣 要 請 の 状 況	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(被害狀況即報)

都道府県				区 分				被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名			第 報	そ の 他	田	流失・埋没	ha	
							冠 水	ha	
報 告 者 名				(月 日 時現在)	の	畑	流失・埋没	ha	
							冠 水	ha	
区 分				被 害	文 教 施 設		箇所		
人 的 被 害	死 者			人		病 院		箇所	
	行 方 不 明 者			人	道 路		箇所		
	負 傷 者	重 傷		人	橋 り よ う		箇所		
		軽 傷		人	河 川		箇所		
住 家 被 害	全 壊			棟	の 他	港 湾		箇所	
				世帯		砂 防		箇所	
				人		清 掃 施 設		箇所	
	半 壊			棟		崖 く ず れ		箇所	
				世帯		鉄 道 不 通		箇所	
				人		被 害 船 舶	隻		
	一 部 破 損			棟		水 道	戸		
				世帯		電 話	回線		
				人		電 気	戸		
				棟		ガ ス	戸		
				世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所	
				人					
非 住 家	公 共 建 物			棟	火 災 発 生	り 災 世 帯 数	世帯		
	そ の 他			棟		り 災 者 数	人		
						建 物	件		
					危 険 物	件			
					そ の 他	件			

(遊離指示等の発令状況)

都道府県名 ()

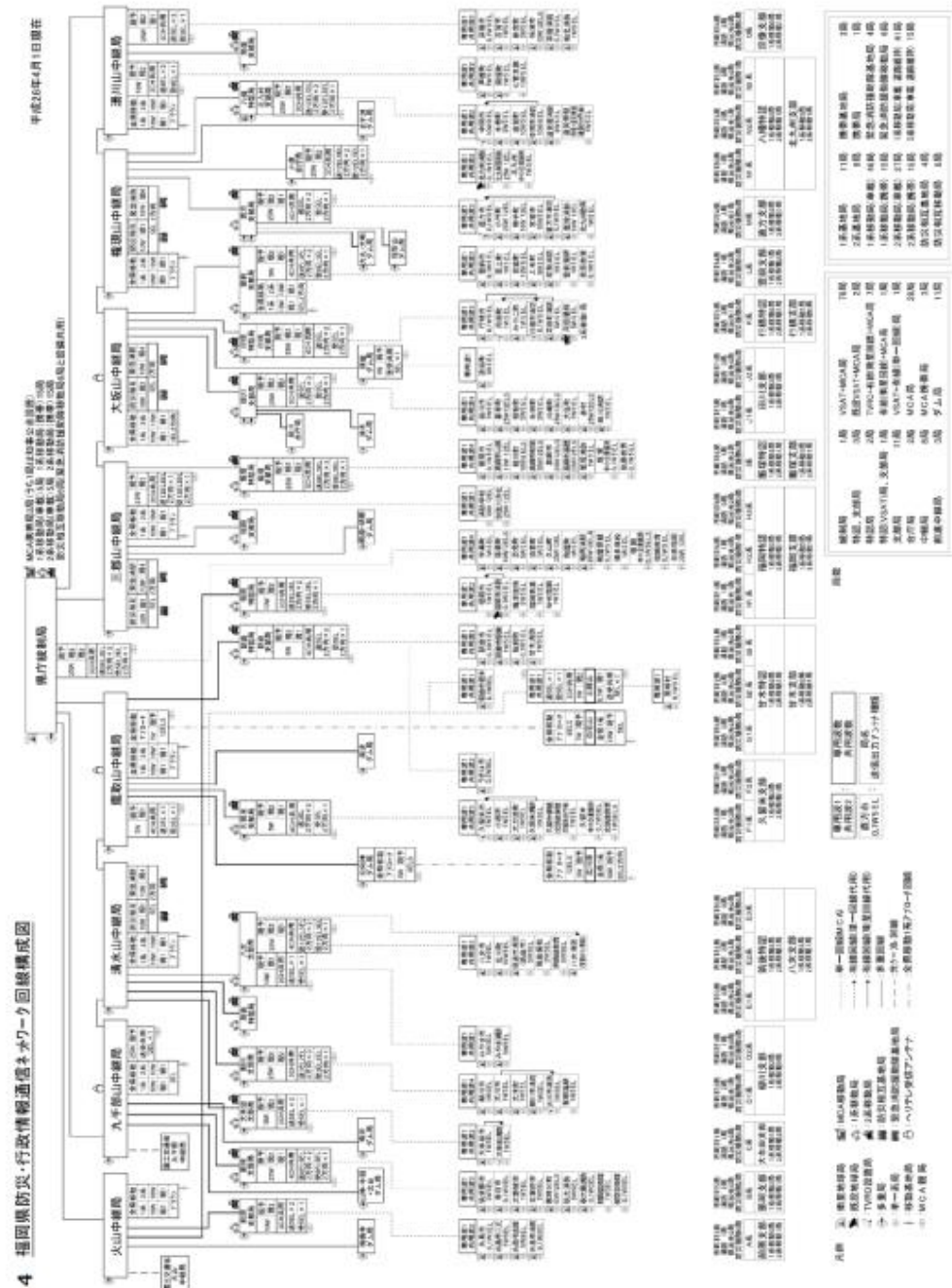
(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

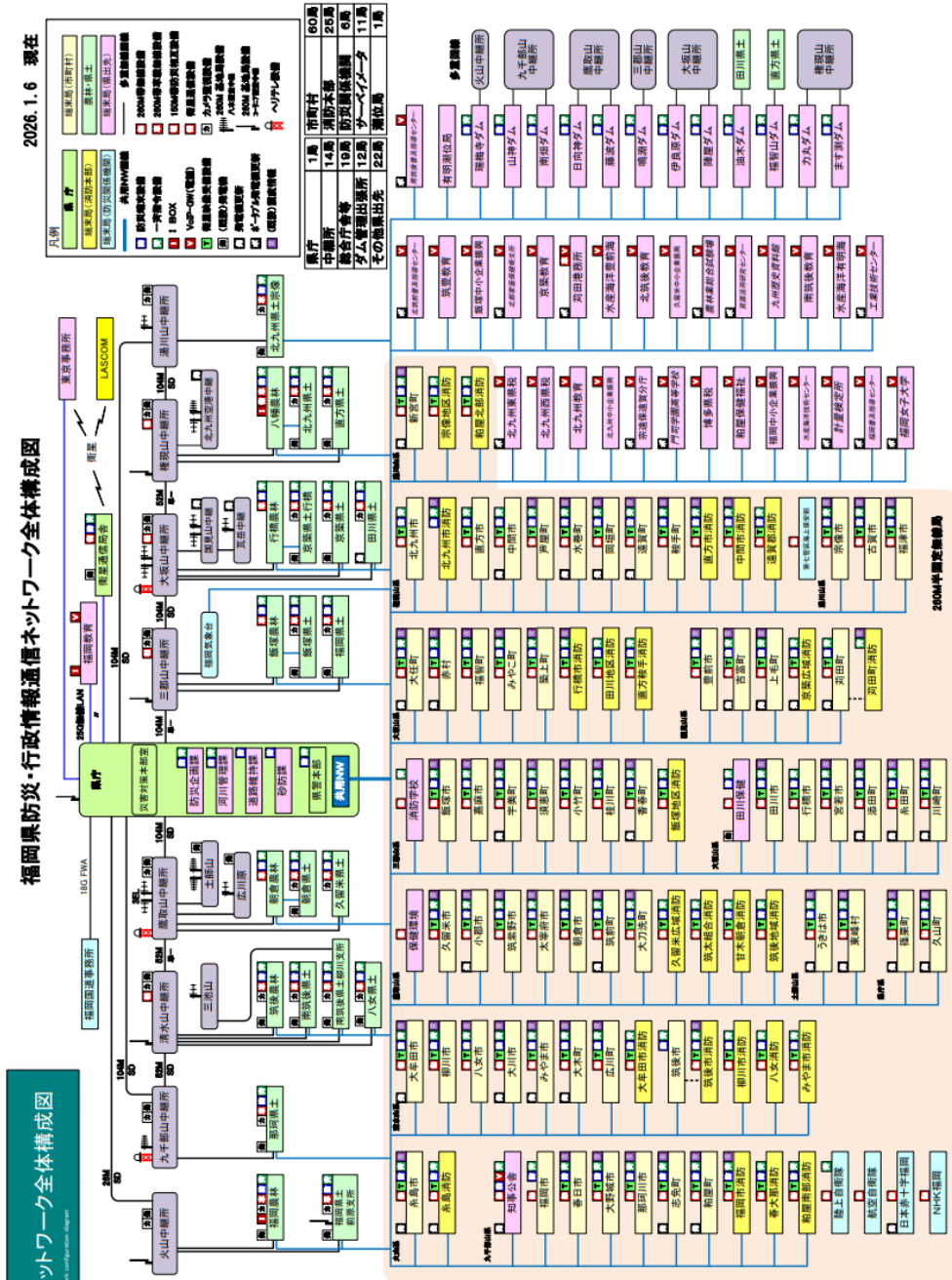
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">区 分</td> <td>被 害</td> <td rowspan="6">災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況</td> <td rowspan="6">都 道 府 県</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>公 立 文 教 施 設</td> <td>千円</td> <td></td> <td rowspan="5">市 町 村</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>農 林 水 産 業 施 設</td> <td>千円</td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>公 共 土 木 施 設</td> <td>千円</td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 公 共 施 設</td> <td>千円</td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>千円</td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">公共施設被害市町村数</td> <td>団体</td> <td></td> <td rowspan="6">災 害 救 助 法</td> <td rowspan="6">適 用 市 町 村 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">そ の 他</td> <td>農 業 被 害</td> <td>千円</td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>林 業 被 害</td> <td>千円</td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>畜 産 被 害</td> <td>千円</td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>水 産 被 害</td> <td>千円</td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>商 工 被 害</td> <td>千円</td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">計 団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>そ の 他</td> <td>千円</td> <td></td> <td>消防職員出動延人数</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">被 害 総 額</td> <td>千円</td> <td></td> <td>消防団員出動延人数</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">備 考</td> <td colspan="8"> 災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 </td> </tr> </table>										区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県				公 立 文 教 施 設	千円		市 町 村				農 林 水 産 業 施 設	千円					公 共 土 木 施 設	千円					そ の 他 の 公 共 施 設	千円					小 計	千円					公共施設被害市町村数		団体		災 害 救 助 法	適 用 市 町 村 名				そ の 他	農 業 被 害	千円					林 業 被 害	千円					畜 産 被 害	千円					水 産 被 害	千円					商 工 被 害	千円									計 団体				そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人		被 害 総 額			千円		消防団員出動延人数	人		備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況								
	区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県																																																																																																																				
	公 立 文 教 施 設	千円				市 町 村																																																																																																																			
	農 林 水 産 業 施 設	千円																																																																																																																							
	公 共 土 木 施 設	千円																																																																																																																							
	そ の 他 の 公 共 施 設	千円																																																																																																																							
	小 計	千円																																																																																																																							
	公共施設被害市町村数		団体		災 害 救 助 法	適 用 市 町 村 名																																																																																																																			
	そ の 他	農 業 被 害	千円																																																																																																																						
		林 業 被 害	千円																																																																																																																						
		畜 産 被 害	千円																																																																																																																						
		水 産 被 害	千円																																																																																																																						
		商 工 被 害	千円																																																																																																																						
					計 団体																																																																																																																				
		そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人																																																																																																																			
	被 害 総 額			千円		消防団員出動延人数	人																																																																																																																		
	備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況																																																																																																																							
		※1 被害額は省略することができるものとする。 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。																																																																																																																							

4 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク回線構成図



ネットワーク全体構成図
Network Configuration Diagram

福岡県防災・行政情報通信ネットワーク全体構成図



資料編

(200ページ)

5 災害拠点病院一覧

区 分	二次医療圏名	医療機関名	DMAT 指定	病床数	所 在 地	電 話 番 号	ヘリポートの状況		
							敷地内外	区 分	離れの距離
基幹災害医療センター	福岡・糸島	国立病院機構九州医療センター	○	702	福岡市中央区地行浜1-8-1	092-852-0700	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	済生会福岡総合病院	○	380	福岡市中央区天神1-3-46	092-771-8151	屋 上	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡大学病院	○	915	福岡市城南区七隈7-45-1	092-801-1011	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島	九州大学病院	○	1,275	福岡市東区馬出3-1-1	092-641-1151	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡赤十字病院	○	511	福岡市南区大橋3-1-1	092-521-1211	屋 上	公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡和白病院	○	369	福岡市東区和白丘2-2-75	092-608-0001	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	粕屋	国立病院機構福岡東医療センター	○	591	古賀市千鳥1-1-1	092-943-2331	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	粕屋	福岡青洲会病院	○	213	糟屋郡粕屋町長者原800-1	092-939-0010	敷地外	緊急時	4.0km
地域災害医療センター	北九州	北九州市立八幡病院	○	350	北九州市八幡東区西本町4-18-1	093-662-6565	敷地外	緊急時	1.3km
地域災害医療センター	北九州	北九州市立医療センター	○	636	北九州市小倉北区馬場2-1-1	093-541-1831	敷地外	緊急時	0.8km
地域災害医療センター	北九州	健和会大手町病院	○	499	北九州市小倉北区大手町15-1	093-592-5511	敷地外	緊急時	4.4km
地域災害医療センター	北九州	北九州総合病院	○	360	北九州市小倉北区東城野町1-1	093-921-0560	敷地外	緊急時	2.5km
地域災害医療センター	北九州	産業医科大学病院	○	678	北九州市八幡西区匠生ヶ丘1-1	093-603-1611	敷地内	緊急時	0.4km
地域災害医療センター	北九州	九州病院	○	575	北九州市八幡西区の峰1-8-1	093-641-5111	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	久留米	久留米大学病院	○	1,018	久留米市旭町67	0942-31-7602	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	久留米	聖マリア病院	○	1,097	久留米市津福本町422	0942-35-3322	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	有明	大牟田市立病院	○	350	大牟田市宝坂町2-19-1	0944-53-1061	敷地外	緊急時	0.3km
地域災害医療センター	飯塚	飯塚病院	○	1,048	飯塚市芳雄町3-83	0948-29-8010	敷地外	公共用	0.2km
地域災害医療センター	田川	田川市立病院	○	342	田川市大字橋1700-2	0947-44-2100	敷地外	緊急時	2.3km
地域災害医療センター	京築	新行橋病院	○	246	行橋市道場寺1411	0930-24-8899	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡記念病院	○	239	福岡市早良区西新1-1-35	092-821-4731	敷地外	緊急時	1.1km
地域災害医療センター	北九州	新小文字病院	○	214	北九州市門司区大里新町2-5	093-391-1001	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	朝倉	朝倉医師会病院	○	300	朝倉市来春422-1	0946-23-0077	敷地内	緊急時	0.1km
地域災害医療センター	筑紫	福岡県済生会二日市病院	○	260	筑紫野市湯町3-13-1	092-923-1551	敷地外	緊急時	1.0km
地域災害医療センター	京築	小波瀬病院	○	266	京都郡荷田町大字新津1598	0930-24-5211	敷地内	非公共用	
地域災害医療センター	北九州	九州労災病院	○	450	北九州市小倉南区曾根北町1-1	093-471-1121	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	北九州	戸畑共立病院	○	237	北九州市戸畑区沢見2-5-1	093-871-5421	屋 上	公共用	3.0km
地域災害医療センター	筑紫	福岡徳洲会病院	○	602	春日市須玖北4-5	092-573-6622	屋 上	緊急時	
地域災害医療センター	宗像	宗像水光会総合病院	○	300	福津市日蔭野5-7-1	0940-34-3111	敷地外	緊急時	2.0km
地域災害医療センター	八女・筑後	筑後市立病院	○	233	筑後市大字和泉917-1	0942-53-7511	屋 上	緊急時	
地域災害医療センター	有明	ヨコクラ病院	○	199	みやま市高田町農地480-2	0944-22-5811	屋 上	緊急時	

(平成30年6月1日現在)

5 災害拠点病院一覧表

(基幹災害医療センター・地域災害医療センター)

区 分	二次医療圏名	医療機関名	DMAT 指定	病床数	所 在 地	電 話 番 号	ヘリポートの状況		
							敷地内外	区 分	離れの距離
基幹災害医療センター	福岡・糸島	国立病院機構九州医療センター	○	702	福岡市中央区地行浜1-8-1	092-852-0700	屋 上	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島	済生会福岡総合病院	○	389	福岡市中央区天神1-3-46	092-771-8151	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡大学病院	○	771	福岡市城南区七隈7-45-1	092-801-1011	敷地内	場外離着陸場	
地域災害医療センター	福岡・糸島	九州大学病院	○	1,252	福岡市東区馬出3-1-1	092-641-1151	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡赤十字病院	○	511	福岡市南区大橋3-1-1	092-521-1211	屋 上	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡和白病院	○	369	福岡市東区和白丘2-2-75	092-608-0001	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	浜の町病院	○	468	福岡市中央区民権3-3-1	092-721-0831	敷地外	非公共用	3.3km
地域災害医療センター	粕屋	国立病院機構福岡東医療センター	○	549	古賀市千鳥1-1-1	092-943-2331	敷地内	緊急時	1km
地域災害医療センター	粕屋	福岡青洲会病院	○	213	糟屋郡粕屋町長者原800-1	092-939-0010	敷地外	緊急時	4.0km
地域災害医療センター	北九州	北九州市立八幡病院	○	350	北九州市八幡東区西本町4-18-1	093-662-6565	敷地外	緊急時	1.2km
地域災害医療センター	北九州	北九州市立医療センター	○	636	北九州市小倉北区馬場2-1-1	093-541-1831	敷地外	緊急時	1.0km
地域災害医療センター	北九州	健和会大手町病院	○	499	北九州市小倉北区大手町15-1	093-592-5511	敷地外	緊急時	2.0km
地域災害医療センター	北九州	北九州総合病院	○	360	北九州市小倉北区東城野町1-1	093-921-0560	敷地外	緊急時	2.0km
地域災害医療センター	北九州	産業医科大学病院	○	674	北九州市八幡西区匠生ヶ丘1-1	093-603-1611	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	北九州	九州病院	○	575	北九州市八幡西区の峰1-8-1	093-641-5111	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	久留米	久留米大学病院	○	1,018	久留米市旭町67	0942-31-7602	屋 上	場外離着陸場	
地域災害医療センター	久留米	聖マリア病院	○	1,097	久留米市津福本町422	0942-35-3322	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	久留米	田中中央病院	○	343	久留米市田中町1410-2	0943-72-2480	敷地外	緊急時	1.0km
地域災害医療センター	有明	大牟田市立病院	○	320	大牟田市宝坂町2-19-1	0944-53-1061	敷地外	緊急時	0.5km
地域災害医療センター	飯塚	飯塚病院	○	1,040	飯塚市芳雄町3-83	0948-22-3800	敷地外	緊急時	0.4km
地域災害医療センター	田川	田川市立病院	○	313	田川市大字橋1700-2	0947-44-2100	敷地外	緊急時	3.1km
地域災害医療センター	京築	新行橋病院	○	246	行橋市道場寺1411	0930-24-8899	屋 上	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡記念病院	○	239	福岡市早良区西新1-1-35	092-821-4731	敷地外	場外離着陸場	1.0km
地域災害医療センター	北九州	新小文字病院	○	214	北九州市門司区大里新町2-5	093-391-1001	屋 上	緊急時	
地域災害医療センター	朝倉	朝倉医師会病院	○	224	朝倉市来春422-1	0946-23-0077	敷地内	緊急時	0.1km
地域災害医療センター	筑紫	福岡県済生会二日市病院	○	260	筑紫野市湯町3-13-1	092-923-1551	敷地外	緊急時	3.0km
地域災害医療センター	京築	小波瀬病院	○	266	京都郡荷田町大字新津1598	0930-24-5211	敷地内	場外離着陸場	
地域災害医療センター	北九州	九州労災病院	○	450	北九州小倉南区曾根北町1-1	093-471-1121	屋 上	緊急時	
地域災害医療センター	北九州	戸畑共立病院	○	218	北九州戸畑区沢見2-5-1	093-871-5421	敷地外	場外離着陸場	1.0km
地域災害医療センター	筑紫	福岡徳洲会病院	○	602	春日市須玖北4-5	092-573-6622	屋 上	緊急時	
地域災害医療センター	宗像	宗像水光会総合病院	○	300	福津市日蔭野5-7-1	0940-34-3111	敷地外	緊急時	2.0km
地域災害医療センター	八女・筑後	筑後市立病院	○	199	筑後市大字和泉917-1	0942-53-7511	屋 上	場外離着陸場	
地域災害医療センター	有明	ヨコクラ病院	○	199	みやま市高田町農地480-2	0944-22-5811	屋 上	緊急時	

(令和8年4月1日現在)

時点修正

資料編 (2 0 1 ページ)	6 感染症指定医療機関一覧 (1) 第一種感染症指定医療機関 <table border="1"> <tr> <th>医療機関名</th><th>住所</th><th>感染症病床数</th><th>電話</th></tr> <tr> <td>福岡東医療センター</td><td>古賀市千鳥1-1-1</td><td>2</td><td>092-943-2331</td></tr> </table> (2) 第二種感染症指定医療機関 <table border="1"> <tr> <th>医療機関名</th><th>住所</th><th>感染症病床数</th><th>電話</th></tr> <tr> <td>福岡市民病院</td><td>福岡市博多区吉塚本町13-1</td><td>4</td><td>092-632-1111</td></tr> <tr> <td>国立病院機構九州医療センター</td><td>福岡市中央区地行浜1-8-1</td><td>2</td><td>092-852-0700</td></tr> <tr> <td>福岡赤十字病院</td><td>福岡市南区大楠3-1-1</td><td>2</td><td>092-521-1211</td></tr> <tr> <td>福岡大学筑紫病院</td><td>筑紫野市俗明院1-1-1</td><td>2</td><td>092-921-1011</td></tr> <tr> <td>福岡徳洲会病院</td><td>春日市須玖北4-5</td><td>2</td><td>092-573-6622</td></tr> <tr> <td>福岡東医療センター</td><td>古賀市千鳥1-1-1</td><td>10</td><td>092-943-2331</td></tr> <tr> <td>北九州市立医療センター</td><td>北九州市小倉北区馬借2-1-1</td><td>16</td><td>093-541-1831</td></tr> <tr> <td>田川市立病院</td><td>田川市大字糺1700-2</td><td>8</td><td>0947-44-2100</td></tr> <tr> <td>聖マリア病院</td><td>久留米市津福本町422</td><td>6</td><td>0942-35-3322</td></tr> <tr> <td>新古賀病院</td><td>久留米市天神町120</td><td>8</td><td>0942-38-2222</td></tr> <tr> <td>筑後市立病院</td><td>筑後市大字和泉917-1</td><td>2</td><td>0942-53-7511</td></tr> <tr> <td>大牟田病院</td><td>大牟田市大字橘1044-1</td><td>2</td><td>0944-58-1122</td></tr> </table> (平成30年10月1日現在)	医療機関名	住所	感染症病床数	電話	福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	2	092-943-2331	医療機関名	住所	感染症病床数	電話	福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13-1	4	092-632-1111	国立病院機構九州医療センター	福岡市中央区地行浜1-8-1	2	092-852-0700	福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1	2	092-521-1211	福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院1-1-1	2	092-921-1011	福岡徳洲会病院	春日市須玖北4-5	2	092-573-6622	福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	10	092-943-2331	北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借2-1-1	16	093-541-1831	田川市立病院	田川市大字糺1700-2	8	0947-44-2100	聖マリア病院	久留米市津福本町422	6	0942-35-3322	新古賀病院	久留米市天神町120	8	0942-38-2222	筑後市立病院	筑後市大字和泉917-1	2	0942-53-7511	大牟田病院	大牟田市大字橘1044-1	2	0944-58-1122	6 感染症指定医療機関一覧 (1) 第一種感染症指定医療機関 <table border="1"> <tr> <th>医療機関名</th><th>住所</th><th>感染症病床数</th><th>電話</th></tr> <tr> <td>福岡東医療センター</td><td>古賀市千鳥1-1-1</td><td>2</td><td>092-943-2331</td></tr> </table> (2) 第二種感染症指定医療機関 <table border="1"> <tr> <th>医療機関名</th><th>住所</th><th>感染症病床数</th><th>電話</th></tr> <tr> <td>福岡市民病院</td><td>福岡市博多区吉塚本町13-1</td><td>4</td><td>092-632-1111</td></tr> <tr> <td>国立病院機構九州医療センター</td><td>福岡市中央区地行浜1-8-1</td><td>2</td><td>092-852-0700</td></tr> <tr> <td>福岡赤十字病院</td><td>福岡市南区大楠3-1-1</td><td>2</td><td>092-521-1211</td></tr> <tr> <td>福岡大学筑紫病院</td><td>筑紫野市俗明院1-1-1</td><td>2</td><td>092-921-1011</td></tr> <tr> <td>福岡徳洲会病院</td><td>春日市須玖北4-5</td><td>2</td><td>092-573-6622</td></tr> <tr> <td>福岡東医療センター</td><td>古賀市千鳥1-1-1</td><td>10</td><td>092-943-2331</td></tr> <tr> <td>北九州市立医療センター</td><td>北九州市小倉北区馬借2-1-1</td><td>16</td><td>093-541-1831</td></tr> <tr> <td>田川市立病院</td><td>田川市大字糺1700-2</td><td>8</td><td>0947-44-2100</td></tr> <tr> <td>聖マリア病院</td><td>久留米市津福本町422</td><td>6</td><td>0942-35-3322</td></tr> <tr> <td>新古賀病院</td><td>久留米市天神町120</td><td>8</td><td>0942-38-2222</td></tr> <tr> <td>筑後市立病院</td><td>筑後市大字和泉917-1</td><td>2</td><td>0942-53-7511</td></tr> <tr> <td>大牟田病院</td><td>大牟田市大字橘1044-1</td><td>2</td><td>0944-58-1122</td></tr> </table> (令和8年4月16日現在)	医療機関名	住所	感染症病床数	電話	福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	2	092-943-2331	医療機関名	住所	感染症病床数	電話	福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13-1	4	092-632-1111	国立病院機構九州医療センター	福岡市中央区地行浜1-8-1	2	092-852-0700	福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1	2	092-521-1211	福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院1-1-1	2	092-921-1011	福岡徳洲会病院	春日市須玖北4-5	2	092-573-6622	福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	10	092-943-2331	北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借2-1-1	16	093-541-1831	田川市立病院	田川市大字糺1700-2	8	0947-44-2100	聖マリア病院	久留米市津福本町422	6	0942-35-3322	新古賀病院	久留米市天神町120	8	0942-38-2222	筑後市立病院	筑後市大字和泉917-1	2	0942-53-7511	大牟田病院	大牟田市大字橘1044-1	2	0944-58-1122	時点修正
医療機関名	住所	感染症病床数	電話																																																																																																																								
福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	2	092-943-2331																																																																																																																								
医療機関名	住所	感染症病床数	電話																																																																																																																								
福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13-1	4	092-632-1111																																																																																																																								
国立病院機構九州医療センター	福岡市中央区地行浜1-8-1	2	092-852-0700																																																																																																																								
福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1	2	092-521-1211																																																																																																																								
福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院1-1-1	2	092-921-1011																																																																																																																								
福岡徳洲会病院	春日市須玖北4-5	2	092-573-6622																																																																																																																								
福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	10	092-943-2331																																																																																																																								
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借2-1-1	16	093-541-1831																																																																																																																								
田川市立病院	田川市大字糺1700-2	8	0947-44-2100																																																																																																																								
聖マリア病院	久留米市津福本町422	6	0942-35-3322																																																																																																																								
新古賀病院	久留米市天神町120	8	0942-38-2222																																																																																																																								
筑後市立病院	筑後市大字和泉917-1	2	0942-53-7511																																																																																																																								
大牟田病院	大牟田市大字橘1044-1	2	0944-58-1122																																																																																																																								
医療機関名	住所	感染症病床数	電話																																																																																																																								
福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	2	092-943-2331																																																																																																																								
医療機関名	住所	感染症病床数	電話																																																																																																																								
福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13-1	4	092-632-1111																																																																																																																								
国立病院機構九州医療センター	福岡市中央区地行浜1-8-1	2	092-852-0700																																																																																																																								
福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1	2	092-521-1211																																																																																																																								
福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院1-1-1	2	092-921-1011																																																																																																																								
福岡徳洲会病院	春日市須玖北4-5	2	092-573-6622																																																																																																																								
福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	10	092-943-2331																																																																																																																								
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借2-1-1	16	093-541-1831																																																																																																																								
田川市立病院	田川市大字糺1700-2	8	0947-44-2100																																																																																																																								
聖マリア病院	久留米市津福本町422	6	0942-35-3322																																																																																																																								
新古賀病院	久留米市天神町120	8	0942-38-2222																																																																																																																								
筑後市立病院	筑後市大字和泉917-1	2	0942-53-7511																																																																																																																								
大牟田病院	大牟田市大字橘1044-1	2	0944-58-1122																																																																																																																								
資料編 (2 0 2 ページ)	7 <u>緊急交通路一覧表</u>	7 <u>緊急交通路指定予定路線一覧表</u>	時点修正																																																																																																																								

	<table><tr><th>地域</th><th>種 別</th><th>道 路 名</th><th>距離(km)</th><th>選 定 理 由</th><th>予備路線</th></tr><tr><td rowspan="6">福岡 地域</td><td rowspan="3">陸上輸送</td><td>九州縦貫自動車道</td><td>133.6</td><td>本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送</td><td>国道3号</td></tr><tr><td>国道3号</td><td>161.9</td><td>本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送</td><td>九州縦貫自動車道</td></tr><tr><td>国道202号</td><td>67.1</td><td>佐賀・長崎方面からの緊急輸送</td><td>福岡前原道路</td></tr><tr><td rowspan="2">海上輸送</td><td>国道3号</td><td>161.9</td><td>博多港(箱崎埠頭)等からの緊急輸送</td><td></td></tr><tr><td>市営千鳥橋進入線</td><td>3.2</td><td>博多港(中央埠頭・箱崎埠頭)等からの緊急輸送</td><td></td></tr><tr><td>航空輸送</td><td>県道筑紫線</td><td>7.3</td><td>福岡空港等からの緊急輸送</td><td>国道3号</td></tr><tr><td></td><td></td><td>国道3号</td><td>161.9</td><td>陸田基岡駐屯地、空自春日原基地からの緊急輸送</td><td></td></tr><tr><td rowspan="6">北九州 地域</td><td rowspan="3">陸上輸送</td><td>九州縦貫自動車道</td><td>133.6</td><td>本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送</td><td>国道3号</td></tr><tr><td>国道3号</td><td>161.9</td><td>本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送</td><td>九州縦貫自動車道</td></tr><tr><td>国道0号</td><td>70.4</td><td>大分・宮崎方面からの緊急輸送</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">海上輸送</td><td>国道0号</td><td>70.4</td><td>苅田港、宇島港等からの緊急輸送</td><td></td></tr><tr><td>国道99号</td><td>46.7</td><td>小倉港、門司港等からの緊急輸送</td><td></td></tr><tr><td>航空輸送</td><td>国道0号</td><td>70.4</td><td>北九州空港、空自築城基地等からの緊急輸送</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>県道北九州湾岸線</td><td>8.9</td><td>空自芦屋基地からの緊急輸送</td><td>国道3号</td></tr><tr><td rowspan="6">筑後 地域</td><td rowspan="3">陸上輸送</td><td>九州縦貫自動車道</td><td>133.6</td><td>本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送</td><td>国道3号</td></tr><tr><td>国道3号</td><td>161.9</td><td>本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送</td><td>九州縦貫自動車道</td></tr><tr><td>九州縦貫自動車道</td><td>31.3</td><td>大分・長崎方面等からの緊急輸送</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">海上輸送</td><td>国道209号</td><td>26.9</td><td>大牟田港、三池港からの緊急輸送</td><td></td></tr><tr><td>県道筑山国分1丁田線</td><td>1.9</td><td>陸上自久留米駐屯地からの緊急輸送</td><td></td></tr><tr><td>航空輸送</td><td>国道3号</td><td>161.9</td><td>陸上小郡駐屯地等からの緊急輸送</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">筑豊 地域</td><td rowspan="2">陸上輸送</td><td>国道200号</td><td>82.4</td><td>本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送</td><td>国道3号</td></tr><tr><td>国道201号</td><td>79.9</td><td>本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送</td><td>九州縦貫自動車道</td></tr><tr><td rowspan="2">海上輸送</td><td>国道201号</td><td>79.9</td><td>博多港、苅田港からの緊急輸送</td><td></td></tr><tr><td>航空輸送</td><td>県道筑紫線</td><td>2.0</td><td>陸上自衛隊筑紫駐屯地からの緊急輸送</td><td></td></tr></table>	地域	種 別	道 路 名	距離(km)	選 定 理 由	予備路線	福岡 地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号	国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道	国道202号	67.1	佐賀・長崎方面からの緊急輸送	福岡前原道路	海上輸送	国道3号	161.9	博多港(箱崎埠頭)等からの緊急輸送		市営千鳥橋進入線	3.2	博多港(中央埠頭・箱崎埠頭)等からの緊急輸送		航空輸送	県道筑紫線	7.3	福岡空港等からの緊急輸送	国道3号			国道3号	161.9	陸田基岡駐屯地、空自春日原基地からの緊急輸送		北九州 地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号	国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道	国道0号	70.4	大分・宮崎方面からの緊急輸送		海上輸送	国道0号	70.4	苅田港、宇島港等からの緊急輸送		国道99号	46.7	小倉港、門司港等からの緊急輸送		航空輸送	国道0号	70.4	北九州空港、空自築城基地等からの緊急輸送				県道北九州湾岸線	8.9	空自芦屋基地からの緊急輸送	国道3号	筑後 地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号	国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道	九州縦貫自動車道	31.3	大分・長崎方面等からの緊急輸送		海上輸送	国道209号	26.9	大牟田港、三池港からの緊急輸送		県道筑山国分1丁田線	1.9	陸上自久留米駐屯地からの緊急輸送		航空輸送	国道3号	161.9	陸上小郡駐屯地等からの緊急輸送		筑豊 地域	陸上輸送	国道200号	82.4	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号	国道201号	79.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道	海上輸送	国道201号	79.9	博多港、苅田港からの緊急輸送		航空輸送	県道筑紫線	2.0	陸上自衛隊筑紫駐屯地からの緊急輸送		<table><tr><th colspan="2">路 線 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td>1</td><td>九州自動車道 (九州縦貫自動車道鹿児島線)</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>大分自動車道 (九州横断自動車道長崎大分線)</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>関門自動車道</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>東九州自動車道</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>東九州自動車道 (椎田道路)</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>西九州自動車道 (福岡前原有料道路)</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>福岡都市高速道路</td><td></td></tr><tr><td>8</td><td>北九州都市高速道路</td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>有明沿岸道路</td><td></td></tr><tr><td>10</td><td>国道202号今宿バイパス</td><td>「糸島市東」から佐賀県境までの間</td></tr><tr><td>11</td><td>国道3号黒崎バイパス</td><td></td></tr></table>	路 線 名		備 考	1	九州自動車道 (九州縦貫自動車道鹿児島線)		2	大分自動車道 (九州横断自動車道長崎大分線)		3	関門自動車道		4	東九州自動車道		5	東九州自動車道 (椎田道路)		6	西九州自動車道 (福岡前原有料道路)		7	福岡都市高速道路		8	北九州都市高速道路		9	有明沿岸道路		10	国道202号今宿バイパス	「糸島市東」から佐賀県境までの間	11	国道3号黒崎バイパス		
地域	種 別	道 路 名	距離(km)	選 定 理 由	予備路線																																																																																																																																																												
福岡 地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号																																																																																																																																																												
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道																																																																																																																																																												
		国道202号	67.1	佐賀・長崎方面からの緊急輸送	福岡前原道路																																																																																																																																																												
	海上輸送	国道3号	161.9	博多港(箱崎埠頭)等からの緊急輸送																																																																																																																																																													
		市営千鳥橋進入線	3.2	博多港(中央埠頭・箱崎埠頭)等からの緊急輸送																																																																																																																																																													
	航空輸送	県道筑紫線	7.3	福岡空港等からの緊急輸送	国道3号																																																																																																																																																												
		国道3号	161.9	陸田基岡駐屯地、空自春日原基地からの緊急輸送																																																																																																																																																													
北九州 地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号																																																																																																																																																												
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道																																																																																																																																																												
		国道0号	70.4	大分・宮崎方面からの緊急輸送																																																																																																																																																													
	海上輸送	国道0号	70.4	苅田港、宇島港等からの緊急輸送																																																																																																																																																													
		国道99号	46.7	小倉港、門司港等からの緊急輸送																																																																																																																																																													
	航空輸送	国道0号	70.4	北九州空港、空自築城基地等からの緊急輸送																																																																																																																																																													
		県道北九州湾岸線	8.9	空自芦屋基地からの緊急輸送	国道3号																																																																																																																																																												
筑後 地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号																																																																																																																																																												
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道																																																																																																																																																												
		九州縦貫自動車道	31.3	大分・長崎方面等からの緊急輸送																																																																																																																																																													
	海上輸送	国道209号	26.9	大牟田港、三池港からの緊急輸送																																																																																																																																																													
		県道筑山国分1丁田線	1.9	陸上自久留米駐屯地からの緊急輸送																																																																																																																																																													
	航空輸送	国道3号	161.9	陸上小郡駐屯地等からの緊急輸送																																																																																																																																																													
筑豊 地域	陸上輸送	国道200号	82.4	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号																																																																																																																																																												
		国道201号	79.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道																																																																																																																																																												
	海上輸送	国道201号	79.9	博多港、苅田港からの緊急輸送																																																																																																																																																													
		航空輸送	県道筑紫線	2.0	陸上自衛隊筑紫駐屯地からの緊急輸送																																																																																																																																																												
路 線 名		備 考																																																																																																																																																															
1	九州自動車道 (九州縦貫自動車道鹿児島線)																																																																																																																																																																
2	大分自動車道 (九州横断自動車道長崎大分線)																																																																																																																																																																
3	関門自動車道																																																																																																																																																																
4	東九州自動車道																																																																																																																																																																
5	東九州自動車道 (椎田道路)																																																																																																																																																																
6	西九州自動車道 (福岡前原有料道路)																																																																																																																																																																
7	福岡都市高速道路																																																																																																																																																																
8	北九州都市高速道路																																																																																																																																																																
9	有明沿岸道路																																																																																																																																																																
10	国道202号今宿バイパス	「糸島市東」から佐賀県境までの間																																																																																																																																																															
11	国道3号黒崎バイパス																																																																																																																																																																
	※ 各国道の延長は、バイパス含む県内延長距離を計上	※ 被災状況や道路損壊状況によって、路線の全部又は一部を指定する場合のほか、他の路線を指定する場合もある。																																																																																																																																																															

資料編 (203～205ページ)	8 主要路線表 (平成28年4月1日現在) <table><tr><th>道 路 種 別</th><th>路 線 名</th><th>路線番号</th><th>起 点 終 点</th><th>実延長 km</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="16">一般国道</td><td>2号</td><td></td><td>北九州市門司区 ～ 門司区(3号迄) (県界)</td><td>2.3</td><td></td></tr><tr><td>3号</td><td></td><td>北九州市門司区 ～ 八女市(県界)</td><td>145.2</td><td></td></tr><tr><td>10号</td><td></td><td>北九州市小倉北区 ～ 築上郡上毛町 (3号分岐) (県界)</td><td>65.4</td><td></td></tr><tr><td>198号</td><td></td><td>北九州市門司区 ～ 北九州市門司区</td><td>0.6</td><td></td></tr><tr><td>199号</td><td></td><td>北九州市門司区 ～ 北九州市八幡西区</td><td>46.4</td><td></td></tr><tr><td>200号</td><td></td><td>北九州市八幡西区 ～ 筑紫野市</td><td>91.1</td><td></td></tr><tr><td>201号</td><td></td><td>福岡市東区 ～ 京都郡荻田町</td><td>91.1</td><td></td></tr><tr><td>202号</td><td></td><td>福岡市博多区 ～ 糸島市</td><td>83.0</td><td></td></tr><tr><td>208号</td><td></td><td>大牟田市(県界) ～ 大川市(県界)</td><td>48.4</td><td></td></tr><tr><td>209号</td><td></td><td>大牟田市 ～ 久留米市</td><td>27.0</td><td></td></tr><tr><td>210号</td><td></td><td>久留米市 ～ うきは市(県界)</td><td>45.2</td><td></td></tr><tr><td>211号</td><td></td><td>朝倉郡東峰村(県界) ～ 北九州市八幡西区</td><td>48.0</td><td></td></tr><tr><td>263号</td><td></td><td>福岡市城南区 ～ 福岡市早良区 (県界)</td><td>21.4</td><td></td></tr><tr><td>264号</td><td></td><td>久留米市(県界) ～ 久留米市</td><td>2.7</td><td></td></tr><tr><td>322号</td><td></td><td>北九州市小倉南区 ～ 久留米市</td><td>117.3</td><td></td></tr><tr><td>385号</td><td></td><td>柳川市 ～ 福岡市博多区</td><td>39.5</td><td></td></tr></table>	道 路 種 別	路 線 名	路線番号	起 点 終 点	実延長 km	備 考	一般国道	2号		北九州市門司区 ～ 門司区(3号迄) (県界)	2.3		3号		北九州市門司区 ～ 八女市(県界)	145.2		10号		北九州市小倉北区 ～ 築上郡上毛町 (3号分岐) (県界)	65.4		198号		北九州市門司区 ～ 北九州市門司区	0.6		199号		北九州市門司区 ～ 北九州市八幡西区	46.4		200号		北九州市八幡西区 ～ 筑紫野市	91.1		201号		福岡市東区 ～ 京都郡荻田町	91.1		202号		福岡市博多区 ～ 糸島市	83.0		208号		大牟田市(県界) ～ 大川市(県界)	48.4		209号		大牟田市 ～ 久留米市	27.0		210号		久留米市 ～ うきは市(県界)	45.2		211号		朝倉郡東峰村(県界) ～ 北九州市八幡西区	48.0		263号		福岡市城南区 ～ 福岡市早良区 (県界)	21.4		264号		久留米市(県界) ～ 久留米市	2.7		322号		北九州市小倉南区 ～ 久留米市	117.3		385号		柳川市 ～ 福岡市博多区	39.5		8 主要路線表 (令和8年4月1日現在) <table><tr><th>道 路 種 別</th><th>路 線 名</th><th>路線番号</th><th>起 点 終 点</th><th>実延長 km</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="16">一般国道</td><td>2号</td><td></td><td>北九州市門司区 ～ 門司区(3号迄) (県界)</td><td>0.3</td><td></td></tr><tr><td>3号</td><td></td><td>北九州市門司区 ～ 八女市(県界)</td><td>138.0</td><td></td></tr><tr><td>10号</td><td></td><td>北九州市小倉北区 ～ 築上郡上毛町 (3号分岐) (県界)</td><td>55.2</td><td></td></tr><tr><td>198号</td><td></td><td>北九州市門司区 ～ 北九州市門司区</td><td>0.6</td><td></td></tr><tr><td>199号</td><td></td><td>北九州市門司区 ～ 北九州市八幡西区</td><td>46.9</td><td></td></tr><tr><td>200号</td><td></td><td>北九州市八幡西区 ～ 筑紫野市</td><td>76.6</td><td></td></tr><tr><td>201号</td><td></td><td>福岡市東区 ～ 京都郡荻田町</td><td>77.5</td><td></td></tr><tr><td>202号</td><td></td><td>福岡市博多区 ～ 糸島市</td><td>85.4</td><td></td></tr><tr><td>208号</td><td></td><td>大牟田市(県界) ～ 大川市(県界)</td><td>56.9</td><td></td></tr><tr><td>209号</td><td></td><td>大牟田市 ～ 久留米市</td><td>27.0</td><td></td></tr><tr><td>210号</td><td></td><td>久留米市 ～ うきは市(県界)</td><td>45.5</td><td></td></tr><tr><td>211号</td><td></td><td>朝倉郡東峰村(県界) ～ 北九州市八幡西区</td><td>42.0</td><td></td></tr><tr><td>263号</td><td></td><td>福岡市城南区 ～ 福岡市早良区 (県界)</td><td>17.6</td><td></td></tr><tr><td>264号</td><td></td><td>久留米市(県界) ～ 久留米市</td><td>2.9</td><td></td></tr><tr><td>322号</td><td></td><td>北九州市小倉南区 ～ 久留米市</td><td>96.9</td><td></td></tr><tr><td>385号</td><td></td><td>柳川市 ～ 福岡市博多区</td><td>31.6</td><td></td></tr></table>	道 路 種 別	路 線 名	路線番号	起 点 終 点	実延長 km	備 考	一般国道	2号		北九州市門司区 ～ 門司区(3号迄) (県界)	0.3		3号		北九州市門司区 ～ 八女市(県界)	138.0		10号		北九州市小倉北区 ～ 築上郡上毛町 (3号分岐) (県界)	55.2		198号		北九州市門司区 ～ 北九州市門司区	0.6		199号		北九州市門司区 ～ 北九州市八幡西区	46.9		200号		北九州市八幡西区 ～ 筑紫野市	76.6		201号		福岡市東区 ～ 京都郡荻田町	77.5		202号		福岡市博多区 ～ 糸島市	85.4		208号		大牟田市(県界) ～ 大川市(県界)	56.9		209号		大牟田市 ～ 久留米市	27.0		210号		久留米市 ～ うきは市(県界)	45.5		211号		朝倉郡東峰村(県界) ～ 北九州市八幡西区	42.0		263号		福岡市城南区 ～ 福岡市早良区 (県界)	17.6		264号		久留米市(県界) ～ 久留米市	2.9		322号		北九州市小倉南区 ～ 久留米市	96.9		385号		柳川市 ～ 福岡市博多区	31.6		時点修正
道 路 種 別	路 線 名	路線番号	起 点 終 点	実延長 km	備 考																																																																																																																																																																												
一般国道	2号		北九州市門司区 ～ 門司区(3号迄) (県界)	2.3																																																																																																																																																																													
	3号		北九州市門司区 ～ 八女市(県界)	145.2																																																																																																																																																																													
	10号		北九州市小倉北区 ～ 築上郡上毛町 (3号分岐) (県界)	65.4																																																																																																																																																																													
	198号		北九州市門司区 ～ 北九州市門司区	0.6																																																																																																																																																																													
	199号		北九州市門司区 ～ 北九州市八幡西区	46.4																																																																																																																																																																													
	200号		北九州市八幡西区 ～ 筑紫野市	91.1																																																																																																																																																																													
	201号		福岡市東区 ～ 京都郡荻田町	91.1																																																																																																																																																																													
	202号		福岡市博多区 ～ 糸島市	83.0																																																																																																																																																																													
	208号		大牟田市(県界) ～ 大川市(県界)	48.4																																																																																																																																																																													
	209号		大牟田市 ～ 久留米市	27.0																																																																																																																																																																													
	210号		久留米市 ～ うきは市(県界)	45.2																																																																																																																																																																													
	211号		朝倉郡東峰村(県界) ～ 北九州市八幡西区	48.0																																																																																																																																																																													
	263号		福岡市城南区 ～ 福岡市早良区 (県界)	21.4																																																																																																																																																																													
	264号		久留米市(県界) ～ 久留米市	2.7																																																																																																																																																																													
	322号		北九州市小倉南区 ～ 久留米市	117.3																																																																																																																																																																													
	385号		柳川市 ～ 福岡市博多区	39.5																																																																																																																																																																													
道 路 種 別	路 線 名	路線番号	起 点 終 点	実延長 km	備 考																																																																																																																																																																												
一般国道	2号		北九州市門司区 ～ 門司区(3号迄) (県界)	0.3																																																																																																																																																																													
	3号		北九州市門司区 ～ 八女市(県界)	138.0																																																																																																																																																																													
	10号		北九州市小倉北区 ～ 築上郡上毛町 (3号分岐) (県界)	55.2																																																																																																																																																																													
	198号		北九州市門司区 ～ 北九州市門司区	0.6																																																																																																																																																																													
	199号		北九州市門司区 ～ 北九州市八幡西区	46.9																																																																																																																																																																													
	200号		北九州市八幡西区 ～ 筑紫野市	76.6																																																																																																																																																																													
	201号		福岡市東区 ～ 京都郡荻田町	77.5																																																																																																																																																																													
	202号		福岡市博多区 ～ 糸島市	85.4																																																																																																																																																																													
	208号		大牟田市(県界) ～ 大川市(県界)	56.9																																																																																																																																																																													
	209号		大牟田市 ～ 久留米市	27.0																																																																																																																																																																													
	210号		久留米市 ～ うきは市(県界)	45.5																																																																																																																																																																													
	211号		朝倉郡東峰村(県界) ～ 北九州市八幡西区	42.0																																																																																																																																																																													
	263号		福岡市城南区 ～ 福岡市早良区 (県界)	17.6																																																																																																																																																																													
	264号		久留米市(県界) ～ 久留米市	2.9																																																																																																																																																																													
	322号		北九州市小倉南区 ～ 久留米市	96.9																																																																																																																																																																													
	385号		柳川市 ～ 福岡市博多区	31.6																																																																																																																																																																													

			386号		朝倉市	～ 筑紫野市	37.6					386号		朝倉市	～ 筑紫野市	37.6					386号		朝倉市	～ 筑紫野市	37.6					386号		朝倉市	～ 筑紫野市	37.6				
			389号		大牟田市	～ 大牟田市(県界)	3.9					389号		大牟田市	～ 大牟田市(県界)	3.9					389号		大牟田市	～ 大牟田市(県界)	3.9					389号		大牟田市	～ 大牟田市(県界)	3.9				
			442号		八女市	～ 大川市	60.6					442号		八女市	～ 大川市	60.2					442号		八女市	～ 大川市	60.2					442号		八女市	～ 大川市	60.2				
			443号		大川市	～ みやま市(県界)	26.0					443号		大川市	～ みやま市(県界)	27.6					443号		大川市	～ みやま市(県界)	27.6					443号		大川市	～ みやま市(県界)	27.6				
			495号		北九州市若宮区	～ 福岡市東区	69.1					495号		北九州市若松区	～ 福岡市東区	44.8					495号		北九州市若松区	～ 福岡市東区	44.8					495号		北九州市若松区	～ 福岡市東区	44.8				
			496号		行橋市	～ 京都郡みやこ町	41.7					496号		行橋市	～ 京都郡みやこ町	37.8					496号		行橋市	～ 京都郡みやこ町	37.8					496号		行橋市	～ 京都郡みやこ町	37.8				
			497号		福岡市	～ 糸島市	14.8					497号		糸島市	～ 糸島市(県界)	0.5					497号		糸島市	～ 糸島市(県界)	0.5					497号		糸島市	～ 糸島市(県界)	0.5				
			500号		京都郡みやこ町	～ 小郡市	55.8					500号		京都郡みやこ町	～ 小郡市	60.8					500号		京都郡みやこ町	～ 小郡市	60.8					500号		京都郡みやこ町	～ 小郡市	60.8				
		主 要 地方道	豊前万田線	1	豊前市	～ 築上郡上毛町 (県界)	1.3					豊前万田線	1	豊前市	～ 築上郡上毛町 (県界)	1.4					豊前万田線	1	豊前市	～ 築上郡上毛町 (県界)	1.4					豊前万田線	1	豊前市	～ 築上郡上毛町 (県界)	1.4				
			豊前耶馬溪線	2	豊前市	～ 豊前市(県界)	9.2					豊前耶馬溪線	2	豊前市	～ 豊前市(県界)	9.2					豊前耶馬溪線	2	豊前市	～ 豊前市(県界)	9.2					豊前耶馬溪線	2	豊前市	～ 豊前市(県界)	9.2				
			大牟田植木線	3	大牟田市	～ 大牟田市(県界)	7.8					大牟田植木線	3	大牟田市	～ 大牟田市(県界)	7.9					大牟田植木線	3	大牟田市	～ 大牟田市(県界)	7.9					大牟田植木線	3	大牟田市	～ 大牟田市(県界)	7.9				
			玉名八女線	4	八女市(県界)	～ 八女市	14.9					玉名八女線	4	八女市(県界)	～ 八女市	14.9					玉名八女線	4	八女市(県界)	～ 八女市	14.9					玉名八女線	4	八女市(県界)	～ 八女市	14.9				
			大牟田南関線	5	大牟田市	～ 大牟田市(県界)	5.4					大牟田南関線	5	大牟田市	～ 大牟田市(県界)	5.4					大牟田南関線	5	大牟田市	～ 大牟田市(県界)	5.4					大牟田南関線	5	大牟田市	～ 大牟田市(県界)	5.4				
			玉名立花線	6	八女市(県界)	～ 八女市	0.6					玉名立花線	6	八女市(県界)	～ 八女市	0.6					玉名立花線	6	八女市(県界)	～ 八女市	0.6					玉名立花線	6	八女市(県界)	～ 八女市	0.6				
			筑紫野インタ ー線	7	筑紫野市	～ 筑紫野市	2.7					筑紫野インタ ー線	7	筑紫野市	～ 筑紫野市	3.0					筑紫野インタ ー線	7	筑紫野市	～ 筑紫野市	3.0					筑紫野インタ ー線	7	筑紫野市	～ 筑紫野市	3.0				
			馬田頓田線	8	朝倉市	～ 朝倉市	3.2					馬田頓田線	8	朝倉市	～ 朝倉市	3.2					馬田頓田線	8	朝倉市	～ 朝倉市	3.2					馬田頓田線	8	朝倉市	～ 朝倉市	3.2				
			室木下有木若 宮線	9	鞍手郡鞍手町	～ 宮若市	8.8					室木下有木若 宮線	9	鞍手郡鞍手町	～ 宮若市	8.4					室木下有木若 宮線	9	鞍手郡鞍手町	～ 宮若市	8.4					室木下有木若 宮線	9	鞍手郡鞍手町	～ 宮若市	8.4				
			南関大牟田北 線	10	大牟田市(県界)	～ 大牟田市	10.4					南関大牟田北 線	10	大牟田市(県界)	～ 大牟田市	10.9					南関大牟田北 線	10	大牟田市(県界)	～ 大牟田市	10.9					南関大牟田北 線	10	大牟田市(県界)	～ 大牟田市	10.9				
			有毛引野線	11	北九州市若松区	～ 北九州市若松区	12.3					(削除)									前原富士線	11	糸島市	～ 糸島市(県界)	15.6					前原富士線	11	糸島市	～ 糸島市(県界)	15.6				
			前原富士線	12	糸島市	～ 糸島市(県界)	15.7					前原富士線	12	糸島市	～ 糸島市(県界)	15.6					黒木鹿北線	12	八女市	～ 八女市(県界)	3.8					黒木鹿北線	12	八女市	～ 八女市(県界)	3.8				
			黒木鹿北線	13	八女市	～ 八女市(県界)	3.8					黒木鹿北線	12	八女市	～ 八女市(県界)	3.8					鳥栖朝倉線	13	小郡市	～ 朝倉市	22.1					鳥栖朝倉線	13	小郡市	～ 朝倉市	22.1				
			鳥栖朝倉線	14	小郡市	～ 朝倉市	21.9					鳥栖朝倉線	13	小郡市	～ 朝倉市	22.1					佐賀八女線	14	久留米市(県界)	～ 八女市	13.3					佐賀八女線	14	久留米市(県界)	～ 八女市	13.3				
			佐賀八女線	15	久留米市(県界)	～ 八女市	13.6					佐賀八女線	14	久留米市(県界)	～ 八女市	13.3					吉富本耶馬溪 線	15	築上郡吉富町	～ 吉富町(県界)	12.5					吉富本耶馬溪 線	15	築上郡吉富町	～ 吉富町(県界)	12.5				
			吉富本耶馬溪 線	16	築上郡吉富町	～ 吉富町(県界)	12.4					吉富本耶馬溪 線	15	築上郡吉富町	～ 吉富町(県界)	12.5					久留米基山筑 紫野線	16	久留米市	～ 筑紫野市	8.1					久留米基山筑 紫野線	16	久留米市	～ 筑紫野市	8.1				
			久留米基山筑 紫野線	17	久留米市	～ 筑紫野市	8.3					久留米基山筑 紫野線	16	久留米市	～ 筑紫野市	8.1					大牟田川副線	17	大牟田市	～ 大川市(県界)	38.4					大牟田川副線	17	大牟田市	～ 大川市(県界)	38.4				
			大牟田川副線	18	大牟田市	～ 大川市(県界)	34.5					大牟田川副線	17	大牟田市	～ 大川市(県界)	38.4					諸富西島線	18	大川市(県界)	～ 久留米市	5.0					諸富西島線	18	大川市(県界)	～ 久留米市	5.0				
			諸富西島線	19	大川市(県界)	～ 久留米市	5.0					諸富西島線	18	大川市(県界)	～ 久留米市	5.0					佐賀大川線	19	大川市(県界)	～ 大川市	1.4					佐賀大川線	19	大川市(県界)	～ 大川市	1.4				
			佐賀大川線	20	大川市(県界)	～ 大川市	1.4					佐賀大川線	19	大川市(県界)	～ 大川市	1.4					福岡直方線	20	福岡市博多区	～ 直方市	45.4					福岡直方線	20	福岡市博多区	～ 直方市	32.8				
			福岡直方線	21	福岡市博多区	～ 直方市	45.4					福岡直方線	20	福岡市博多区	～ 直方市	32.8					田川直方線	21	田川市	～ 直方市	27.2					田川直方線	21	田川市	～ 直方市	27.2				
			田川直方線	22	田川市	～ 直方市	27.2					田川直方線	21	田川市	～ 直方市	27.2					久留米柳川線	22	久留米市	～ 柳川市	19.0					久留米柳川線	22	久留米市	～ 柳川市	19.0				
			久留米柳川線	23	久留米市	～ 柳川市	19.0					久留米柳川線	22	久留米市	～ 柳川市	19.0					福岡東環状線	23	福岡市東区	～ 福岡市博多区	20.2					福岡東環状線	23	福岡市東区	～ 福岡市博多区	11.3				
			福岡東環状線	24	福岡市東区	～ 福岡市博多区	20.2					福岡東環状線	23	福岡市東区	～ 福岡市博多区	11.3					門司行橋線	24	北九州市門司区	～ 行橋市	46.3					門司行橋線	24	北九州市門司区	～ 行橋市	19.0				
			門司行橋線	25	北九州市門司区	～ 行橋市	46.3					門司行橋線	24	北九州市門司区	～ 行橋市	19.0					主 要 地方道			北九州芦屋線	25	北九州市若松区	～ 遠賀郡芦屋町	1.7		北九州芦屋線	25	北九州市若松区	～ 遠賀郡芦屋町	1.7				
		主 要 地方道	北九州芦屋線	26	直方市	～ 遠賀郡芦屋町	19.5					直方芦屋線	26	直方市	～ 遠賀郡芦屋町	19.5								直方芦屋線	26	直方市	～ 遠賀郡芦屋町	19.5		直方芦屋線	26	直方市	～ 遠賀郡芦屋町	19.5				
			直方芦屋線	27	直方市	～ 遠賀郡芦屋町	19.5					直方行橋線	27	直方市	～ 行橋市	32.9								直方行橋線	27	直方市	～ 行橋市	18.4		直方行橋線	27	直方市	～ 行橋市	18.4				
			直方行橋線	28	直方市	～ 行橋市	32.9					直方宗像線	28	直方市	～ 宗像市	13.8								直方宗像線	28	直方市	～ 宗像市	13.8		直方宗像線	28	直方市	～ 宗像市	13.8				
			直方宗像線	29	直方市	～ 宗像市	13.8					飯塚福岡線	29	飯塚市	～ 福津市	27.2								飯塚福岡線	29	飯塚市	～ 福津市	28.0		飯塚福岡線	29	飯塚市	～ 福津市	28.0				
			飯塚福岡線	30	飯塚市	～ 福津市	27.2					福岡筑紫野線	30	福岡市中央区	～ 筑紫野市	19.3				福岡筑紫野線	30	福岡市中央区	～ 筑紫野市	12.7		福岡筑紫野線	30	福岡市中央区	～ 筑紫野市	12.7								
福岡筑紫野線	31	福岡市中央区	～ 筑紫野市	19.3		福岡筑紫野線	30	福岡市中央区	～ 筑紫野市	12.7		犀川豊前線	31	京都郡みやこ町	～ 豊前市	29.9		犀川豊前線	31	京都郡みやこ町	～ 豊前市	29.4																
犀川豊前線	32	京都郡みやこ町	～ 豊前市	29.9		犀川豊前線	31	京都郡みやこ町	～ 豊前市	29.4		甘木田主丸線	32	朝倉市	～ 久留米市	8.6		甘木田主丸線	32	朝倉市	～ 久留米市	8.6																
甘木田主丸線	33	朝倉市	～ 久留米市	8.6		甘木田主丸線	32	朝倉市	～ 久留米市	8.6		行橋添田線	33	行橋市	～ 田川郡添田町	29.1		行橋添田線	33	行橋市	～ 田川郡添田町	31.2																
行橋添田線	34	行橋市	～ 田川郡添田町	29.1		行橋添田線	33	行橋市	～ 田川郡添田町	31.2		筑紫野古賀線	35	筑紫野市	～ 古賀市	38.1		筑紫野古賀線	35	筑紫野市	～ 古賀市	41.3																
筑紫野古賀線	35	筑紫野市	～ 古賀市	38.1		筑紫野古賀線	34	筑紫野市	～ 古賀市	41.3		(削除)									(削除)																	
小倉停車場線	36	小倉停車場	～ 北九州市小倉北 区	0.2		(削除)									(削除)																							
小倉港線	37	小倉港	～ 北九州市小 倉北区	0.6		(削除)									(削除)																							
戸畑停車場線	38	戸畑停車場	～ 北九州市戸畑区	0.4		(削除)									(削除)																							
戸畑停車場線	38	戸畑停車場	～ 北九州市戸畑区	0.4		(削除)									(削除)																							
荏田港線	39	荏田港	～ 京都郡荏田町	0.3		(削除)									(削除)									荏田港線	35	荏田港	～ 京都郡荏田町	0.3										

		直方停車場線	40	直方停車場	～ 直方市	0.5				直方停車場線	36	直方停車場	～ 直方市	0.5			
		伊田停車場線	41	田川伊田停車場	～ 田川市	0.5				伊田停車場線	37	田川伊田停車場	～ 田川市	0.5			
		飯塚停車場線	42	飯塚停車場	～ 飯塚市	0.2				飯塚停車場線	38	飯塚停車場	～ 飯塚市	0.2			
		博多停車場線	43	博多停車場	～ 福岡市博多区	1.1				(削除)							
		博多港線	44	博多港	～	0.8				(削除)							
		福岡空港線	45	福岡空港	～ 福岡市博多区	3.0				(削除)							
		久留米停車場線	46	久留米停車場	～ 久留米市	1.9				久留米停車場線	39	久留米停車場	～ 久留米市	1.9			
		久留米城島大川線	47	久留米市	～ 大川市	17.9				久留米城島大川線	40	久留米市	～ 大川市	17.8			
		中間引野線	48	中間市	～ 北九州市八幡西区	4.7				中間引野線	41	中間市	～ 北九州市八幡西区	2.5			
		大野城二丈線	49	大野城市	～ 糸島市	35.3				大野城二丈線	42	大野城市	～ 糸島市	18.0			
		八幡戸畑線	50	北九州市八幡東区	～ 北九州市戸畑区	7.1				(削除)							
		曽根鞘ヶ谷線	51	北九州市小倉南区	～ 北九州市戸畑区	13.1				(削除)							
		八女香春線	52	八女市	～ 田川郡香春町	80.0				八女香春線	43	八女市	～ 田川郡香春町	74.6			
		久留米筑紫野線	53	久留米市	～ 筑紫野市	32.2				久留米筑紫野線	44	久留米市	～ 筑紫野市	58.7			
		福岡志摩前原線	54	福岡市西区	～ 糸島市	39.7				福岡志摩前原線	45	福岡市西区	～ 糸島市	27.9			
		宮田遠賀線	55	宮若市	～ 遠賀郡遠賀町	17.5				宮田遠賀線	46	宮若市	～ 遠賀郡遠賀町	17.8			
		福岡早良大野城線	56	福岡市西区	～ 大野城市	26.4				福岡早良大野城線	47	福岡市西区	～ 大野城市	17.3			
		浮羽石川内線	57	うきは市	～ 八女市	20.3				浮羽石川内線	48	うきは市	～ 八女市	20.3			
		椎田勝山線	58	築上郡築上町	～ 京都郡みやこ町	22.1				椎田勝山線	49	築上郡築上町	～ 京都郡みやこ町	22.1			
		志賀島和白線	59	福岡市東区	～ 福岡市東区	13.2				(削除)							
		飯塚大野城線	60	飯塚市	～ 大野城市	37.3				飯塚大野城線	50	飯塚市	～ 大野城市	34.9			
		小倉中間線	61	北九州市小倉南区	～ 中間市	21.3				小倉中間線	51	北九州市小倉南区	～ 中間市	2.2			
		北九州小竹線	62	北九州市八幡東区	～ 鞍手郡小竹町	28.9				北九州小竹線	52	北九州市八幡東区	～ 鞍手郡小竹町	21.9			
		長行田町線	63	北九州市小倉南区	～ 北九州市小倉北区	9.5				(削除)							
		苅田採銅所線	64	京都郡苅田町	～ 田川郡香春町	26.4				苅田採銅所線	53	京都郡苅田町	～ 田川郡香春町	26.4			
		筑紫野筑穂線	65	筑紫野市	～ 飯塚市	21.0				筑紫野筑穂線	54	筑紫野市	～ 飯塚市	21.0			
		桂川下秋月線	66	嘉穂郡桂川町	～ 朝倉市	22.0				桂川下秋月線	55	嘉穂郡桂川町	～ 朝倉市	22.0			
		田川桑野線	67	田川市	～ 嘉麻市	29.3				田川桑野線	56	田川市	～ 嘉麻市	28.9			
		福岡太宰府線	68	福岡市東区	～ 太宰府市	15.4				福岡太宰府線	57	福岡市東区	～ 太宰府市	13.4			
		宗像玄海線	69	宗像市	～ 宗像市	12.1				宗像玄海線	58	宗像市	～ 宗像市	12.1			
		田主丸黒木線	70	久留米市	～ 八女市	29.3				田主丸黒木線	59	久留米市	～ 八女市	29.3			
		新門司港大里線	71	北九州市門司区	～ 北九州市門司区	9.5				(削除)							
		黒川白野江東本町線	72	北九州市門司区	～ 北九州市門司区	10.8				(削除)							
		直方水巻線	73	直方市	～ 遠賀郡水巻町	18.8				直方水巻線	60	直方市	～ 遠賀郡水巻町	15.3			
		宮田小竹線	74	宮若市	～ 鞍手郡小竹町	10.1				宮田小竹線	61	宮若市	～ 鞍手郡小竹町	9.2			
		若宮玄海線	75	宮若市	～ 宗像市	18.7				若宮玄海線	62	宮若市	～ 宗像市	18.7			
		筑紫野太宰府線	76	筑紫野市	～ 太宰府市	9.4				筑紫野太宰府線	63	筑紫野市	～ 太宰府市	9.6			
		筑紫野三輪線	77	筑紫野市	～ 朝倉郡筑前町	14.8				筑紫野三輪線	64	筑紫野市	～ 朝倉郡筑前町	15.0			
		添田小石原線	78	田川郡添田町	～ 朝倉郡東峰村	14.9				添田小石原線	65	田川郡添田町	～ 朝倉郡東峰村	14.9			
		朝倉小石原線	79	朝倉市	～ 朝倉郡東峰村	18.6				朝倉小石原線	66	朝倉市	～ 朝倉郡東峰村	18.7			
	主 要 地方道	甘木朝倉田主丸線	80	久留米市	～ 朝倉市	15.0				甘木朝倉田主丸線	67	久留米市	～ 朝倉市	15.5			
		久留米浮羽線	81	久留米市	～ うきは市	24.9				久留米浮羽線	68	久留米市	～ うきは市	24.9			
		久留米立花線	82	久留米市	～ 八女市	12.4				久留米立花線	69	久留米市	～ 八女市	12.2			
		大和城島線	83	柳川市	～ 久留米市	15.4				大和城島線	70	柳川市	～ 久留米市	15.4			
		三潞上陽線	84	久留米市	～ 八女市	22.3				三潞上陽線	71	久留米市	～ 八女市	21.4			

		福岡志摩線	85	福岡市西区	～ 糸島市	13.3	
		久留米筑後線	86	久留米市	～ 筑後市	14.3	
		岡垣宮田線	87	遠賀郡岡垣町	～ 宮若市	15.9	
		久留米小郡線	88	久留米市	～ 小郡市	18.8	
		瀬高久留米線	89	みやま市	～ 久留米市	15.4	
		穂波嘉穂線	90	飯塚市	～ 嘉麻市	13.0	
		志免須恵線	91	粕屋郡志免町	～ 粕屋郡須恵町	8.9	
		宗像篠栗線	92	宗像市	～ 粕屋郡篠栗町	37.6	
		大牟田高田線	93	大牟田市	～ みやま市	16.1	
		高田山川線	94	みやま市	～ みやま市	6.5	
		添田赤池線	95	田川郡添田町	～ 田川郡福智町	15.8	
		八女瀬高線	96	八女市	～ みやま市	14.2	
		福岡宗像玄海線	97	宗像市	～ 宗像市	13.9	
		中間宮田線	98	中間市	～ 宮若市	14.0	
		大川大木線	99	大川市	～ 三潞郡大木町	6.3	
		大日寺潤野飯塚線	100	飯塚市	～ 飯塚市	5.7	
		浮羽草野久留米線	151	うきは市	～ 久留米市	22.3	

(平成30年10月1日現在)

道 路 種 別	路 線 名	起 点 終 点	延長 km	備 考
高 速 自 動 車 国 道	関門自動車道	門司区(県界) ～ 門司区黒川	7.0	
	東九州自動車道	北九州市小倉南区 ～ 上毛町(県界)	38.9	
	九州縦貫自動車道	門司区黒川 ～ 大牟田市(県界)	126.3	
	九州横断自動車道	小郡市(県界) ～ 朝倉市	31.5	
都市高速道路	福岡高速			
	1号線	福岡市東区香住ヶ丘 ～ 西区福重	18.0	
	2号線	福岡市博多区千代 ～ 太宰府市水城	13.2	
	3号線	福岡市博多区東光 ～ 博多区豊	0.6	
	4号線	福岡市東区箱崎ふ頭	6.9	
	5号線	福岡市博多区西月限	18.1	
	(新設)			
	北九州高速			
	1号線	北九州市小倉南区 ～ 小倉北区下到津長野	9.2	
	2号線	北九州市小倉北区 ～ 戸畑区大字戸畑許斐町	4.3	
	3号線	北九州市小倉北区 ～ 小倉北区東港菜園場	1.8	
	4号線	北九州市門司区春日町	31.8	
	5号線	北九州市八幡東区東田	2.4	

		福岡志摩線	72	福岡市西区	～ 糸島市	8.2	
		久留米筑後線	73	久留米市	～ 筑後市	14.2	
		岡垣宮田線	74	遠賀郡岡垣町	～ 宮若市	15.3	
		久留米小郡線	75	久留米市	～ 小郡市	15.5	
		瀬高久留米線	76	みやま市	～ 久留米市	18.2	
		穂波嘉穂線	77	飯塚市	～ 嘉麻市	13.0	
		志免須恵線	78	粕屋郡志免町	～ 粕屋郡須恵町	8.9	
		宗像篠栗線	79	宗像市	～ 粕屋郡篠栗町	36.2	
		大牟田高田線	80	大牟田市	～ みやま市	17.6	
		高田山川線	81	みやま市	～ みやま市	7.2	
		添田赤池線	82	田川郡添田町	～ 田川郡福智町	15.8	
		八女瀬高線	83	八女市	～ みやま市	14.4	
		福岡宗像玄海線	84	宗像市	～ 宗像市	13.9	
		中間宮田線	85	中間市	～ 宮若市	14.8	
		大川大木線	86	大川市	～ 三潞郡大木町	5.6	
		大日寺潤野飯塚線	87	飯塚市	～ 飯塚市	5.7	
		浮羽草野久留米線	88	うきは市	～ 久留米市	22.3	

(令和8年4月1日現在)

道 路 種 別	路 線 名	起 点 終 点	延長 km	備 考
高 速 自 動 車 国 道	関門自動車道	門司区(県界) ～ 門司区黒川	7.0	
	東九州自動車道	北九州市小倉南区 ～ 上毛町(県界)	38.9	
	九州縦貫自動車道	門司区黒川 ～ 大牟田市(県界)	126.3	
	九州横断自動車道	小郡市(県界) ～ 朝倉市	31.5	
都市高速道路	福岡高速			
	1号線	福岡市東区香住ヶ丘 ～ 西区福重	18.0	
	2号線	福岡市博多区千代 ～ 太宰府市水城	13.2	
	3号線	福岡市博多区東光 ～ 博多区豊	0.6	
	4号線	福岡市東区箱崎ふ頭	6.9	
	5号線	福岡市博多区西月限	18.1	
	6号線	福岡市東区香椎浜 ～ 東区みなと香椎	2.5	
	北九州高速			
	1号線	北九州市小倉南区 ～ 小倉北区下到津長野	9.2	
	2号線	北九州市小倉北区 ～ 戸畑区大字戸畑許斐町	4.3	
	3号線	北九州市小倉北区 ～ 小倉北区東港菜園場	1.8	
	4号線	北九州市門司区春日町	31.8	
	5号線	北九州市戸畑区牧山海岸	5.1	

